

平成 2 6 年第 4 回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成 2 6 年 1 2 月 5 日 開会

平成 2 6 年 1 2 月 1 6 日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成26年東吾妻町議会第4回定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○議員派遣の件について	6
○議案第5号の上程、説明、議案調査	7
○議案第6号～議案第8号の一括上程、説明、議案調査	8
○議案第9号の上程、説明、議案調査	10
○議案第10号～議案第13号の一括上程、説明、議案調査	11
○議案第14号の上程、説明、議案調査	17
○議案第15号の上程、説明、議案調査	18
○議案第16号の上程、説明、議案調査	19
○議案第1号の上程、説明、議案調査	20
○議案第2号の上程、説明、議案調査	27
○議案第3号の上程、説明、議案調査	29
○議案第4号の上程、説明、議案調査	30
○議案第17号の上程、説明、議案調査	31
○請願書・陳情書の処理について	33

○散会の宣告	34
--------	----

第 2 号 (12月15日)

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	36
○出席議員	36
○欠席議員	36
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	36
○職務のため出席した者	36
○開議の宣告	37
○議事日程の報告	37
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	37
○議案第6号～議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	48
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	52
○議案第10号～議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決	52
○議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決	54
○議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決	54
○議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決	55
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	56
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	63
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	64
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	65
○議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決	65
○請願書・陳情書の委員会審査報告	66
○発委1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	72
○発委2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	73
○閉会中の継続審査(調査)事件について	74
○町政一般質問	76
佐藤 聡 一 君	76
根津 光 儀 君	82

山 田 信 行 君	93
一 場 明 夫 君	102
○延会について	119
○延会の宣告	119

第 3 号 (12月16日)

○議事日程	121
○本日の会議に付した事件	121
○出席議員	121
○欠席議員	121
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	121
○職務のため出席した者	122
○開議の宣告	123
○議事日程の報告	123
○町政一般質問	123
茂 木 恒 二 君	123
重 野 能 之 君	133
須 崎 幸 一 君	138
金 澤 敏 君	144
青 柳 はるみ 君	152
○町長挨拶	155
○議長挨拶	156
○閉会の宣告	157
○署名議員	159

平成26年12月 5 日（金曜日）

（第 1 号）

平成26年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第1号）

平成26年12月5日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 議案第 5 号 東吾妻町組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 6 議案第 6 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 7 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 8 議案第 8 号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例につい
て
- 第 9 議案第 9 号 東吾妻町交通安全条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第10号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例について
- 第11 議案第11号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
について
- 第12 議案第12号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例について
- 第13 議案第13号 東吾妻町保育認定基準を定める条例について
- 第14 議案第14号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 第15 議案第15号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第16号 東吾妻町指定地区公共施設等整備基金条例について
- 第17 議案第 1 号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）
- 第18 議案第 2 号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第 3 号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第20 議案第 4号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

第21 議案第17号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の変更について

第22 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	橋 爪 英 夫 君	2番	重 野 能 之 君
3番	佐 藤 聡 一 君	4番	根 津 光 儀 君
5番	樹 下 啓 示 君	6番	山 田 信 行 君
7番	水 出 英 治 君	8番	茂 木 恒 二 君
9番	金 澤 敏 君	10番	青 柳 はるみ 君
11番	須 崎 幸 一 君	12番	浦 野 政 衛 君
13番	一 場 明 夫 君	14番	菅 谷 光 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	荒 木 博 之 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	丸 山 和 政 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議会事務局 補佐	水 出 悟
--------	---------	-------------	-------

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り一段と寒くなってまいりました。本日はここに平成26年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には年末極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。

さて、本定例会には、平成26年度補正予算案を初め組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例等計17件が提案される予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。

町長初め執行部各位におかれましては、来る年度の予算編成時期と重なり大変だろうと思いますが、会議の運営に一層のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成26年第4回定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

としもいよいよ20日余りを残すのみとなり、大変気ぜわしい年の瀬を迎えました。本日にここに、平成26年第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

この2年間の安倍政権の経済政策等を国民に信を問うとして、14日に第47回衆議院議員

総選挙が行われます。この選挙は、今後の国政の方向を決定する極めて重要な選挙であります。

このような状況のもとで、町でも12月3日に予算編成会議を開催し、年内には各課からの予算要求書が提出される予定でありまして、引き続き厳しい財政状況でございますが、主要事業に対し必要性、費用対効果などを精査した事業評価を実施し、財源の重点配分や効率化を図るとともに、町民の視点に立った行政サービスの向上を目指し、予算を編成したいと考えております。

さて、本定例会では、東吾妻町組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を初め条例関係12件、平成26年度東吾妻町一般会計補正予算を初め予算関係4件、東吾妻町過疎地域自立促進計画の変更についての1件を提案させていただく予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） ただいまより平成26年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋爪英夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の氏名は、会議規則第125条の規定により、12番、浦野政衛議員、13番、一場明夫議員、14番、菅谷光重議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から12月16日までの12日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認め、会期は12日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は12月8日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、議員各位には従前より理論的、具体的な通告書作成にご協力をいただいております。今後もより一層、皆さんにご協力をいただき、建設的な政策議論に臨んでいただきたいと存じます。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合は、通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げます。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力をくださいますよう重ねてお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（橋爪英夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただきまして、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

なお、11月12日開催の全国町村議会議長大会の関係資料につきましても添付してござい

ますので、参考としていただきたいと存じます。

◎議員派遣の件について

○議長（橋爪英夫君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

去る10月27日に開催されました吾妻郡町村議会議長会主催の吾妻郡町村議会議員研修及び10月29日に開催されました群馬県町村議会議長会主催の群馬県町村議会議員研修について、10番、青柳はるみ議員より報告願います。

（10番 青柳はるみ君 登壇）

○10番（青柳はるみ君） おはようございます。

それでは、ご報告いたします。

去る10月27日、郡議長会主催のコニファーいわびつで東洋大教授からの講演がありました。国際的な中での国の位置、また、国の動向に対する地方自治の話がありました。

また、10月29日、吉岡の研修会がありました。県研修会では、国の動向に対しての地方自治のあり方、また、地方議会のやるべきこと、また、まちづくりに参考になるものがあり、これからも参考にして町づくりに生かしていきたいというものでありました。

以上、報告を終わります。

○議長（橋爪英夫君） 青柳はるみ議員の報告を終わります。

次に、11月5日、6日、8日、9日、10日に実施いたしました議会報告会について、11番、須崎幸一議員より報告を願います。

（11番 須崎幸一君 登壇）

○11番（須崎幸一君） それでは、議会報告会について報告いたします。

去る11月5日、6日、8日、9日、10日の5日間にわたりまして議会報告会を開催いたしました。5日間で49人の町民の方が参加してくださいました。役場庁舎建設問題、医療確保の問題や行政の各分野のことについて、また、議会運営に関する請願・陳情等についての質問、要望、意見等を数多くいただきました。今後、必要に応じまして町執行部につなげるとともに、議会においても検討協議していただければと思います。

昨年に続き参加者が大変少なかったことが残念であります。今後の検討課題であると思います。

以上、閉会中の議員派遣の報告とします。

○議長（橋爪英夫君） 須崎幸一議員の報告を終わります。

なお、11月20日に開催されました群馬県市町村振興協会主催の市町村トップセミナーについては、議長が出席してまいりました。前総務事務次官の岡崎浩巳さんから「地方行政を取り巻く諸課題について」講演を受けてまいりましたので申し添えます。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第5、議案第5号 東吾妻町組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 東吾妻町組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は組織の見直しを実施するためのものであり、町部局につきましては9課から10課とし、教育委員会部局につきましては、今までどおり1課とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

それでは、説明を申し上げます。

この条例は、今回の組織の見直しに伴います課の設置、課名変更及び事務分掌の変更を行うため、関係する東吾妻町課設置条例、東吾妻町農業振興地域整備促進協議会設置条例、東吾妻町林業構造改善事業審議会条例及び東吾妻町防災無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するための条例でございます。

この機構改革につきましては、地域政策課を新設し、税務会計課を税務課と会計課に、産

業課を農林課に変更し、事業課を廃止するものであります。

新旧対照表をごらんください。

欄外左上にありますように、第1条の東吾妻町課設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。第1条は、課の改正でございます。改正前の第2条は削除し、第3条を第2条とし、各課の事務分掌を定めております。

新旧対照表の5ページをお願いいたします。

第2条は、東吾妻町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例で、第7条の「産業課」を「農林課」に改正するものでございます。

次の第3条は、東吾妻町林業構造改善事業審議会条例の一部を改正する条例で、第8条の「産業課内」を「農林課内」に改正するものでございます。

次の第4条は、東吾妻町防災無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。別表の「産業課」を「農林課」に改めるのと、誤字の訂正及び「榛名吾妻荘」を「総務課」に改める改正でございます。

なお、この条例改正の施行は平成27年4月1日を予定しております。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第6号～議案第8号の一括上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第6、議案第6号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第8、議案第8号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

について、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告を受けて、職員の給与及び議員、町長、副町長の報酬の改定を行うものでございます。

職員の給与については、地方公務員法において、生計費、国及び他の地方公共団体の職員給与、民間事業者の従事者の給与、その他事情を考慮して定めなければならないとされております。

本町につきましては、県人事委員会等の勧告も考慮して給与等の改正を行います。町長、副町長、教育長、議員につきましては期末手当を年間0.15月分の増額、職員につきましては、給料を月額平均0.3%の増額と期末勤勉手当を年間0.15月分の増額をするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 最初に、議案第6号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、今回の改正につきましては、平成26年8月7日の人事院勧告に準拠する形で実施するものでございます。

主なものは、月例給について平均0.3%を引き上げ、期末勤勉手当について年間0.15カ月を4月1日にさかのぼって引き上げるという内容でございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第9条の2は、診療所に勤務する医者の初任給調整手当を月額41万900円を月額41万2,200円に改正。

第20条は勤勉手当でございますが、第2項に100分の67.5を82.5に改正。その下段、特定幹部職員となっておりますが、管理職は期末と勤勉手当の率の適用が異なるため、100分の87.5を102.5に改正する内容となっております。

2号の再任用職員については、0.05カ月の引き上げでございます。

附則の14項では、55歳を超え、給料表6級を適用する職員は、勤勉手当を1.5%減額するという内容でございます。

次のページの別表第1、行政職給料表は平均で0.3%増額した額に改正する内容でございます。

10ページの第2条関係でございますが、先ほどの勤勉手当について、本年12月で合計0.15カ月増額したものを来年度以降、6月に0.075カ月、12月に0.075カ月、合わせて本年同様に0.15カ月増額するという内容になっております。

附則の14項につきましても、55歳を超え、給料表6級を適用する職員は6月、12月で勤勉手当を1.5%減額するという内容でございます。

続きまして、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第1条関係、第6条で本年12月の期末手当を0.15カ月増額し、第2条関係、第6条で、来年の期末手当を6月で0.1月、12月で0.05月、合わせて本年同様0.15月増額する内容でございますので、よろしくお願いいたします。

議案第8号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例につきましても同様に、期末手当を0.15カ月増額する内容でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本3件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第9、議案第9号 東吾妻町交通安全条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町交通安全条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、公益法人制度改革関連三法の施行に伴い、東吾妻町交通安全条例の一

部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） この条例の改正につきましては、先ほど町長より説明のありましたとおり、公益法人制度改革関連三法により社団法人や財団法人は法律施行日から5年以内に新制度に移行することとなりました。このことにより、社団法人吾妻交通安全協会は本年4月より、群馬県交通安全協会が公益財団法人群馬県交通安全協会に変更となり、その下部組織となったため吾妻交通安全協会に変更になりました。

新旧対照表をごらんください。

改正前の第3条2号の「社団法人」を改正後は削除するものでございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第10号～議案第13号の一括上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第10、議案第10号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、日程第11、議案第11号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、日程第12、議案第12号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について及び日程第13、議案第13号 東吾妻町保育認定基準を定める条例についての4件を一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例について、議案第11号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第12号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第13号 東吾妻町保育認定基準を定める条例について、本4件は関連がございますので一括提案とさせていただきます、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連三法が成立をし、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。この新制度において市町村は、関係各法及び内閣府令等で定める基準に基づき、関連基準を条例で制定しなければならず、今回の提案となったものでございます。施行日は、いずれも来年4月1日を予定しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

まず最初に申し上げますが、皆さんご存じのとおり、子ども・子育て支援制度は来年度実施予定の新しい制度で、そのための関係条例の制定であります。条文中の用語も新しいものが多く、聞きなれない言葉が多いです。条例中にも用語の定義はありますが、それを補完するための資料、資料1、子ども・子育て支援新制度に関する用語定義を添付させていただきました。また、条例で規定されている主な数値的基準を一覧にした資料2、3も添付しましたので参考としてください。また、新制度のハンドブックも配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、議案第10号の東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について説明いたします。

本条例は、特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法第34条第3項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る同法第46条第3項の内閣府令で定める基準に基づき、特定教育・保育施設の利用定員及び運営に関する基準を定めるものでございます。

この特定教育・保育施設とは、幼稚園、認定こども園及び保育所を指します。また、特定

地域型保育事業とは、この後説明いたしますが、小規模保育や家庭的保育事業などを指します。

この基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものです。そのため、施設は利用する子どもの意思や人格を尊重し、子どもの立場に立った教育・保育を提供するように努めなければなりません。

また、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、県や町、小学校や他の施設等と密接な連携に努め、利用する子供の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備や、職員に対する研修の実施を行うよう努めなければならないこととなっています。

基準を定めることで、児童が明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な研修を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するというものです。

国が示した内閣府令第39号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準では、条例の内容を直接的に拘束し、必ず適合しなければならない従うべき基準と、地方自治体が参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される参酌すべき基準に区分されています。

条例制定に当たっては、東吾妻町の実情に国の基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、本町の基準は従うべき基準及び参酌すべき基準、いずれも国の基準をもって定めることといたします。今後はこの国の基準を本町の最低基準と定め、常にこの最低基準を向上させるように努めるものです。

それでは、条文の説明に入ります。

目次をごらんください。

第1章は総則で、趣旨、定義、一般原則となっております。

第2章は特定教育・保育施設の運営に関する基準。

次の第3章が特定地域型保育事業者の運営に関する基準となっており、それがさらに、利用定員、運営、特例施設給付費の各基準ごととなっております。

お手元に配付した参考資料をごらんください。

資料1は用語定義です。第2条に用語の定義がありますが、それを補完するもので、新制度によりできた用語が主です。

次に、資料2をごらんください。

保育所及び地域型保育事業の認可基準ということで、本条例と次の条例である家庭的保育事業等の設備基準を一覧にしたものです。

本条例では、第4条と37条に利用定員に関する基準が規定されています。第4条では、保育所の利用定員は20人以上とする。幼稚園は適用ございません。第37条では、小規模保育事業や家庭的保育事業等の利用定員がごらんのとおり規定されております。

条文の多くは運営に関する基準でございます。

新制度では施設型給付及び地域型保育給付を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来ばらばらに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化します。ただ、施設が公立のみの本町では今までどおりとなります。

また、利用についても若干変わり、新制度では利用のための認定を受けていただきます。子供が3歳以上で幼稚園等で教育を希望する場合は1号認定、3歳以上で保育を希望する場合は2号認定、3歳未満で保育を希望する場合は3号認定となります。

そして、利用者は施設、事業者と利用契約を締結することになります。利用者負担、保育料については、国が定める水準を限度として市町村が定めとなっておりますので、年明けに示される国の水準をもとに検討していきます。基本的には現行の保育料相当を考えております。また、保育料のほか、実費徴収とそれ以外の上乗せ徴収が可能です。

このように条例では多くの事項が規定されていますが、基準の全てが国の基準と同じであり、民間施設のない本町では該当しない条項も多くあります。

また、本条例の制定に伴いまして、関係例規の整備が必要となりますが、今後、教育委員会を含めて検討、整備してまいります。

なお、施行期日は、子ども・子育て支援法の施行日である来年4月1日を予定しています。

それでは、新制度によりどう変わるかでございますが、町内全ての幼稚園と保育所は新制度に移行します。利用者側から見ますと、新たに全ての施設において認定申請と契約行為が必要となります。

保育所の保育料は、現行の3歳未満児と以上児に加え、保育時間11時間の標準時間保育料と8時間の短時間保育料の4本立てとなります。その保育料は応能負担となっておりますが、その階層区分の税額が所得税から町民税所得割となります。そして、この保育料はこの後説明する家庭的保育事業等にも適用されます。

続きまして、議案第11号の東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明いたします。

本条例は、児童福祉法第34条の16、第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものです。条例制定に当たっては、先ほどの条例同様に、国が示した家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をもって定めることといたしました。今後はこの国の基準を本町の最低基準と定め、常にこの最低基準を向上させるように努めるものでございます。

それでは、条文の説明に入ります。

目次をごらんください。

章立てになっており、第1章は総則、第2章以降は保育事業別になっており、5章までございます。

第1章の総則は、保育事業全般に共通する一般原則と運営基準です。

第2章以降は、各保育事業ごとの基準となっております。

それでは、資料2をごらんください。

保育所及び地域型保育事業の認可基準一覧です。

小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育を行う事業を地域型保育事業といいます。認可は市町村となります。

用語につきましては、資料1の用語定義を参考にしてください。

第2章の第23条以降に保育事業ごとに設備や職員等の基準が規定されており、それを一覧にしたものが資料2でございます。

家庭的保育事業は第23から27条、小規模保育事業A型は29から31条、B型は32、33条、C型は34から37条、居宅訪問型保育事業は38から42条、事業所内保育事業は43から49条にそれぞれ規定されておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、施行期日は、関係法令の施行日である来年4月1日を予定しています。

最後になりますが、町内でこの条例に該当する施設は現在ございません。原町日赤病院の事業所内保育は、現行どおり無認可でいくということを確認しております。しかし、町の現状を見たとき、今後、家庭的保育事業等は必要と考え、現在審議中の子ども・子育て支援事業計画には盛り込む予定でおります。

続きまして、議案第12号の東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明いたします。

本条例は、児童福祉法第34条の8の2、第2項の厚生労働省令で定める基準に基づき、定めるものでございます。条例制定に当たりましては、国が示した放課後児童健全育成事業の

設備及び運営に関する基準をもとに、一部参酌して定めております。今後はこの基準を本町の最低基準と定め、常にこの最低基準を向上させるように努めるものです。

それでは、主な条文の説明をさせていただきます。

資料3、放課後児童クラブの基準をごらんください。

2段目の対象児ですが、第6条第1項の国が示した一般原則では、小学校に就学している児童となっていますが、本条例では第7条、支援の特例を追加し、幼稚園児も対象としていくことといたしました。そのほかは国が示した基準どおりでございますので、よろしくお願いいたします。

施行期日は、関係法令の施行日である来年4月1日。

最後に、現在、町内には2つの児童クラブと1つの学童保育所があります。さらに来年度から、坂上地区の開所を予定しております。今後は、本条例の制定に伴う関係例規の整備を行うとともに、基準どおりの運営がされるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、議案第13号の東吾妻町保育認定基準を定める条例について説明いたします。

新制度では、子ども・子育て支援法、その他関係法令に基づき、市町村は保護者の申請を受け、支給認定をおこなうこととされています。これは、現行の入所決定に相当するものです。このたび、子ども・子育て支援法施行規則が公布され、支給認定に係る保育を必要とする事由について定められました。その中において、就労を事由とする場合において48時間から64時間までの範囲内で、月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが要件とされており、この就労時間の下限について定める必要があります。

それでは、条文をごらんください。

第2条が支給認定に係る事由。これは現行の保育実施基準に当たり、10の事由があります。その第1号に、先ほど申し上げた就労時間の下限、48時間がございます。町といたしましては、待機児童はいない、また、新制度では短時間保育も導入されることから、短時間パートの方の利用も受け入れていきたいと思っております。したがって、1月当たり48時間以上の労働で保育所入所は可能となります。その他の事由は、施行規則どおりでございます。

施行期日は、子ども・子育て支援法施行日の来年4月1日を予定しております。

また、本条例の制定に伴いまして、現行の東吾妻町保育の実施に関する条例は同日廃止となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本４件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第１４号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第14、議案第14号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、引用している法律名の改正と小児慢性特定疾病及び難病の患者に対する医療費助成制度が法定化されたことに伴う改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、説明させていただきます。

新旧対照表をごらんください。

第３条第１項の３号から５号は、引用法律名の改正に伴うものです。

第７条の第３号と７号は、小児慢性特定疾病及び難病の患者に対する医療費助成制度が法定化されたことに伴う改正でございます。

条例の適用は10月１日から。ただし、第７条の改正規定につきましては、難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行期日である新年１月１日からです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第15、議案第15号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年4月の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金の額の見直しが決定され、7月の同部会において出産育児一時金の総額を42万円に維持する方針が決定され、これに基づき国は健康保険法施行令の改正を行いました。

これを受け、当町も本条例の一部改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、最終ページの新旧対照表をごらんください。

出産育児一時金、第6条第1項中、39万円を40万4,000円に改正するもので、平成27年1月1日から施行するというものでございます。これは、上位法であります健康保険法第101条の政令で定める金額として、健康保険法施行令第36条に規定する39万円を40万4,000円に、1万4,000円増加するものでございます。

なお、同条において、産科医療補償制度に加入する場合に3万円を超えない範囲で保険者が定める金額を加算するという規定があります。この規定自体は改正となりませんが、制度

に加入する分娩機関の掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられたため、1万4,000円減少いたしました。

町長の提案にありましたように、出産育児一時金の総額は42万円を維持いたします。これは掛金の引き下げに伴い、加算額は引き下げとなりますが、平均的な出産費用が増加しており、助産婦の実質的な負担軽減の観点から加算後の総額が現行と同額の水準になるように基本額を引き上げるものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第16、議案第16号 東吾妻町指定地区公共施設等整備基金条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 東吾妻町指定地区公共施設等整備基金条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、東吾妻町駅北区画整理組合の解散に伴う清算金を町で寄附を受けるに当たり、駅北区画整理地区の公共施設等整備の費用に充てることを指定された指定寄附であり、その管理を明確にするため設置するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

それでは、条文をごらんいただきたいと思います。

この条例につきましては、指定寄附を受けるに当たり、その管理を明確にするため基金を設置するもので、第1条では基金の設置について、区画整理地区内公共施設等の整備のため基金を設置いたします。

第2条では、基金積立金は指定寄附金とその利子としています。

第3条では管理、第4条では運用益の処理、第5条では繰替運用、第6条では処分を規定し、第7条は委任となっています。

なお、この条例は公布の日から施行したいと思います。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとりたいと思います。

11時5分まで休憩します。

（午前10時55分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午前11時05分）

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第17、議案第1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに6,346万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億7,317万円とするものでございます。

補正予算の概要につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の補正と繰越明許費の追加及び地方債の変更が主な内容でございます。

以下、補正予算の主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、駅北土地地区画整理組合の解散に伴う清算金を寄附金として2,229万8,000円追加いたしました。なお、この寄附金は同額を東吾妻町指定地区公共施設等整備基金に積み立てする予定でございます。

町債につきましては、過疎対策事業債ソフト分を1,710万円追加いたしました。充当先につきましては、民生費の福祉医療事業でございます。

歳出でございますが、人件費補正以外で申し上げますと、衛生費の霊園管理費、農林水産業費の農地費と林業費、土木費の都市計画総務費等で追加補正を行っております。

以上が一般会計補正予算の概要でございますが、詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、最初に1ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条ですけれども、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ6,346万3,000円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ89億7,317万円とするものでございます。

次に、詳細につきまして説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の追加でございます。

2款総務費、7項ダム対策費、吾妻溪谷自然公園整備事業から8款土木費、1項道路橋りょう費、道路改良事業の町道松谷・六合村線までの3事業の繰越明許費の追加の補正でございます。

次の第3表、地方債補正でございますが、過疎対策事業のソフト事業分を1,710万円を追加して、限度額を6,000万円に変更するものでございます。

続きまして、事項別明細により歳入の説明をさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。

10款地方交付税につきましては、1,390万1,000円の追加でございまして、歳入全体の調整をここでさせていただいております。

15款県支出金、2項県補助金ですが、地域自主戦略交付金322万円の追加でございます。

17款1項寄附金ですが、駅北土地地区画整理組合の解散に伴う清算金を寄附金として受け入れるものでございます。この寄附金は東吾妻町指定地区公共施設等整備基金に積み立てを予定するものでございます。

20款の諸収入、4項雑入ですが、694万4,000円を追加するものでございます。説明欄をごらんいただきたいと思います。最初に、魅力あるコミュニティ助成事業補助金の500万円でございますが、松下集会所に対する群馬県市町村振興協会からの助成金でございます。一番下の154万2,000円は、日本スポーツ振興センター災害給付金の追加でございます。

21款1項町債でございますが、ソフト事業債1,710万円を追加するお願いでございます。充当する事業につきましては、先ほど説明がありましたように福祉医療費に充当するといったものでございます。

以上、歳入について説明をさせていただきました。歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 7 ページをごらんいただきたいと思います。

1 款 1 項 1 目の議会費及び2 款 1 項 1 目の一般管理費につきましては、給与改定に伴います人件費の追加でございます。

2 目の行政振興費は、地区集会所の新築及び改修工事の補助金でございます。

続きまして、20目諸費でございますが、防犯灯の追加工事費41万2,000円の追加のお願いでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（橋爪英夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

8 ページをお願いします。

2 項徴税費、1 目税務総務費でございますが、給与改定に伴う給料、手当、共済費の89万8,000円増額のお願いでございます。よろしくお願ひします。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく 8 ページ。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費31万1,000円を追加し、5,912万4,000円とするものでございます。説明欄をごらんください。職員人件費31万1,000円追加、職員 5 名分で、給与改定によるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、7 項 1 目ダム対策総務費761万4,000円の減額のお願いでございます。説明欄をごらんください。人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の減額が主ですが、時間外勤務手当及び、9 ページになりますが、印刷製本費はダム本体工事の着工に当たり、説明会などの増加、説明会資料、回覧資料等の印刷物の増加に伴い、それぞれ10万円、13万円の追加をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 事業課長。

○事業課長（轟 馨君） お世話になります。

2 款 8 項 1 目岩櫃ふれあいの郷総務費でございます。異動及び給与改定による減額と時間外勤務手当の10万円の追加で、115万9,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、2 款 9 項 2 目温泉センター管理費でございますけれども、異動及び給与改定による追加と時間外勤務手当の追加 5 万円の25万4,000円の追加のお願いでございます。

次に、2 款 9 項 3 目温泉センター食堂費でございますけれども、異動及び給与改定による10万2,000円の追加のお願いでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 民生費でございます。1 項 1 目の社会福祉総務費、社会福祉事業費として75万円の追加のお願いです。これは全て人件費でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4 目の老人福祉費で地域包括支援センター事業費18万5,000円の追加でございますが、これも人件費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく 6 目国民健康保険費33万1,000円を追加し、1 億1,094万4,000円とするものでございます。説明欄をごらんください。国民健康保険費33万1,000円追加、職員 4 名分で、給与改定によるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君）　続きまして、2項2目の保育所費でございます。保育所運営事業費202万9,000円の追加のお願いでございますが、これも同様に人件費でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、4款の衛生費、1項1目の保健衛生総務費でございます。最初に、保健総務費8万3,000円の追加のお願いでございます。これは人件費でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計施設勘定繰出金875万9,000円の追加のお願いでございますが、これにつきましては特別会計のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君）　町民課長。

○町民課長（本多利信君）　同じく6目環境衛生費でございます。19節負担金、補助及び交付金557万6,000円追加のお願いでございます。吾妻広域火葬場運営費負担金の変更に伴う追加で、東部・西部両火葬場において、工事費及び需用費等の大幅な不足が見込まれるためでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、9目霊園管理費406万3,000円追加のお願いでございます。これは今年度発注いたしましたあがつま霊園造成工事に伴うもので、12節役務費35万8,000円減額、工事及び施設内容等の説明のお知らせに伴います広告料及び県土地収用関係手数料の減額でございます。

15節工事請負費370万円追加。当初26区画、以後、需要に応じて施設整備及び区画の増設を予定しておりましたが、広報ひがしあがつまで仮予約をとりましたところ、既に予定数を超える申し込みがありました。これにより区画数を58区画に増加し、植生、張芝及び駐車場等の整備工事も追加とするものでございます。

22節補償、補填及び賠償金72万1,000円追加。これは霊園起業地の立竹木伐採補償及び片づけ料等でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君）　お世話になります。

4款3項1目の簡易水道費でございますが、5万3,000円の減額のお願いでございます。これは28節の簡易水道特別会計への繰出金の減額でございます。この内容につきましては、簡易水道特別会計補正予算のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君）　産業課長。

○産業課長（荒木博之君） お世話になります。

12ページをお願いいたします。

6款1項1目農業委員会費でございます。一般職員2名分の異動及び給与改定所要額16万4,000円の増額でございます。

続きまして、2目農業総務費でございます。一般職員12名分の異動及び給与改定所要額96万4,000円の増額でございます。

続きまして、6目農地費でございます。地域自主戦略交付金事業として実施しております松谷土地改良事業404万円の追加のお願いでございます。これにつきましては補完工事の実施の第二弾につきまして、本年度におきまして前倒し実施するための工事請負費400万円、そして、それに関連する消耗品費4万円の追加でございます。

続きまして、町単小規模土地改良事業でございますが、工事請負費としまして、箱島地内及び三島地内のそれぞれ用水路の補修工事、合わせて150万円。また、坂上地区に設置しておりました原材料支給工事の作業器具置き場がこの2月の大雪で破損したことから、解体撤去の工事費30万円、合わせまして180万円の追加。そして、原材料支給工事の要望が各地域から多くなっている現状から、機械等の借上料75万円及び工事材料費75万円の追加のお願いでございます。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、2項2目林業基盤整備費230万2,000円追加のお願いでございます。説明欄をごらんください。負担金につきましては、林道吾嬬山線補修工事で県の事業費が230万円の増額となり、町単負担分50%、115万円。

13ページになりますが、土地購入費は泉沢・新井地区県事業の公共治山工事で、既成林道沿いに作業道を開設し、林道として活用するため115万2,000円の追加をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 続きまして、7款1項1目商工総務費でございます。一般職員3名分の異動及び給与改定所要額9万3,000円の増額でございます。

続きまして、3目観光費でございますが、観光宣伝事業の町のイベント開催や観光キャラバンなどの観光PR事業におきまして、それらの実施に向けました準備作業や事務作業に多くの作業時間を要する状況となっております。この12月以降につきましても、当町の観光を発信するあらゆる機会に精力的に出向き、観光PRを継続して実施するため、必要な時間外

勤務手当70万円の増額をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 8款土木費、1項1目道路橋りょう総務費101万7,000円追加の
お願いでございます。給与改定に伴う建設課職員の人件費でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

2項1目都市計画総務費2,424万4,000円追加のお願いでございます。上信自動車道植
栗・厚田間の中心線がほぼ確定することにより都市計画道路全路線の見直し検討業務で、住
民アンケートの郵送料18万4,000円、委託料にはアンケート作成、町道交通量調査、検討協
議会資料作成などを追加するため176万1,000円、積立金は歳入6ページの17款1項4目土
木寄附金で駅北区画整理組合から清算金の指定寄附を受けましたので、今回条例化をお願い
しています指定地区公共施設等整備基金に積み立てるもので、2,229万9,000円の追加をお
願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 4目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰
出金488万9,000円の減額をお願いでございます。この内容につきましては、下水道事業特
別会計補正予算のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） お世話になります。

10款1項2目事務局費の573万4,000円の減額でございます。特別職及び一般職員25名分
異動及び給与改定所要額でございます。

15ページをお願いいたします。

5目の給食調理場運営管理費では、1,033万円の追加のお願いでございます。一般職員12
名分の異動、給与改定所要額及び時間外勤務手当40万円のお願いでございます。

続きまして、2項1目学校管理費では、19万8,000円の追加のお願いでございます。児童
のけが等によります給付金でございまして、日本スポーツ振興センター給付金でございまして。

続きまして、3項1目学校管理費では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び19節
負担金、補助及び交付金までが一般職3名分の給与改定所要額でございます。11節需用費で
は主に原町中学校の水道料76万1,000円と、14節使用料及び賃借料では水道の増加に伴いま
す下水道使用料126万1,000円の追加のお願いでございます。

原町中学校の校舎改修工事Ⅰ期工事のエレベーター棟の水道水より、今年度に入り異臭が

したことから水質検査を行ったところ、水道管の接着剤の成分でありますトルエンが基準値を若干上回り、生徒には飲用しないよう指導し、施工業者には原因究明と対策を指示し、当分の間水道水を流し、様子を見ることとしました。最近になり基準値を下回っておりますが、もう少し様子を見ることとしております。このことにより水道料及び下水道使用料がふえてしまいました。施工業者には原因究明と対策に要しました水道料及び下水道使用料について応分の負担を求めています。

16ページをお願いします。

扶助費134万4,000円の追加のお願いでございます。小学校と同様、生徒のけが等によります給付金でございまして、日本スポーツ振興センター給付金でございます。

続きまして、4項1目幼稚園管理費の105万9,000円の追加のお願いでございます。一般職員17名分の給与改定所要額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第18、議案第2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

最初に、事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ4,152万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,190万円とするものでございます。

次に、施設勘定ですが、歳入歳出それぞれ875万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,987万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、東吾妻町国民健康保険特別会計事業勘定から事項別明細書により説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款 2 項 2 目特別財政調整交付金4,152万9,000円追加、この交付金には、歳出でお願いいたします国保データベースシステム改修費も含まれております。

次に、6 ページ。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費32万4,000円追加、国保情報データベースシステム、これはKDBとありますが、これの改修によるものでございます。昨年におきましては、TKCの機械を実施しております。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費3,300万円減額、これにつきましては9月補正でふやしまして、また減額ということで当初予算に戻りました。

10 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金300万円追加、これは現在、町で実施している臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金受給者の中に税金未申告者がおり、受給のために申告を行ったところ低所得者の減額、これは7割、5割、2割です、が増加となったためでございます。

同じく3目償還金7,240万9,000円追加、調整交付金、国庫返還金の額の確定によるものでございます。

11 款 1 項 1 目予備費120万4,000円減額、歳入歳出の調整分でございます。

続いて、施設勘定、8 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金875万9,000円追加のお願いでございます。これは先ほど一般会計のほうであったものでございます。

次に、歳出でございますが、1 款 1 項 1 目一般管理費119万9,000円追加。説明欄をごらんください。職員人件費109万2,000円追加、職員3名分の給与改定によるものでござい

す。

次に、施設管理費10万7,000円追加、これは電気料の増加によるものでございます。

2款1項1目医業管理費756万円追加、これにつきましては備品購入費で、超音波診断装置、エコーです、540万円、血圧脈波検査装置216万円で、それぞれ1台ずつでございます。

以上が国民健康保険特別会計の事業勘定及び施設勘定の説明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第19、議案第3号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに3,455万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億9,154万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、3ページをお開きください。

第2表地方債の補正でございます。

1の地方債の変更でございますが、下水道事業、過疎対策事業とも280万円を追加し、限度額をそれぞれ900万円とするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2 款 1 項 2 目の浄化槽使用料468万円の減額のお願いでございます。理由といたしましては、当初予算において合併処理浄化槽70基の設置を見込んでおりましたが、設置申し込みが40基ほどの見通しのため、設置時使用料、月額使用料の減額でございます。

3 款 1 項 1 目の生活排水国庫補助金2,335万4,000円の減額のお願いでございます。理由といたしましては、70基の設置予定を40基に変更したことによるものです。

4 款 1 項 1 目の県補助金でございますが、722万7,000円の減額のお願いでございます。設置基数の変更によるものです。

5 款 1 項 1 目の一般会計繰入金488万9,000円の減額のお願いでございます。設置基数の変更によるものです。

8 款 1 項の町債でございます。1 目の下水道事業債、2 目の過疎債とも280万円の追加のお願いでございます。国庫補助金の減額に伴い、起債を追加するものでございます。

続きまして、6 ページの歳出をごらんください。

1 款 1 項 1 目の一般管理費18万6,000円の追加のお願いでございます。これは給与改定に伴うものでございます。

2 款 1 項 1 目の建設事業費3,473万6,000円の減額のお願いでございます。浄化槽整備事業の当初70基の設置を40基に変更をしたための減額でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第20、議案第4号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,991万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、4ページ、2の歳入をごらんください。

3款1項1目の繰入金でございますが、一般会計繰入金5万3,000円の減額のお願いでございます。前年度繰越金の追加による減額でございます。

4款1項1目の繰越金であります、25年度決算確定によります前年度繰越金17万5,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、3の歳出をごらんください。

1款1項1目の維持管理費でございますが、給与改定に伴う所要額の増で12万2,000円の追加のお願いでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第21、議案第17号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第17号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の変更について提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

今回、議決をお願いする過疎計画の変更につきましては、お手元にお配りをしました東吾妻町過疎地域自立促進計画中の赤字で記載された事業を追加をする変更でございます。

従来の過疎計画の変更は、各項目の概算事業費の20%以内の軽微な変更でございました。この場合には、県への変更報告で済むというものでございました。

今回の変更につきましては、本文の追加による修正及び各項目の概算事業費が20%を超える変更でありまして、これにつきましては大幅な事業量の増減に該当する変更であり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会での議決を求めるものでございます。

過疎計画につきましては、過疎地域において総合的、計画的な対策を実施するために必要な財政的措置を講じることにより自立促進を図る、そういった目的によりまして策定された計画でございます。

過疎債につきましては、この計画に基づいて行う事業の財源として発行することができる起債でございます。過疎債は事業に必要な経費に100%充当ができ、元利償還の70%は普通交付税に算入されるものでございます。

次に、変更になる部分でございますが、資料中38ページの次のページ、別紙様式2と左上に印字された資料でございます。

計画の変更対照表でございますが、今回の変更の主なものは、区分段中の10、その他地域の自立促進に関し必要な事項に②として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の本文を追加をするものでございます。

③、④につきましては、②が追加されたことによります番号のずれによる修正でございま

す。

次のページお願いいたします。

現状と問題点に対する(2)、その対策の項目における追加でございます。内容につきましては①地域資源の有効活用の本文に、箱島湧水を源にする鳴沢川における発電事業の実現を目指す本文を追加するものでございます。

次に、②として先ほど、現状と課題のところでおつなぎしましたけれども、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の本文を追加するものでございます。

③、④につきましては、②が追加されたことに伴う番号のずれの修正でございます。

一番最後のページになりますけれども、概算事業費の変更部分に対する一覧でございます。本文追加の事業名と追加をされる概算事業費の一覧ということでございます。よろしくお願いいたします。

最後でございますけれども、お配りをした過疎計画につきましては全体計画でございます。必ずしもこの事業を過疎債を利用して行わなければならない、そういったものではありません。しかし、この計画にない事業につきましては、過疎債の利用ができない、そういったものでございます。

また、現行の過疎地域自立促進特別措置法の法期限は平成32年度まで、平成33年3月31日までとなっております。したがって、現在、町の過疎計画は平成27年度、28年の3月31日までの計画となっておりますので、時宜を見ながら5年間の延長した計画を策定する必要が出てくると思います。その際には、またお示しをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎請願書・陳情書の処理について

○議長（橋爪英夫君） 日程第22、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書・陳情書は、お手元に配付した請願文書

表・陳情文書表のとおり、それぞれ各常任委員会に付託しますので、その審査を12月12日までに終了するようお願いいたします。

以上で請願書・陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（橋爪英夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで議員各位にお願い申し上げます。

本定例会に提案された議案につきましては、時間を有効的に活用し、十分調査くださるよう申し上げます。

以上です。

なお、次の本会議は12月15日、午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前 11 時 45 分）

平成26年12月15日（月曜日）

（第 2 号）

平成26年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第2号）

平成26年12月15日（月）午前10時開議

- 第 1 議案第 5号 東吾妻町組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 2 議案第 6号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 4 議案第 8号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例につい
て
- 第 5 議案第 9号 東吾妻町交通安全条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第10号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例について
- 第 7 議案第11号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
について
- 第 8 議案第12号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例について
- 第 9 議案第13号 東吾妻町保育認定基準を定める条例について
- 第10 議案第14号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 第11 議案第15号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第16号 東吾妻町指定地区公共施設等整備基金条例について
- 第13 議案第 1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）
- 第14 議案第 2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第 3号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第 4号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第17号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第18 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第19 発委第 1号 意見書の提出について（農協改革に関する意見書）

第 2 0 発委第 2 号 意見書の提出について（ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書）

第 2 1 閉会中の継続審査（調査）事件について

第 2 2 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	橋 爪 英 夫 君	2 番	重 野 能 之 君
3 番	佐 藤 聡 一 君	4 番	根 津 光 儀 君
5 番	樹 下 啓 示 君	6 番	山 田 信 行 君
7 番	水 出 英 治 君	8 番	茂 木 恒 二 君
9 番	金 澤 敏 君	10 番	青 柳 はるみ 君
11 番	須 崎 幸 一 君	12 番	浦 野 政 衛 君
13 番	一 場 明 夫 君	14 番	菅 谷 光 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	荒 木 博 之 君	建 設 課 次 長	浅 見 梅 雄 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	丸 山 和 政 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議会事務局 補佐	水 出 悟
--------	---------	-------------	-------

◎開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

本日は、傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。

◎議案第 5 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第 1、議案第 5 号 東吾妻町組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 12 月 5 日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

13 番、一場明夫議員。

○13 番（一場明夫君） 調査も少ししてみたんですが、何点か確認をお世話になって、自分の考えなりを少し申し上げてみたいと思いますけれども。

最初に町長にお聞きしますけれども、地域政策課ということでこれからつくるということの、多分これ目玉になるのかなと思うんですが、町長は政策という定義というのをどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 政策とは、私が考えるに、この東吾妻町を将来発展させていくために町がとるべく事業等を計画的に、そして迅速に行うようにしていくことが施策というふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 普通の政策というと、多分そういうものをするためにどういうふうにしていくかという方針なり方向を示すというのが政策の多分定義なんだと思うんですが、そういう意味に今おっしゃったということによろしいですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それも含まれております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 次に、会計管理者の権限に属する業務、これ少し調べてみたんですけども、町長がどういうふうに捉えているかちょっと教えていただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては以前から論議されておりますけれども、まさに会計管理者、東吾妻町のように会計課の中で行っていたということは、違法ではないにしろ、他の自治体では余りスタンダードなやり方ではないというふうに考えられております。そこから辺をまさにスタンダードな形でまた設置し直していくのが、県内の自治体のあり方とまた一緒に、同様に行うということがよいと考えたところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 業務を確認したかったんですけども、ちょっと違う答弁だったような気がします。法的には、多分会計管理者を置いてあれば違法ではないんだと思うんです。置くことは必置ですから。その辺について今のやり方が触れているとは私は思いませんけれども、その中でここに示されているように、徴収業務というのは会計管理者の業務に属していますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、各自治体の組織の手法、つくり方ということで異なっておるかと思いますけれども、それにつきましては限定的なものではないと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

会計管理者の業務、要するに権限に属する業務というのは、もう法律で定められているんですよね。ですから、その枠を超えるということには問題が出てくるという話になるんだと思うんですが、その辺をどういうふうに押さえているかをちょっと聞いたかったですけれども、それで結構です。

次に、政策ではなくて、施策の総合調整だとか企画をする、こういったことがメインの業務を企画課でやることになっていますよね。その中に、何ていうんですかね、あえて1つの重要施策と思われる少子化対策とか定住化対策をこの案は組み込もうとしているんだと思いますけれども、それを入れる理由をちょっと町長、説明してください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、まさに東吾妻町の将来にとって総合的な事業を行っていくということで考えております。まさに今、人口減少という状況になっている中、若者の皆さんにこの東吾妻町に定住をいただき、そして結婚をして子供を産んで育てていただくということが、この町の発展の本当に基本的なものであるというふうに考えております。

また、若者が県外あるいは県内で学んでも、なかなかUターンというものが果たし得ない状況にありますけれども、そういうUターンを促進するためのさまざまな事業も行い、そして町民に限らず、県外から移住といった施策も行って、この人口減少に歯どめをかけるという総合的な事業を行ってまいりたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） その意思是わかるんですけども、要はどちらかというと企画という部門というのは、いろいろな政策をつくったりする部分がメインになりますから、そこに実践的な事業展開を図る業務を持たせようとしたことは何ですかということを聞いたかったですけれども、もう一度お願いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まさに総合的な基本的なものでございますので、企画課の中でしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。そういう考え方ですね。

もう何点か先に確認します。

産業課の中で、今まで農林業とか商業、工業、観光業などを連携してやってきましたけれ

ども、これをあえて今度は課を分けますけれども、その根拠を教えてください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 農林業は国土保全、それから水源涵養、それから食料の生産、供給といった国の成り立ちのための基本的な産業であるというふうに考えております。そのような観点から、農林課としてその位置づけをしっかりと行い、そして農林業に関するハード事業もかなりのウエートを占めておりますので、農林課として独立をさせました。そして、商業、工業、観光業等の3つのなりわいにつきましては、地域政策課の中でしっかりと進めていくということにしております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 産業振興を図るには、そういったいろんな業分野が連携してやるほうがいいような気がしますけれども、あえて分ける理由がちょっと聞きたかったです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほど申し上げましたように、農林業は国の成り立ちに非常に重要な産業であるということ、そしてまたハード事業もかなりのウエートを占めるということで、独立を、農林課としてくくりました。当然連携というものは、各課それぞれ連携して事業を進めておるわけございまして、その点につきましては十分可能であるというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長の考えはわかりました。

次に、各課の事務分掌の中で、町の執行機関である委員会だとか委員に関する事などは、何ていうんですか、基本的にはやっぱり明記されていたほうがいいと思われましても、町長はどう考えますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点につきましては、規則にて定めております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 規則の中で、執行機関の委員会に関する事というのが確実に書いてありますか、間違いなく。間違った答弁はしないほうがいいと思いますけれども。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 規則につきましては、今後の対応となっております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、それが基本的には明記されるほうがいいと思われますけれどもどうですかと聞いたんですけれども、どうでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 条例可決後、規則にて対応してまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

多分入っているものと入っていないものがあるけれども、もし落ちているものがあつたら規則で入れるよと言ったんだと思いますけれども、それでいいかどうかはこれからみんなで考えたいと思います。

もう1点、先に確認させてください。

これは調査のときにも少し言ったんですけれども、総務課で消防業務とか、所管する出先機関の業務など、今まで入っていたのにあえて抜いたものがあるんですけれども、その理由を教えていただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、防災に関することということでくくっております、防災というものが今非常に一般的に町民の皆様にも広く知られておりますので、その中にくくっております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 防災という大くくりの中に入っているので、入れる必要がないと判断したというふうに理解すればいいですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、防災の中で十分にその意味は通じておることと感じております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 出先機関のほうについてはどうでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 支所等につきましては、条例可決後に規則等で明記していきたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 支所、出張所については条例の中にもう入っています。ほかの出先

のことを聞いたんですけれども。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 出先の意味するものをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） すみません、私も公式な呼び方がどういうものかいいのかわかりませんが、例えば保育所とか、何ていうんですか、ふれあいの郷だとか桔梗館だとか吾妻荘とか、今まで入っていたものが抜いてあるので、あえて抜いた理由を聞きたかったんです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ただいま申し上げましたように、条例可決後、規則で明記したいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ということは、今までの条例は余分なものが入っていたと、今度は規則で対応するよと言ったようにも聞こえますが、無理に入っていたものを外す必要はないと思いますので、その答弁がいいかどうかは別な問題として、これからどちらにしてもいろいろ対応しなくてはならないと思いますので、もしこれが決まるようでしたら具体的な対応をしなくてはならないと思いますので、お願いしたいと思いますけれども。

今の町長の答弁とか議案調査を踏まえて、私なりに感じたことだとか、こういうところがおかしいのではないかということのをこれからちょっと申し上げます。それに対して何かありましたら、町長に後で答弁をお願いしたいんですけれども、ちょっと少し時間がかかりますがお願いします。

まず、第1条の東吾妻町課設置条例の一部を改正する条例の中の第1条の設置する課について申し上げたいと思います。

最初に、地域政策課についてですけれども、行政上の政策の定義というのが基本方針だとか方向を示すということだと思います。そして施策、要するに何をしていくかというそういう施策の定義というのは、その政策を実現するための方向や方策だとか対策なんだと思います。そうすると、企画課において総合計画等により政策を定めて施策の調整や企画に関する業務を担当していることを考えると、総務建設常任委員会でもちょっと申し上げましたけれども、地域政策課の「政策課」というネーミングについては、どうも少し違うのではないかな、そして町民にわかりづらいのかな、そんなふうに思います。

また、現在産業課の業務がこの課に一部引き継がれるようなんですけれども、ある意味地域振

興をメインにした課のような感じで受け取れるんです。そうすると、さっきも言いましたが、今回の改正の1つの目玉になる課になるんだと思うんです。そうすると、地域政策課というネーミングではなくて、例えば何か検討段階でも出たような話がありましたけれども、地域創生課とか地域振興課のようなネーミングのほうが何かしっくりするのかなと、そんな感じがしています。

それと、税務会計課を税務課と会計課に分ける案になっていますけれども、地方自治法の規定による会計管理者の権限に属する業務、これはさっき聞きましたけれども、出納業務が中心になってくるんだと思うんです。その事務を補助させるために会計課を多分置くんだと思いますけれども、その中で徴収義務を担当することが適切とはちょっと思わないんです。そういうふうに考えると、今まで町と議会で十分協議して決めた今までの税務会計課、このほうが業務の連携がとれて、業務の効率化だとか課の適正管理上からもいいのではないかなという気がしています。

それで、産業課を農林課にする案になっていますけれども、町長が言う農林課がうんと重要だよというのはわかりますけれども、そうすると、ほかの部門は余り重要でないというふうにもとれてしまいますから、揚げ足を取っているわけではないんですけれども、この町の将来を見据えると、産業振興というのは物すごく大きなウエートを占めているんです。だから、非常に大事な施策を実施していくことになるんだと思うんです。

今後、6次産業だとかそういったものが非常に大事になってくるということを考えると、やはり農林業振興と商工観光、サービス業、いろいろなものを入れた振興というものを6次産業化というんですか、そういうものを図る上でも、同じ課の中にいろいろやっていたほうがよっぽど効率的のような気がするんですけれども、そういう展開を図るべきかなというふうに考えています。そうすると、第2条というもので書かれていますけれども、それは改正しないでそのまま残すことでいいのかなという気がします。

その次、各課の分掌についてちょっと申し上げます。

特に時代の流れで業務内容も年々変化していますので、当然変えるべきところは変えなければならない、そんなふうに思いますので、これからちょっと申し上げます。

まず総務課ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、消防業務に関するものがあるて抜いてありますけれども、町長は防災に入るんだからいいんだという答弁だったと思いますけれども、消防というのは消防組織法というものがあって、その中で町村の責任だとか住民の身体、生命、財産を守る使命を持つ消防団を組織すること、こういったことがもう確

実に明記されているんです。町の中でもそういう前提の中で、9款に消防費として3億7,000万円も予算化がされているんです。そうすると、町にとってある程度法に定められた重要な業務の一つになるので、今まで入っていたものをわざわざ抜くのではなくて、消防団との調整も必要だと思いますので、この辺はやはり入っていたほうがいいかなと、そんなふうに思います。

それと、選挙管理委員会は総務の業務に入っているんですが、選挙管理委員会だけではなく、地方自治法で同じように設置が規定されている執行機関の委員会である固定資産評価審査委員会に関する業務も入れたほうがいいのかと思います。

それと、最近ちょっと話題になっていますけれども、プラスで危機管理に関する業務、こういったものを入れるかどうか検討したほうがいいのかと思っています。

企画課。少子化対策に関する業務と定住化促進に関する業務が入っていますが、企画課ではなくて、やはり地域振興とか活性化を実践する課に所管させるほうがいいのかと、そんなふうに思っています。

それと、地方自治法で設置が規定されている執行機関の委員である監査委員、公平委員会、これ多分企画で持っているんだと思いますけれども、さっきの選挙管理委員会が入っているのであれば、こういったものもここへ入れるべきではないかなと思います。

そのほかに都市交流とか自治体間交流に関する業務とか公共交通に関する業務、入札等に関する業務、これは規則の中に入っているのかもしれませんが、そういったものもわかりやすくするために入れることを検討してみたらどうかと思っています。

次に、地域政策課です。今回の改革の目玉になる課であるかと思われますけれども、先ほど申し上げたとおり、名称を変えて少子化対策とか定住促進、過疎化対策、そういったものを一元的にここでさせたほうがいいのかというふうに感じます。商業、工業、観光振興、労働福祉に関する業務はここから外して、前の産業課で一体的にやらせたほうがいいのかというふうに思っています。そういうふうに感じます。所管が一目でわかるようにするには、今やっている現行どおりで、桔梗館とかふれあいの郷、吾妻荘、ふれあい公園、天狗の湯もそうですかね、そのほか道の駅、そういったものもここに含めて、今までどおり書くほうがいいのかと思っています。

それともう1点が地域開発事業特別会計、情報通信とか宅地造成とか水力発電事業をやっていますが、こういったものを今まで総務課でやっていましたけれども、どちらかと言えばこちらの課で関連があるので所管していったほうがいいのかという感じがしています。

町民課。東部衛生施設組合に関する業務なんかは多分規則の中に書いてあるんだと思いますけれども、パスポートも書いてあるんですかね。ただ、パスポートについては町民がわかりやすいという意味からすると、あえてここの中に1つ足しておいたほうがいいのかなという気がします。

農林課は、さっき申し上げましたように産業課のままにしておいて、商工観光業務については、地域的な内容ではなくて全町的な産業振興として位置づけられるべきなんだと思いますので、地域政策課ではやはりおかしい、そんな感じがします。

さっき言った6次産業、そういったものを目指すということになれば、農林業だけではなく、商業、工業、サービス業、観光業、こういったものも重要な政策として重要な産業として位置づけられているこの課の中で調整してやっていくほうがいいのかなという気がします。

あえて言えば、鳥獣害対策業務、こういうことも大分大きなウエートを占めてきているような気がしますので、入れることを検討してみたらどうかと思います。

税務課と会計課。少人数の課に分けるよりは、関連があり連携が必要であることから、違法でない限り、今までどおり税務会計課のままでいいのかなと思っています。それよりはるかに職員が多い教育委員会事務局が1課のままで対応できているということを考えれば、課員の数ではないんだと思いますけれども、今の体制の中で十分対応できるのではないかなと思っています。

時間もありますので、いろいろ申し上げましたけれども、今申し上げた内容を踏まえて総合的に私なりに判断すると、提出されている案は、法的な面も含めてどうも少し十分審査されて完全なものになっていないような気がします。このままでは、財政が厳しいこの町において、単に課長職がふえるだけで町長が何を目的に機構改革をしているかもよく理解できないのが私の考え方です。一番問題なのは、改正によって得られるメリットが余り期待できないかなと、そんなふうに感じています。

以上、私なりの指摘事項とか考えたことを申し上げましたけれども、おかしいところとか間違っていると思うところがありましたら、町長は当然反問権を持っていらっしゃいますので、遠慮なくご自分の考えを示していただければと思います。

その後に議論を少ししてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ただいま一場議員のご意見といたしますか、議員のお考えを述べていただきました。

地域政策課につきましては、県にも同様の課がございまして、ほぼ事業内容等も同じものでございますので、そういう意味でその県と町との整合性といいますか、連携しやすい名前になってくるというふうに考えております。

かなり条例と、そしてまた規則に関する組み方に踏み込んだいろんなご意見も申し上げていただきましたけれども、そういうものをご意見として受けとめております。今後東吾妻町発展のために、役場組織の1つの大きな組織改正に係るものでございます。十分に各課連携をして、町民の皆さんに優良なサービスができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私が申し上げたことに対する指摘は特になかったようではございますけれども、私は県に地域政策課があるから町もそれに準じたという考え方は、余りなじまない考え方かなと思っています。県はやっぱりこれだけ広大な面積を持っていますので、当然地域というものを取り上げてやらなくてはならない部分があるのかもしれない。でも、この町の中で、確かに広いですが、片方で企画でいろいろ政策をつくる課があつて、片方では地域政策をする課があつてというのは、やはりわかりづらいんだと思っています。そういう意味でも、非常に心配があります。

町長が言うように、いい町をつくっていく前提のために今回機構改革をするのであれば、今言ったようなことをやはりしっかり議論していただいて、多分これ行革推進本部で検討されたんだと思いますけれども、本当に各課の職員の意見を聞いてつくったのかなというと、ちょっと疑問が正直言って残ります。

そういった意味を考えると、やはり今申し上げたようなことは、そんなに外れたことは言っていないし、法令上もそのほうがいいような部分もいっぱいありますので、そういったものを勘案して、もう一度しっかり作り直すほうがいいのかなというのが私の考え方です。

何か反論がありましたらお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 執行部といたしましては、この組織改正は大変将来のために有益なものとして捉えております。今後職員とお互いに協力して、町民のためにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） この組織改革、行政組織は町長の顔であり、方針のあらわれだと思います。このようにありますが、1つ心配があります。

教育課なんです、学校教育と社会教育がありますが、今、真田丸、また上信自動車道による発掘、また岩櫃の発掘によって非常に業務が通常よりも多くなっていると思います。この文化財保護、社会教育、またスポーツ宣言をした町ということで、社会体育なども大変重要になってくると思います。ここで、この機構改革では教育課が学校教育と社会教育を担うということになっております。ただ、そのような今町の置かれているそういう文化財とかに対する業務が煩雑になると思いますので、人数のほうで対応していただけるのかなと思っています。

また、この組織の中では非常にかたい言葉になっておりますが、住民が今度実際使うときにはどんな範囲なのかわからないものですから、やっぱり住民がわかりやすいこの課の副題といいますか、こういうことにこの課はやっていますみたいなわかりやすい言葉を添えていただきたいと思います。

今、若い方はみんなどこに行くにも地図をスマホで見ながら、また何をするにもスマホで予定を立てながら確認をしてから行く状況があります。ぜひホームページにも、このような用事ではこの課ですよというような、わかりやすい住民側の使う側に立って、そのような表示をしていただければありがたいと思います。

町長のお考えをお聞きします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず、課名の町民に対する説明といいますか、その部分でございますけれども、これにつきましては、今後町の広報、あるいはホームページ等でその内容を詳しくお伝えをして、混乱のないようにしてまいりたいと思います。

また、教育委員会につきましては、課長1人ということでございますけれども、それぞれに優秀な次長もおりまして、その分担の中で、連携プレーの中で今議論を進めておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） この町に住んでよかったという住民の満足度を高めていくための大きな役割を担うこの改革だと思いますので、期待していますのでよろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、14番、起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号～議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、議案第6号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第4、議案第8号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

本3件については、去る12月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 以前、町内企業、ある意味中堅企業的なところの期末手当が今年度どんな動向になっているかというのを確認ができたらというお願いをしておいたんですが、もしそれができているようでしたら、教えていただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 以前お話をいただきまして、町内の3事業者ほど話を伺っております。期末手当、俗に言うボーナスでございますけれども、ボーナスについては若干上がっているという報告は受けております。名前は控えさせていただきたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 3社ともですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 1社についてはまだ決まっていませんという、労使交渉が決まっていなというお話がありまして、上がる方向でという話にはなっていました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

私の考え方は、何ていうんですか、例えば職員はともかくとしてこちらに置いておいて、一括ですから議員の関係のものもいいんですよ、質問をして。議員の期末手当について果たして上げる必要があるかどうかというところは、ちょっと今自分で考えているところなんですけれども、いろいろ調べてみましたら、調べてみましたというかこの間報告があったとおりなんですけれども、職員については今年度は人勧で上げますよと、勤勉手当も0.15カ月ですか、給料が0.3%の平均で上げますよという話でなっているんだと思いますので、それはそれでよしとしたいと思いますけれども、そういった中で、どうも人勧の内容を見ると、来年、目的は違うんですけれども、地域の実情を勘案して下げるところは下げますよという話の中で、当町は下げる対象になるんだというお話だったと思うんです。そうなってくると、給料が下がるといって、よって当然期末手当も影響が出てくる、退職手当なんかにも影響が出るという現実が出てくるんだと思いますけれども、そういったことを考えると、例えば私たち議員の場合は、今年度0.15カ月上げておけば、そのまま来年以降ずっといくようになるんだと思います。町長、副町長もそうなんだと思いますけれども。職員は来年になると、その辺の調整によってやむなく減額される可能性が、決定ではないですがある、そういう状況にあるということですのでよろしいですか、総務課長。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 今回の人勧につきましては、来年4月1日からの本給の引き下げというような勧告が出ております。ただ、内容的にはまだ決定はしていないということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうしますと、私が言ったような現状になる可能性が十分あるということだと思いますので、今までの通例でいきますと、人勸で出されたものは大体執行されるというケースが多かったというような気がしますので、そうなる可能性が高いということなのかなということだと思います。その辺は、議員のほうについてはそれを踏まえて判断すればいいんだと思いますので、それでいいんだと思うんですけども、正直言って3社に聞いていただいたということですけども、アベノミクスが云々という話がありますけれども、それが地域に波及して、いやあことしは景気がよくてボーナスをどんどん出せるよというような状況にはない、これが多分地域の現実なんだと思います。

そういったことを踏まえて判断が必要かなと思いますけれども、あえて町長に聞きますけれども、いろいろと、そういう民間の企業経営にも携わった経験があると思いますけれども、今の時点でこの地域の民間企業というのはそれがどんどん出せるような状況のような感じに捉えられていますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町内の業者、会社ということでございましょうけれども、それぞれの業種間で違いもあるかというふうに思っております。

職員につきましては、人勸によって県内ほぼ統一的にそのようなことが行われるというふうに考えております。やはり町全体の各業者、会社等も今後業績を上げて、いい状況になるよう、町としてもさまざまな事業等で支援してまいりたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第6号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての

採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、10番、11番、14番、起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第8号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、10番、11番、14番……。

(発言する者あり)

○議長（橋爪英夫君） 申しわけありません。もう一度起立をお願いいたします。

2番、3番、4番、5番、7番、8番、10番、11番、14番。

(発言する者あり)

○議長（橋爪英夫君） すみません、議案第7号は6番着席でありました。お願いいたします。起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第5、議案第9号 東吾妻町交通安全条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号～議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第6、議案第10号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、日程第7、議案第11号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、日程第8、議案第12号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について及び日程第9、議案第13号 東吾妻町保育認定基準を定める条例についての4件を一括議題といたします。

本4件については、去る12月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第10号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第11号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第12号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第13号 東吾妻町保育認定基準を定める条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第10、議案第14号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第11、議案第15号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第12、議案第16号 東吾妻町指定地区公共施設等整備基金条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。11時10分まで休憩いたします。

(午前 10 時 57 分)

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

(午前 11 時 10 分)

◎議案第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第13、議案第 1 号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

本件については、去る12月 5 日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 補正予算の件で 1 点だけにします。時間の都合もあると思いますので。

7 款商工費、1 項商工費、3 款観光費の中で、観光宣伝事業の時間外手当を70万円補正することになっていると思いますけれども、それについてお聞きしたいと思いますが、所管事務調査をしたんですが、ちょっと納得できないところもあるのでお聞きします。

9 月補正で52万5,000円追加したと思いますけれども、12月補正でさらに70万円追加することになりますと、合計で122万5,000円が補正されて追加になるということに間違いない

でしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 時間外勤務手当につきましては、9月で52万5,000円、12月本定例会で70万円、合計112万5,000円の増額でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私、足し算を間違ってしまったかな。52万5,000円、70万円……122万5,000円。112万5,000円ですか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 訂正いたします。合計で122万5,000円でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうですよ。10万円足し算が違うところでどうということはないですが。

そうすると、私の所属委員会の所管でもあつて議会のチェック機能というものもあると思いますのであえて申し上げますけれども、前にも言いましたけれども、やっぱり予算というのは総計主義となっていて、当初で基本的には年度の予算を全て計算をして編成すると。それには前年度の実績だとか、当該年度の事業で何をするか、そういったものをちゃんと精査した上で組みなさいよということになっているんだと思うんです。それで最終的に出た年間必要経費を予算として計上してくると、そういうことなんだと思いますけれども、今回先ほど言いましたように、補正がふえるということになると、当初予算が同じ費目で96万5,000円だったんだと思います。それで補正額が122万5,000円、そうすると余りにもずさんな予算編成だったのかなと言わざるを得ないような状況なんだと思いますけれども、町長は当然これを認めてきょう提案しているんですけれども、これで全く問題ないんですか、このやり方で。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、特殊な事情といいますか、あるんだと思います。

それは組織改正、今回ご議決もいただきましたけれども、組織改正のおくれによって業務が観光宣伝事業に集中してしまったということが1つの大きな理由だというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 特殊な事情があるということで、観光宣伝事業が集中したというこ

とによって出たんだから、これでやむを得ないんだよというふうに答弁されたということでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり組織の中で組織改正ができなかったということで、その波及的支障が出たということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長そのものはこのやり方で、こういったことが現実にあるわけですが、余り問題視していないというふうに思いますけれども、私から見ると、行政上の予算編成の原則からいうと、普通はあり得ないことなんです。それが、いろいろな事業が集中したということであれば、それは当然当初に想定されていた話なんですね。それを見込んでいなかったということになると、主管課がちゃんとした予算を組めなかったということになってしまいますけれども、そういうふうに解釈されてしまいますけれども。

そういうことではないんだと思いますが、町長が言うように、観光協会がある意味独立した、それで事務局職員がたしか3名いるんですよ。それで運営に必要な補助金というものが1,000万円ぐらいの金が出されている。私たちは、少なくともそれをやることによって町職員の時間外は逆に減るんだと思っていたんですけども、なぜふえるのかがよく理解できないんです。教えていただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、組織改正の問題、また今観光協会を駅前事務所に出了たということでございますけれども、これにつきましては最初のとっかかりでございますので、想定外のものもあるということでございます。

また、観光協会と一緒に外に出て、観光のPRをしていくということを頻繁に行っております。観光振興に大変必要なことでございますので、そういうものも含まれておることでございますので、もろもろのものが重なってきたということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうしますと、町長は今回の補正を要求したことについて全く問題ないと考えているというふうな答弁でよろしいんですね。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、そういう理由でございまして、これを認めないということになりますと、観光振興上、今後の推進に支障を来すのでございまして、これは

1つの特別な理由ということで、お認めをいただければというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

さっき言ったように、常識的に考えて、9月に補正してまた12月に補正なんていうことは、普通余りないんです。あり得ないことなんです。あるとすれば、突発的な何か事件、事故が起こったということなんだと思います。それは多分、今の説明だとなんないんです。

そういうふうにと考えると、必要だからしょうがないのではないかという考え方もあるんだと思いますが、少なくとも町として公式に予算を議決して町民福祉のためにお金を使っているわけですから、そんな曖昧なことではやはりいけないんだと思っています。

議案調査の段階で既に予算流用措置をとって時間外手当を支給しているんだというふう聞いていますけれども、この補正が認められなければ予算措置が確定しない状況下ですけれども、それでも課長は時間外勤務命令手当というのができるんですか。問題はないんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、予算にないものの支出をするということでございまして、通常はあり得ないことでございますけれども、先ほど申し上げましたようなもろもろの事情が重なってきて、観光振興に非常に支障を来すということでございますので、特別な理由ということで認めたということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私が立つと町長がすぐに答弁してもらうので、私としてはありがたいんですが、今の内容は多分課長でないとはよくわからないんだと思います。

なぜかという、流用措置をして、補正がとれたら、要するにそれを一旦そこに流用としたものをまた戻すんだというたしか説明を課長がしたから、そうすると予算が確定しないですよという話を今したんですが、流用ができて、ある程度財源があって流用したままでそのまま処理するのであれば、そこで財源が確保できるんでしょうから、課長が時間外勤務命令ができるんだと思いますけれども、あくまでも町長がするのではなくて、職員の時間外勤務手当は課長に多分任されていて、課長がしているんだと思いますけれども、その辺について課長、もうちょっとわかりやすく答えていただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） この観光振興事業につきまして9月、引き続きまして12月、補正予算の中で時間外勤務手当をお願いしているわけでございますが、事由としますと、確かに

月々で時間外手当の勤務に対しての支払いに支障が出ておりまして、流用の措置をさせていただきまして支給した月もございます。観光振興業務上、どうしても準備というそういった仕事をしなければならないと、そういった状況の中で、私の判断として観光担当職員にその業務を命令したものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、課長は予算措置が適正にできていないものを時間外命令をしたというふうに言っているように聞こえてしまいますけれども、そういう意味ですか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 予算上につきましては、その数字について把握はしておりましたけれども、こういった事情でどうしても観光振興宣伝業務についての準備等、やはり時間を要する業務になった結果でございまして、その状況につきましては、把握をした上で命令をしたところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 言っていることはよくわかるんです。やっていいことかとどうかというのを聞いているんです。教えてください。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） こちらの時間外業務の命令の扱いでございしますが、主管課長として、町長のほうにその業務の内容につきまして、こういった特殊な事情も重なったことでございますので、その都度現在の観光振興業務について説明した上で相談する中で、私のほうで命令をしたところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 説明したということは、上司に相談をしてそういうふうにさせてもらったというふうにも聞こえますけれども、多分そういう意味かなと思いますが、課長をそんなに責めているわけではないんですが、ただ、課長の職責の中で、今回こういう当初が九十幾万円、それで五十幾万円、それに70万円というような出し方をするのは、やっぱり私の経験からいうと余りないやり方ですから、それはしっかり反省すべきところはしていただくことが必要だと思いますけれども。

今回主管課の要求に対して、町長とか副町長は査定でこれを認めたということになるんだと思いますけれども、この予算は要求額が多分あったんだと思いますけれども、それを満額で認めた結果なんですか。それとも、査定で、何ていうんですか、減額された結果なんですか。

か。その辺のところについて、事実上は多分中心になって予算編成をしているのは副町長だと思いますので、今回の補正について、先ほどのやりとりも含めてどういうふうに考えているか説明していただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） この件につきましては、担当課のほうから積算基礎等々説明いただき、今後の事業等も踏まえて認めております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 満額多分認めたという回答なんだと思いますけれども、それで間違いないですか。

そうすると、私が先ほどから言っているようなことに対して、ある意味事務的な部分では責任的な立場にある副町長として、このやり方が適正かどうかというものについてもコメントをいただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） この件につきまして適正かどうかということになりますと、いろいろなご意見があろうかと思いますが、やはり職員の健康管理等もございますので、土日に出た分については代休等を優先的にとるようにしておりますけれども、それでもなかなかいろいろな特殊な事情があって事業が進まないということになれば、当然また時間外で対応するということになると思います。

そんなことで、今回、先ほど町長も言いましたように、いろいろと特殊な事情が重なったり、また今後のPR等でも出かけなければならないというようなところも踏まえて、認めたというところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

私が最後に言おうと思ったのは、今、副町長にちょうど言っていたんですが、予算的な措置がないのであれば、対象が職員ですから、代休処理が確実にできるんだと思うんです。それでも間に合わないほど忙しかったんだということになればそれは別ですが、通常は、金がないのであればそういう措置をするのが当たり前の話なんだと思いますけれども、それをしなかったのはさっきの健康の理由だけですか。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 代休処理等は行っております。ただ、その中でもなかなか業務に追

われている部分があつてとれなかったという部分もありますけれども、代休をとるようにはしております。当然健康の問題等もありますから、一月の間休まないで仕事をするということは健康を害することになりますから、代休処置を十分しております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうしますと、その宣伝事業とかイベントなどのいろいろな事業で代休をとった経費も含めると、もっとはるかに膨大なものが出ているというふうに言っているように聞こえますけれども、そういうことになるのではないですか。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 今のご質問は、その代休も含めて換算すると、それ以上のものを使っているのではないかということでしょうか。

（発言する者あり）

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 確かにその部分を含めると、換算すれば非常に大きいものになってきます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

ということは、もうその所管の中では処理し切れない業務量になっているような実態が多分出ているんだと思います。そうすると、何というんですか、もう逆に人員配置が足りないんだという話になってきますので、そういう面も含めてやっぱり検討が必要になってくるのかなと思いますけれども。

その辺にしておきたいと思いますが、私は、職員の給与改定の必要経費等がこれ含まれている予算案ですから、別にこれを否決しようとは思いませんけれども、何ていうんですか、予算がいかに重要であるかというんですか、そういったものについて職員にもう一度やっぱりしっかり徹底していただいて、少なくとも今後二度とこんな、何ていうんですか、予算要求というのをしないようにぜひしていただきたいと思っています。普通多分これからはないんだと思いますが、その辺のところについては強く求めておきたいと思いますが、副町長が見てうなずいてくれているので、最後にコメントがありましたらお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 予算編成というものにつきましては、当初1年間の業務を見据えて

予算を組むのが当然なことでございます。

度重なる時間外の補正というものは、今後は、どうしてもという部分のほかにはそのようなことがないように、十分当初から精査して進めていければと思っております。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第14、議案第2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る12月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第15、議案第3号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る12月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第16、議案第４号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については、去る12月５日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１７号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第17、議案第17号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

本件については、去る12月５日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長（橋爪英夫君） 日程第18、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

請願2号 J Aグループの自己改革の実現に向けた請願を議題といたします。

本件については、去る12月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、6番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長（山田信行君） それでは、総務建設常任委員会に付託されました請願2号 J Aグループの自己改革の実現に向けた請願であります。

審査の結果をご報告申し上げます。

第4回12月定例会、平成26年12月5日に開催され、総務建設常任委員会に付託された請願書であります。

12月8日に総務建設常任委員会が開かれ、あがつま農業協同組合代表理事理事長、唐澤透氏であります。紹介議員、水出英治議員であります。説明員として、常務理事、奥木隆人氏に出席をいただき、詳細な説明をいただいた後、慎重に審査をした結果、当委員会として全

員が採択するものと決しました。

また、意見書につきましてはお手元にありますので、ご確認ください。

本会議におかれましても、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願 3 号 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書を議題といたします。

本件については、去る12月 5 日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長、3 番、佐藤聡一議員。

（文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇）

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） では、請願 3 号の審査結果を報告いたします。

去る12月 5 日、文教厚生常任委員会に付託された請願 3 号 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書については、12月 9 日の委員会において審査を行いました。

請願書の提出者である群馬県脳脊髄液減少症患者会代表、小野寺都志子さんの代理説明者、群馬県難病相談支援センター職員、川尻洋美さんから請願内容についての説明を受けた後、審議した結果、当委員会においては採択すべきものと決定いたしました。本会議においても

同様のご理解を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情 8 号 萩生地区活性化拠点観光案内看板・休憩所設置に関する陳情を議題といたします。

本件については、去る12月 5 日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、6 番、山田信行議員。

（総務建設常任委員長 山田信行君 登壇）

○総務建設常任委員長（山田信行君） それでは、陳情 8 号、審査結果をご報告申し上げます。

第 4 回12月定例会平成26年12月 5 日に開催され、総務建設常任委員会に付託された陳情書であります。

付託されました陳情 8 号 萩生地区活性化拠点観光案内看板・休憩所設置に関する陳情であります。

当委員会に説明員として萩生地区活性化推進委員会会長、大塚秋則氏、またほか 1 名に出席をいただき、詳細な説明をいただきました。東吾妻町南の玄関として、将来に向けてのグ

ランドプラン等もお聞きいたしました。

当委員会としていろいろな意見が交わされた後、委員お一人お一人の意見をお聞きし、採決の結果、採択とすべきと決しました。当委員会におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情 9 号 群馬県立吾妻高等学校統合に関する陳情書を議題といたします。

本件については、去る 12 月 5 日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長、3 番、佐藤聡一議員。

（文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇）

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） それでは、陳情 9 号の審査結果を報告いたします。

去る 12 月 5 日、文教厚生常任委員会に付託された陳情 9 号 群馬県立吾妻高等学校統合に関する陳情書については、12 月 9 日の委員会において審査を行いました。

陳情の提出者である原町地区区長代表、新井隆司さんから陳情内容についての説明を受けた後、審議した結果、当委員会においては趣旨採択すべきものと決定いたしました。本会議

においても、同様の理解を賜りますようお願い申し上げ、報告いたします。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 趣旨採択という報告だったんですが、趣旨については多分この要旨という形でまとめてありますが、これについて採択されたよという解釈をすればよろしいのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 委員長。

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） 趣旨について気持ちはわかるということだと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、趣旨が要旨という形でここにまとめて書いてありますけれども、これについては採択ですよと言ったということの解釈でしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 委員長。

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） 委員長ですので私の意見はあれなんです、じゃ、委員会の中で出された意見の報告をさせてもらってかえさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

まず、各委員からの意見を申し上げます。

議会としては、昨年12月議会で意見書を提出しています。また、町長に対して県に働きかけてほしいようですが、町長は要請書を県に提出したときに同行して対応しているのではという意見。それから、1万5,200名からの署名は重い。県は白紙の状態とのことであり、町民が真剣に考えていることを大事にすべきである。経済活動としての必要性は理解したが、教育環境に対する考えは今ひとつ理解が難しい。この陳情は吾妻高校を残したい意思からなので、その意思を大切にすべきである。しかし、判断するのは県である。吾妻高校の2学科と中之条高校の1学科のキャンパス方式は、規模からは考えられない。町長への圧力を促す気持ちはわかるが、議会としてはこの要望を続けていくのは難しいのではないかと。要旨にあるキャンパス方式の両校施設の共存は現実的ではなく、生徒数が減っている現実では1校にすべき等の意見が出された中で、趣旨採択が多数を占めたということでご理解をお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） どういう趣旨が採択されたかということが私にはちょっとよくわか

らないので聞いたんです。今反対だという意見もいっぱいありましたので、そうすると、それがどういうふうにとまとった結果、どういう趣旨が採択されて趣旨採択という結果になったかというのがよく今の説明だとわからないので、その理由というんですか。多分ここに要旨が書いてあって趣旨が書いてあるので、この趣旨についてはいいでしょうという判断をしたんだと思いますけれども、それは私の想定なんですけれども、そういうような解釈をしておけばよろしいですか。

○議長（橋爪英夫君） 委員長。

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） 委員長の考えというか、私の理解の中では、趣旨については理解をしたという中での趣旨採択という考えでいいんだと思いますが、委員さんの中ではいろいろあったので、私の個人的な見解で述べる場でもないので、それぞれの判断でお願いしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、10番、11番、12番、13番、14番、起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第19、発委第1号 意見書の提出について（農協改革に関する意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

総務建設常任委員長、6番、山田信行議員。

（総務建設常任委員長 山田信行君 登壇）

○総務建設常任委員長（山田信行君） 先ほどの説明の中にお話ししました意見書の提出についてお手元に配付をさせていただきます。これをご確認をいただければということで、ご承認をいただいたというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

12番、浦野政衛議員。

○12番（浦野政衛君） 委員長のほうから提出先をぜひ言っていただければと思うんですが。

○総務建設常任委員長（山田信行君） それでは、提出先についてですが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣官房長官宛てに出させていただきます。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第２号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第20、発委第２号 意見書の提出について（ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

文教厚生常任委員長、３番、佐藤聡一議員。

（文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇）

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） 発委第２号の意見書の提出について説明申し上げます。

先ほど採択していただきました請願３号の議決に基づき、お手元に配付しておりますとおりブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛てに提出したいと思っておりますので、ご議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。1時まで休憩いたします。

(午前 11時58分)

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（橋爪英夫君） 日程第21、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において、審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長、3番、佐藤聡一議員。

（文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇）

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） それでは、文教厚生常任委員会の閉会中の審査について報告いたします。

去る10月8日午後2時より、文教厚生常任委員、教育長、町内各保育所所長ほか、教育課長ほか、保健福祉課長ほかの出席をいただき、2学期より開園した嬬恋村立東部こども園の施設見学や運営状況の視察を行いました。また、統合した嬬恋中学校の開校から現在までの状況を乾校長先生に説明をいただきました。

まず、東部こども園ですが、ゼロ、2歳は1クラスの保育園、3から5歳は2クラスの幼稚園として運営、7時半の登園は保育園で対応し、給食後は帰る子と預かり保育に分かれ、18時まで預かり、土曜も運営しているとのことでした。施設も統合して空いた鎌原小学校の跡地を利用し、基本的には1階のみの利用とし、一部2階を遊戯室として利用していました。

園庭も広いので、一部の利用として、残りは駐車場等で利用していました。職員も幼稚園と保育園で分かれ、書類も文科省と厚労省で分かれて対応していて、教育長いわく、国のこども園とは違い、国の方向性が出てから正式なこども園の対応をするか検討していくとのこと。その後、出席委員等の質疑応答や意見交換を行いました。当町のこども園も現在、子ども・子育て会議で検討を進めておりますが、この婦恋の運営方法も今後検討材料になり得ると思いました。

次に、婦恋中学校の統合後の諸問題を乾校長先生に説明いただきました。これは、当町の東吾妻中学校の統合後の問題に直結すると考えられますので、設定いたしました。

6月に当町のPTA連絡協議会の講習会で乾校長が使用した資料をもとに、スクールバス、部活、PTA等を中心にメリット・デメリットを説明していただいた中で、開校6月には保健室通いが342人になり、2学期からマイタウンティーチャーの補充をお願いして対応してきたことは驚きで、現在はこの問題も落ち着いてきたとのことでした。その後、質疑応答や意見交換を行いました。当町もスタート時点の対応を真剣に考える必要性を感じました。

以上、閉会中の審査をご報告申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 議会運営委員会。

議会運営委員長、11番、須崎幸一議員。

（議会運営委員長 須崎幸一君 登壇）

○議会運営委員長（須崎幸一君） 去る11月26日に委員会の開催をしました。第4回臨時会及び第4回12月定例会の運営について協議をしました。そのほかに議会報告会の反省について、これにつきましては先般の議員全員協議会で報告したものであります。

次に、議会基本条例に関連する事項についても協議をいたしました。

第7条の議決事項の追加の中で、4、地球温暖化防止計画に関することとあります。この件については、名称が地球温暖化防止計画ではなく、地球温暖化対策実行計画という名称で、ことしの第2回6月定例会で可決をしました。この点について実態に即した名称変更をするのか、またこの条項を削除するかを含め、検討しております。

なお、本日組織機構の見直しに伴う関係条例が可決されましたので、平成27年4月1日施行までに議会運営委員会で議会委員会条例の改正をしなければなりませんので、議員各位におかれましては、ご承知おき願いたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（橋爪英夫君） ハッ場ダム対策特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪英夫君） 行財政改革推進特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪英夫君） 議会広報対策特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪英夫君） 中学校統合等対策特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪英夫君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（橋爪英夫君） 日程第22、町政一般質問を行います。

◇ 佐 藤 聡 一 君

○議長（橋爪英夫君） 3番議員、佐藤聡一議員。

(3番 佐藤聡一君 登壇)

○3番（佐藤聡一君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、地方創生について町長にお尋ねします。

去る11月21日の参議院本会議で「まち・ひと・しごと創生法」が改正地域再生法として

成立、いよいよ国の地方創生が動き出しました。これは当町にも地方版総合戦略をつくる努力義務を課し、平成27年度中に5年間の地方版総合戦略を作成し、28年度から地方創生政策を本格稼働させるということでもあります。

当町でも機構改革により地域政策課を新しくつくり、また町づくりを進めようとしておりますが、この課か企画課を利用して地方版総合戦略を至急作成する考えをお尋ねいたします。

石破大臣は27年度中に町の総合戦略を作成させようとしており、国の人的支援と情報支援については目いっぱいやると言っておりますが、また、やらないところは切り捨てていくような発言もされております。こういう計画はすぐにできるものではありません。やはり時間がかかるので、なるべく早く作成を進め、中身を検討する時間をつくるのが大切だと思います。町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

また、この関連で質問しますと、徳島県神山町では、古民家をサテライトオフィスに改修して、いろいろなベンチャー企業を約4年で11社誘致しております。町長も以前IT関連企業の誘致の話をされておりましたが、この神山町への企業進出の理由は、3.11の震災による拠点の分散と徳島県の光ファイバー網の整備があったとのこと。当町では光ファイバー網の整備はされており、また地震についても有利な地盤環境にあると思われますので、ぜひこの方向性を進めるとともに、9月議会でも質問したように、当町の資源である山林と農地の利活用を考えることが大事だと思います。中之条町でも人口が減少する中でも生き残る町づくりを進めようとしておりますが、当町でも全く同じだと思います。自分の地域性を利用した町づくりをすることが当町の創生だと思いますが、町長はいかがお考えですか。

以上の点を質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「まち・ひと・しごと創生法」等成立による地方版総合戦略を作成する考えはあるかですが、議員ご指摘のとおり、さきの臨時国会において少子高齢化に伴う人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、地方の「まち・ひと・しごと」を創生することを目的とする法律が平成26年11月21日に成立、11月28日に法律が公布、施行されました。

また、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平

成26年12月2日から同法に基づく法定の本部として司令塔機能を担うため、政府内に「まち・ひと・しごと創生本部」があわせて設立をされました。

この法律における「まち」とは、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成、「ひと」とは、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、「しごと」とは、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出であり、これらを一体的に推進することで、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を総合的かつ計画的に実施することが本法の目的であります。

議員ご質問の総合戦略につきましては、この法律に基づき地方公共団体が作成するよう努めなければならないとされている「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」のことで存じますが、これはそれぞれの市町村において、各分野にまたがる政策の目標や基本的方向性等を明示し、雇用創出、結婚・出産・子育て、町づくりなど、政策全般にわたる戦略を定めるものでございます。

今後、我が国の人口の現状、将来見通しを踏まえ、「まち・ひと・しごと創生」に関する目標や施策に関する基本的方向等についてを定めた政府の総合戦略」と、市町村と同様に都道府県が定める総合戦略を勘案し、「東吾妻町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定すべく、早急に検討に入りたいと考えております。

また、策定に当たりましては、全庁的な目標設定やその進行管理へ取り組む体制を整備する必要があると考え、これまでの行政改革推進本部体制を発展させ、仮ではありますが、東吾妻町総合戦略本部として再編し、行財政改革の一層の推進とあわせたトップマネジメントにより取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この法律の成立に伴い、群馬県においても企画部を窓口とした取り組みが既に進んでおり、総合戦略を策定するための留意事項、その他必要な事項について、技術的な助言等も受けながら進めていく予定であります。また、「まち・ひと・しごと創生」に向けては、町民が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことによって、活力にあふれた我が町の創生を目指すことであると考えますので、今後の検討に当たっては、夢を持つ前向きな施策や地域の実情等を踏まえた施策が整備できるよう努め、必要な時期に議会へもお諮りをすることと考えております。

2点目の古民家等を活用、改修したサテライトオフィス誘致の方向性を進める考えはあるかというご質問につきましては、まず、サテライトオフィスの定義は、都会から郊外に分散型オフィスを出すことですが、郊外の企業から見たときに、人、物、金、情報が都会に集ま

るものの、そこに常にアクセスするのが困難な場合やオフィスを構えるのが困難な場合に、販売促進や営業活動を行う部門を都会に配置する場合も定義されます。

また、地方の行政機関では、陳情や広報活動のために人を配置したり、大学は社会人向けの講義を行うために場所を設置することがあります。これらも総じてサテライトオフィスと呼ばれております。

現在、当町におきましては、平成22年度に緊急雇用創出基金事業、東吾妻町空き家・空き店舗等実態調査事業を実施し、地区ごとの空き家数、所有者、物件の種類など情報の把握はしております。しかしながら、現在のところ、空き家の活用まではできておりません。今後は、町のホームページを利用し、空き家を貸す意思のある所有者を募集し、物件案内の掲載をして、借り手と貸し手の情報交換の場を提供したいと考えております。

なお、空き家の活用に当たっては、物件の改修費等の問題もございまして、多額の改修費が見込まれると所有者の負担が大きくなり、貸すことを断念するケースが多いのが現状となっております。この問題を解決するには、町が改修費の一部を助成するような制度を創設することも考えなければなりません。

このように、空き家・空き店舗を利活用するに当たっては所有者の協力がなければできませんので、所有者を補助する制度を策定し、眠っている財産を活用できるよう取り組みたいと考えております。

サテライトオフィスは、コールセンター等の誘致も含め、制度を整えた上で、前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 3番、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） まず、1点目の話の部分では、今回の全協の中でも総合戦略本部をつくるという中で大分答えが出てしまったのでどうしようかなと思っていたんですが、基本的にきょうの機構改革の問題も含めると、石破大臣の言っていた話でいくと、うちの町の特徴をまずつかめと、それを数値化した中で特徴を伸ばす方向を早く決めて、それをカラーを持って、うちの町の特徴としてやれという話がベースで話をされておりましたが、先ほど県だとかその辺の組織づくりの話をされていましたが、それはそれで補助金だとかいろんな絡みの政策の立案には必要なかもしれませんが、基本的にはうちの町の財産をどういうふうに掘り出すかというところが一番大事だろうと思うんですけども、そこを1年しか猶予がありませんから、それをなるべく早く議会も含めてアイデアを出しながら、持ち上げていくと

いうか政策化していくという必要性があると思うんですけれども、その辺のお考えは。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、当町の特徴等も生かして、特に東吾妻町は自然豊かで非常に住みやすい場所であり、そしてかつ他町村に比べて非常に雇用の場が多い、企業、会社、工場等が多い、そういう特徴がございます。こういうものを生かして、若者たちがここで雇用されて、そして家庭を持ち、そして子供たちをすくすくと育てていく、そういう条件に、他町村に比べて非常によいものがあるというふうに考えております。

そういうことを踏まえながら、今後、町、執行部等で十分審議しながら、協議しながら、また議会の皆様ともキャッチボールをしながら、進めてまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 3 番議員、佐藤聡一議員。

○3 番（佐藤聡一君） ぜひそれに合わせて、うちの町の特徴を 9 月議会でも質問させてもらったんですが、問題は、農業と山林というかの利活用が一番うちの町でいくと、この山林、町有地も含めて 1 つの特徴かなと思っていますので、農業も大変なのはわかりますが、ある意味の再生をしていく方策を町としてもつくっていく、この辺が 1 つのまた特徴づくりかなと思いますが、その辺の町長のお考えを。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね。日ごろから申し上げておりますように、農林業は国の成り立ちに非常に重要で、基本的な産業であるというふうに思っております。そういう面でしっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。

特に東吾妻町は、そういう面でも森林面積が町の 8 割を超えるというふうなものでございまして、農業でも大変よい農産物もできます。しかし、量的なものはちょっと問題もあるというふうなことでございますけれども、そういうものを踏まえて、これから農林業もしっかりとした柱となるような産業にしていかなければならないと考えております。そういった面で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 3 番、佐藤聡一議員。

○3 番（佐藤聡一君） ぜひその辺はお願いしたいのと、9 月議会でも質問しましたが、うちの町のバイオマスの利用がいまいち難しい中で中之条町が今やろうとしていて、接続制限の問題もありますけれども、そういうところも協力しながら、ぜひその辺も盛り込んでいただきたいかなと思っています。

それから、2 点目の質問の中で、サテライトオフィスの逆版の話が出ましたが、うちの町

で東京へサテライトオフィスをつくるという意味なんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり先ほどから申しましたように、東吾妻町は自然的な条件等を踏まえると、大変魅力的な町となる可能性を秘めております。そういう意味から、今逆版のサテライトオフィスというものを首都圏に置いて大いにPRし、そして若い皆さんを集めていくということも1つの方法だと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 3番、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） 人的な問題をいろいろ考えると、要は群馬県で言うとぐんまちゃん家があって、あそこのPR、かつて非常に今の段階ではもっと上がってきているのかなと。やはり東京版のPRであれば、それをもっと利用しながらやるのがベターかなと。

私の質問でいくと、要は都会の人のサテライトオフィスといっても、東京は東京として、二元的に災害のときにリカバーというかカバーできるというのが徳島を選んだ理由という中でいくと、東京から多少100キロ圏ですけれども、災害面からすると、非常にこの吾妻地域はそういう面からすると恵まれている地域ではないかと。

それでインフラ整備の話も、光ファイバー整備が終わっていますから、前はたしか町長はその辺の呼び込みを東京の県人会でしたか、何かの席でそういう話が出て、ここにも披露してやりたいと言っていましたよね。その辺の話を改めて具体的に進めていくことによって、徳島の空き家の状況を見ると、確かに改修はある程度しますけれども、かなりの人が夫婦で入ってきているみたいで、そうすると、もうそこへ住んでもらえれば、吾妻の中でもかなり広い範囲で、例えばこの町場ではなくて、例えば坂上だって自然もあるし、そういう環境はできるんだと思うんです。

そういうところをもう少し生かしてもらえれば、ある意味の人口増というか活性化にもつながってくるのではないかと思いますので、その辺のお考えを聞かせてください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） サテライトオフィス、我が町にも空き家もありますし、また公共施設で使っていない施設もあるというふうなことから、町から首都圏に出て仕事をしている方で、そういうサテライトオフィスというふうなものを考えたいというふうなお話も来ておるところでございますので、そういう機会がございますので有効に使って、佐藤議員のおっしゃるような東吾妻町、さらに人口増、そして活気づくような施設等にしてまいりたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 3番、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） やはり新しい人を入れてくるというところに私は地域おこしみたいな部分も非常に感じるんですけども、ふるさと協力隊ではないけれども、隊員等々今入れていますけれども、やはりいろんな血が入ってきて、今までの考えと違う形の環境をこの町でつくっていく、それが刺激になってまた広がると。徳島なんかはそういう形でどんどんNP Oが介在して、人をやっているみたいですが、基本的にはチャンネルがないとなかなかできない話なので、チャンネルを持ってぜひ早いうちに人に先んじてやっていくことが必要ではないかと思うので、ぜひよろしくお願いいたします。

答弁をお願いしたいです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） おっしゃるような動きも実際出てまいりましたので、こういう機会を捉えて、上信道もまた入ってくるような状況も見えてまいりました。これからも東吾妻町の町づくりに非常に大きなものであると思いますので、今後とも皆様と一緒に取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 3番、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） 本当に地方創生を含めると、どういうふうにやっていくかがどこの町村も一番頭の痛い難題だと思います。南牧村でこの間地方創生会議をやって、町づくりの話があったので聞きに行ったんですけども、やはり小さいところは非常に苦しんでいるのがよくわかりました。うちの町の場合は、多少予算的な規模もあるし、人的にも豊富な部分もありますが、やはりあと10年も経てばえらい騒ぎになってくるんだろうと思いますので、今回の地方創生の法律もできたし、ぜひ今のいろんな形で具体性を持って、スピード感を持ってぜひやっていただきたいと思います。

それで質問を終わらせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 以上で佐藤聡一議員の質問を終わります。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、4番議員、根津光儀議員。

（4番 根津光儀君 登壇）

○４番（根津光儀君） 議長の許可を得まして、中澤恒喜町長に質問いたします。

町政の基本的施策の理念は、第１次総合計画に述べられているとおり、住民が誇りを持って暮らす町を主役である町民がつくっていくことであるとして、そのことを前提に地域振興策について質問してまいります。

この町において、地域おこしについての意識は上がりつつあり、ここ数年でも岩櫃を中心にした動きや地元のおいしいお米を地域ブランドとして評価を高めていこうとする運動があり、実を結びつつあると言えます。

また、地域に古くから根差している祭りや奉納舞などは、宗教的意味合いも持っていますが、文化としても大切なものであり、それらを保存していこうという人たちも大勢います。途絶えてしまった人形浄瑠璃を復活させようという動きもあります。岩櫃関連の催しは、NHK大河ドラマ「真田丸」に向けて絶好のタイミングで、この町の宣伝になっていくことでしょう。

これらの事柄は、いずれも地域の方々が発案し、仲間を募り、多くの会議や練習を重ねることによって作り上げられるものです。また、ブランド米や特産物は、長年の研究と信念、時には失敗も含めた経験により作り上げられてきたものです。

このように、地域振興策の一つ一つが現実にはさまざまな地域の人たちによって行われているのです。

しかし、この裏には、少子高齢化による過疎という厳しい現実もあります。こうした人たちの動きをもっともっと生かしていくためには、行政によるかかわりが、あるいはお手伝いが必要になってくるのです。その意味で、機構改革に盛り込まれ、新設される地域政策課に期待するものは大きいと言えます。

そこで、行政のトップにある中澤町長に、地域振興における町の役割についてどう考えているのか、どのような手法を使っていこうとしているのかお聞きします。

地域政策課の役割についてどのような運用を目指していきますか。

２として、町のにぎわい復活と中小商店の活路、存続をどのように図っていく考えですか。

３、周辺地域の機能維持についてどのように考えますか。

４、東吾妻町が目指す観光とは、どのようなものですか。

５、農産物のブランド化について町はどのような取り組みをしていますか。

６、文化と伝統を維持していくためには、何が必要と考えますか。

７、地域振興策の担い手として、どのような人々、団体を期待しますか。

以上、質問いたしまして、自席へ戻させていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の地域政策課の役割についてでございますが、少子高齢化等により、町全体を含め各地域の活力が低下しておりますので、組織の見直しにより、少子化対策、定住化対策の課題に取り組む部署を設け、地域政策課において地域振興を重点的に図ってまいりたいと考えております。

2点目の町のにぎわい復活と中小商店の活路、存続についてでございますが、全国の地方各地において町外資本による市街地郊外への店舗進出により商業地図が大きく変化し、従来からあった中心市街地の商業は、著しく衰退をしております。

加えて、少子化、若者の都市部への流出による人口減少により、当町の中心市街地においても商店街としての活気が失われてきている現状であり、町のにぎわいの復活と商業の再生が大きな課題となっているところでございます。

当町の中心市街地である原町について取り上げてみますと、人口が比較的集中した町並みとして形成された連たんした商店街で成り立っておりましたが、空き店舗がふえてきております。原町駅周辺を含む町づくりにつきましては、都市計画において町と地元の町づくり組織において検討を行うこととなりますし、商業振興としては、町、商工会、地元事業者との協議による商業再編を検討してまいります。

3点目の周辺地域の機能維持についてでございますが、本町は東西に長く、各地区それぞれに特徴がございますので、その特色を生かして、従来からの行政主導ではなく、住民との協働により、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

4点目の東吾妻町が目指す観光についてですが、当町を取り巻く吾妻郡全体が大きな観光エリアを形成しておりまして、周辺町村には全国規模の著名な観光地、観光施設が存在する状況でございまして、当町はこの広い観光エリアの一部を形成しているという実態でございます。

また、当町は八ッ場ダム本体工事の着工や上信自動車道の整備など、社会資本の整備の進捗により、大きな変革期を迎えております。ダム下地域の活性化、振興を担う道の駅「あがつま峡」のオープンにより、当町を代表する景勝地吾妻溪谷という大きな観光素材に新たな価値が加わり、観光エリア、観光要素の拡大が図られてきたところでございます。八ッ場ダ

ムにより、吾妻溪谷はダムサイト直下に位置することになり、上流のダム湖と大きな高低差により分断されるため、長野原町との連携によるダム湖と直下の溪谷エリアとの周遊観光ルート開設が何としても必要と考えているところでございます。

また、岩櫃山は、当町を代表するもう一つの大きな観光素材でございまして、岩櫃城跡、不動滝など、周辺の景勝地を含めて景観や観光要素とともに歴史文化において当町が誇れる山でございまして。

NHK大河ドラマ「真田丸」が平成28年放送となります。かつて岩櫃城に居城したといわれる真田氏を主人公とした大河ドラマでございまして、当町をPRすることの絶好の機会でもございます。外へのPRとともに、町に住む方々が岩櫃山、岩櫃城跡の存在を改めて認識していただく中で、住民の意識の高揚、そして町の活性化につながるものが何より大切と考えております。

広い町域を有する当町は、各地域においてはあらゆる観光要素がございまして。観光とは大変広い領域でございまして、人々の思いや時代の変遷により、大きくその対象も変化を繰り返しております。これが観光という規定はないと考えておりますので、当町の各地域に存在する温泉や景勝地、ほかに地域で継承されている伝統慣習文化など、あらゆるものが観光要素でございまして。地域で育てたものを町と地域の方々が発信を共有していく観光の形態が望ましいと考えているところでございます。

5点目の農産物のブランド化についての取り組みの考えですが、町において現在手がけているものはございませんけれども、過去におきまして萩生美味しい米づくり研究会で取り組んだ米の商標登録について、町として登録手続について支援をした経緯がございまして。現在、産地の差別化をPRしたブランド米「さくや姫」として流通しているところでございます。

米につきましては、消費の落ち込み、在庫数量の累積増加、消費者が低価格米を求めるなどの要因により、本年産の価格は大きく暴落しております。一方、TPPによる輸入農産物の価格の影響により、国産農産物価格の下落は必至の状況を迎えるに至っております。

輸入生産物に対抗する手段としては、国内農産物の安心・安全な品質確保とともに、産地、生産者の差別化による消費者の購入意欲を促すものでなければなりません。農産物の流通取引において有利に販売していくためには、農産物のブランド化は必要と考えております。

また、ブランド製品の生産において、産地における地域形成試験研究、そして地域生産者の生産意欲、品質確保、責任により積極的に実践することがブランド化を図ることの意義と思っております。

6点目の文化と伝統を維持していくために何が必要と考えますかとのご質問ですが、文化と伝統といったものは一朝一夕に成り立つものではなく、地域の気候、風土や信仰・習俗と絡み合いながら、長い時間をかけてつくられたものであると考えております。こうした地域文化を維持することや伝統を守っていくことは、町においても重要な要素の一つであると考えますが、それらを総合的に考えると、地域振興から見た支援、観光振興から見た支援、文化財保護の立場からの支援の必要性が考えられます。

ただし、伝統芸能の継承等については、少子高齢化から生じる後継者不足、維持管理資金の不足等、多くの問題を抱えながら活動している団体がその大半を占めております。文化財として捉える場合は、指定文化財の有無に限らず、伝統芸能保存育成団体として登録してある団体については活動資金の一助として補助金の交付を行っております。また、町文化協会に加盟している団体であれば、文化協会からも団体育成費がその活動団体に対して交付されています。

こうした文化や伝統は、一度途絶えたり消滅してしまえば、再生は難しいことと思います。今後は、教育委員会及び文化協会と共同して発表の場を提供したり、映像としての記録保存を進めていくといった支援は必要であり、検討していかなければならないと考えています。

しかしながら、こうした文化や伝統は、地域の人々の情熱と信仰によって連綿と受け継がれたものであり、今後も地域で継続していく熱意が最も必要とされております。そのためには、文化協会を中心として、各種団体を全町横断的に網羅した会合を開き、情報発信・情報交換・情報収集といったことも必要と考えております。文化と伝統の維持には、文化財保護・地域振興・観光振興等、さまざまな視点から総合的な支援が必要と考えております。

7点目の地域振興策の担い手として、どのような人々、団体を期待するかですが、地域振興における最も重要な経営資源は人材と考えます。地域振興を考えるに当たり、町全体の課題として取り組むことも大事と思いますが、地域によりそれぞれ事情が違いますので、実情に合わせた方法や視点が大切と考えております。地域振興を考える上で大切なことは、地域ごとのよさを生かすことであると考えます。そのためには、現に地域の活性化を担っている人材やアイデアを持っている人材の発掘に努め、人材とアイデアの活用を図る中で、活動が育ち、地域振興も図られると考えております。地域振興の新たな担い手を外部から確保することにより、地域力の維持・強化を図ることから、今年度より地域おこし協力隊員を配置し、地域振興の一助に努めているところでございます。

また、昨年度より配置された「緑のふるさと協力隊員」との連携を図ることも必要ですが、

既存の各種団体等も貴重な地域振興の資源として有効に活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） 私の質問も7項目にもなってしまう、また町長は丁寧にお答えいただきましたが、非常に多くのことをお答えになりました。その中から少しずつ絞って議論を進めていきたいと思うんですけれども、地域政策課について先ほど条例審議の中でも質問がありましたけれども、政策という名前をつけているということになりますと、何といったらいいますか、長期的視野にたった基本的な理念がこの政策課の運用に当たっては必要と考えますが、そういった長期的視野にたった基本的理念というのは町長におありですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地域政策につきましては、先ほどから申しておりますように、当町の特徴を生かした施策を投入しながら、そしてまた若い人材がこの地で定着をして、そして子供を産み育てていき、そしてさらに東吾妻町発展のために若者たちがしっかりと励んでいく、そういうものが私の今描いているものでございます。そういうものを今後しっかりと具体的に前に進めてまいりたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） そうしますと、これからの来年度からの運用に当たっては、そういったことを基本的に据えてやっていくのだということだと思います。

その中で、他の課やそれから教育委員会などとの連携も非常に大切になってくると思いますけれども、そういったことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当然役場組織の中で横の連携で大きな目標に沿って、お互いに各組織が連携、協力しながらその目標に向かって進んでいくというのが基本的なものでございますので、しっかりとそのように努めてまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） そうすると、そういったことを実際にやっていくためには、何らかの会議といいますか、そういったことを話し合う場というものが庁内に必要になってくると思いますが、そういったものを設けていくということでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、先ほど佐藤議員のご質問の中にもございましたような、仮の名前ではございますけれども東吾妻町総合戦略本部というものをつくりまして、その中で役場内の連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） そうすると、その戦略本部の中ということになりますと、この地域政策課が主導するということではないということですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 主導という話ではなくて、戦略本部で施策を練り上げながら、各課がその一端をそれぞれ分担しながら、総合的に取り組んで前進していくということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） わかりました。

地域政策課といいましても一つの部署であるという考えなんだと思います。

次に、商工振興、それから地域の商工業についてお伺いしたいんですけれども、実は吾妻高校統合の話の中で見えた説明員さんは、とにかく地域が廃れてしまうということが一番の心配事なのだと、そういうふうに切々とおっしゃっておられましたけれども、統合問題、これは非常に難しく、また微妙な問題ではあると思いますけれども、そのほかにもこの町を活気づける方法というものを議論して、そしてみんなでやっていこうということをしなればいけないと思いますけれども、そういった基本的な考え方というのも地域戦略本部でやっていくと、そういうお考えなんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当然そういうものも戦略本部の中で論議をされるものだというふうに考えております。

高校の統合等も非常に難しい問題でございますけれども、子供たちの教育とそして地域の振興とが絡み合っただけでなかなか難しい問題でございますけれども、今後それにつきましてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） 次に、先ほど中心に話をしたのは、原町地区の商店ということで私も発言し、町長もそういった面のお答えだったと思いますけれども、実は私が6月の定例会の中で人口減少のことでお話を町長に投げかけましたけれども、その中で私なりに数字をまと

めたもので言いますと、原町地区の合併後の人口の減少率というのは、マイナス８％なんです。太田、東がマイナス１０％ほど、そして岩島が１５．３％、坂上が１６．５％というような人口減少率、統計上の話で言いますので、一応これは外国人を含めた人口統計というもののから計算いたしました。たった８年の間に町全体で１２％ほども減少してしまっているというようなことですけれども、その中でも、岩島、坂上地区の人口減少、非常に何ていったら、言葉は悪いんですけれども、過激な減少幅だと私は思っております。

こういった中で、先ほど町長が、関連しているのでどうしても佐藤議員さんの質問の話が出てきてしまうんですけれども、２２年度の空き家調査のことをおっしゃっていましたが、実は私の隣保班のことで言えば、その２２年のときに空き家が１戸あったんですけれども、現在は空き家が３戸、２つふえてしまったというようなことで、とても２２年度の調査をもとにいろいろなことを推計するというのは、もう無理が出てきているかもしれません。その辺のことをちょっとご指摘しておきたいと思います。

こうした人口減少は、先ほどからの伝統文化、それからお祭りの衰退というようなことに大きくなっていきますけれども、集落の機能というのは、そこに人が住んで生活することによって景観が守られ維持され、そして文化が育まれていくというものだと思います。それが最小単位の家がなくなり、隣保班の数が減り、集落の中の人口世帯が減り、そして地区も同じように減っていくということになってきますと、非常にその後につながる地域振興につなげようとする基本のところが非常に揺らいでくると思いますが、町長の今の現時点で地域の人口が減っていくというような、世帯が減っていくということについて町長ご自身はどういうふうにお考えですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 人口減少でございますけれども、やはり各地域で一般的に言えることは、各家の子供たちが教育を受けて、そして就職をするといった段階でなかなか通えるような場所に勤められなかったというふうなことで、ほかに転居をして生活をするということが多いのでございまして、そういうものが重なってきているというふうに考えております。

やはり東吾妻町に若者たちが雇用できる場所というものを数多く設定をして、そこで若者が働いていただいて、そして結婚をして子供を産み育てるというふうな状況にならないと、現在の状況はなかなか歯どめがかからないというふうに考えております。

そのようなことから、今後こういったことにつきまして取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 4 番、根津光儀議員。

○4 番（根津光儀君） ぜひ実際に取り組んでいただきたいと思います。強力に進めてほしいと私も思います。

さて、観光のことで、町長は観光というものに規定はないというふうに先ほどおっしゃられましたけれども、私が観光というものについて持っているイメージ、あるいは私なりの観光という規定とすれば、娯楽としての旅行であるというふうに私は受けとめております。

したがって、旅する側の気持ちに立って言えば、この東吾妻町を訪れて楽しいとすることがまず第一だと思います。そして、私たち受け入れ側は楽しさをどう提供していくかということが非常に大きいこと、それからもう一つ、不愉快でないこと、これが大切です。不愉快でないことというものの一番大きなウェートを占めるものは、トイレです。これは私もさまざまな催しにかかわってきましたが、まず一番大きい問題です。相手を不愉快にさせないということはトイレ、観光はイコールドイレかもしれないというふうに最近思うようになってしまいました。そして、おいしい食べ物、飲食ですね、それから宿泊施設、景観、町並みというものがあると思います。

そういったものにプラスアルファをするとすれば、テーマを絞った楽しみの提案ということも積極的に行われるべきだと思います。例えば、よく言われるエコツーリズムであるとか、それからグリーンツーリズムというようなものだと思うんですけども、それは私の持論ですから、ここで自分の持ち時間の中でしゃべるということになりますけれども、こういったことに対して地域の動きは非常に活発だと私は思います。この秋の忍びの乱などの催しであったり、あるいは道の駅「あがつま峡」が開設されてからの地域の人たちのさまざまな、何て言ったらいいんですかね、農産物を提供していこうというようなこと、それからちょっと道で行き会っても、お返事なんかに対してもいい案内ができればというふうに皆さんが考えていると、そういう意味で非常に地域は積極的で活発だと思いますけれども、そういったところに、何ていうんですかね、町が積極的に地域の人たち、あるいはそういったエコツーリズムやグリーンツーリズムを何とか商売としてやっていこうと考える人たち、そういう人たちに助言や人的支援を行ってほしいと思うんですけども、その辺の町の体制をつくっていくとかそういうことはお考えでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 最近は東吾妻町も観光についての動きがかなり活発になっておるということでございます。観光協会も駅前に出まして、さまざまな動きもしております、そう

いうものがだんだんと功を奏してくるのではないかというふうに思います。

議員ご指摘のとおり、やはり観光は地域の人のおもてなしの心だというふうに思っております。まず基本はそれだなというふうに思っておりますので、そういうことで各地区の皆様が考えて当たっていただければというふうに思っておるところでございます。

トイレのお話も出ました。各地区でトイレの改修の要望なり新設の要望なりもかなり出ております。今後も極力対応しながら、よりよき観光地へ向けての町といたしましても取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） 特にこの町のお米づくりは町長も先ほどおっしゃっておられましたけれども、実はことしの米・食味分析鑑定コンクールの国際大会、実は全国大会みたいな感じなんだと思いますけれども、こちらに吾妻さくや姫生産組合から2点ノミネートされ、2点とも特別優秀賞に入賞されたということを聞いております。

そうしたブランドをつくっていくということのために、町がリードして、例えば米以外にもイチゴであるとかトマトであるとかというおいしいものがたくさんあります。そういったものも1つにくくって吾妻、東吾妻というもののブランドをつくってほしいと思うんですけれども、そういったことは考えられませんか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お米のさくや姫、町で商標登録をして、大変おいしいお米ということで流通をしております、特に道の駅あがつま峡でオープン以来、お米もかなり売れているということでございます。さくや姫も売れておりますけれども、それよりもどちらかというと低価格のお米のほうがかかなり売れているというふうな実情だというふうに聞いておりますけれども、さくや姫が非常においしいということで、杉並区でも使っていただいたというふうな実績もございます。

ほかに東吾妻町はイチゴ生産ですとか、和牛ですとか、豚肉ですとかいいものがかかなりあるわけでございますので、そういうものを東吾妻町特選の農産物というふうなことで一くくりにブランド化というふうなご発想だと思いますけれども、そういうものもひとつ検討しながら、手法を考えながら、お互いにいろいろと意見を交換しながらやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） 先ほどもずっと申していますとおり、地域の方々はそれぞれの立場の

中で非常に熱心にやっておられます。ぜひ町も力をかしてほしい、そういうふうに思います。

それから、こうしたことの根本は、何と言いましても、町長も先ほどからちょっと、きょう1日言っているのかもしれませんが、少子高齢化にということを言っておられますが、いかにこの少子高齢化の流れにあらがうか、抵抗していくかということが大切なんだと思いますが、そのためには、先ほど他の議員、またこれから質問される方も同じようにたくさんの手法を提案してくるのかと思いますけれども、そういった手法の一つ一つも大切でありますけれども、実は第1次総合計画後期基本計画の中で、早急にまちづくり条例をつくることを検討していくんだというふうに述べていますけれども、これについて町長は今どんな体制で臨んでいますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、県内でもまださほど進展をしているという課題ではないと思っております。今後の一つの目標というふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） 議論がまたもとに戻ってしまうんですけれども、といいますのは、この条例をつくります、検討をしていきますということの中で、やっぱりこれは産業、それから企業誘致、観光への取り組み、そういったものを含めまして、根本的にこの町のあり方をつくっていくのだというそういう条例なんだと思います。

余り戦略、戦術という言葉は使いたくないんですが、さまざまな手法を戦術とすれば、この条例を制定して、戦略をきちっと決める、練っていくということが非常に大切だと思いますけれども、そのこのところをもう一度町長、お答えいただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、まちづくり条例の制定に向けて検討してまいるという姿勢でありますので、今後皆様とご協議しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 以上で根津光儀議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。2時20分まで。

（午後 2時10分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

◇ 山 田 信 行 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、6番議員、山田信行議員。

（6番 山田信行君 登壇）

○6番（山田信行君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

佐藤議員、また根津議員の質問の中でかなりダブっているところがありますので、少し削って質問をさせていただきます。

まず、1番目、健全な環境整備ということで、敷地内ごみ置き問題についてということで質問をさせていただきます。かなり素朴な質問だと思いますが、これから後期高齢者を含めて、大変その地域が汚れていくのではないかという懸念がありますので、質問をさせていただきます。

社会問題としてたびたびニュースで取り上げられているごみ屋敷問題、我が町も起こりつつあることだと感じています。屋外に放置されているように見える家電用品、機械自動車部品、生活用品、あらゆるもの、それは他人から見ればごみかもしれませんが、持ち主にとっては大事な所有物かもしれません。このようなものをため込み、悪臭や害虫被害が発生するなど、近隣住民の被害も無視できません。その線引きの難しさは、ごみ屋敷問題の根源にあるように思います。

憲法29条に財産権が保障されています。これまでごみ屋敷にきちっと対応できなかった理由の一つでもあると考えています。廃棄物処理法などの法的対策がとられてきました。しかし、対象は業者であり、個人は対象外でした。そのため、後手に回っていたようにも感じられます。発生する背景には、生活の課題が潜んでいるということらしいですが、住民が地域と連携をとって、必要な時間をかけて支援をしていく方向がふさわしいと思いますが、現実として地域の方々がお話しに行けないのが現状であります。

ごみ屋敷問題に限らず、他の身近な生活環境問題も通じるものがあると思います。ごみ屋敷、ごみ置き問題解決に向けて、自治体として美しいきれいな町づくりを目指す以上、何らかの対応を考えるべきではないかというふうに思います。

そこで町長に3つのものについて質問をさせていただきます。

町として基本的な考えは。

2番、町として把握しているごみ屋敷、敷地内ごみ置きと思われる件数などは把握していますか。

他地区では、法案化、条例化の動きがあるようですが、我が町は現在どのように地域対応を考えておられますか。

続きまして、今お話ししました町の観光整備、観光行政についてお尋ねいたします。

町長も議会において明言しておられます。東吾妻町において観光行政は重要施策の一つであるとお話しになりました。この秋にも数々のイベントが開催され、成果を感じられます。これからの日本の中央集権から地方分権への移行が大きなテーマであり、自己決定、自己責任の名のもとに、全国画一的な町づくりが、地域特性を生かし特徴ある町づくりへと重点が移行し、今まさに地域間競争の時代に突入したと思われま。

地域における自己決定、自己責任は、その地域の魅力を引き出し、活性化ある町づくりを進めるために努力の施策を地域みずからが決定し、責任を持って進めるべきである。地方分権の社会、情勢の中で、我が町の地域特性の魅力を引き出すためには、観光がそれだけ重要な位置づけだというような認識をしております。

官民一体となって行政も積極的に検討し施策に反映していかなければ、実現できない夢物語になってしまいます。一方で、厳しい財政状態や行政体質なども深く関与していると思いますが、観光に対する現状認識や地方特性の把握が十分でないがゆえに、施策、構成が明確になっていないのが原因だろうというふうに考えています。

東吾妻町には、自然環境、歴史豊かな観光資源、他の町村に比べれば、数々あるような気がします。岩櫃山、不動の滝、浅間隠し、吾妻峡、箱島湧水、榛名湖畔、また忠治の史跡等々。周辺には日本を代表する温泉地もあります。草津、四万、伊香保、万座等が控えております。数字的に見ますと、群馬県内の九大温泉、お客様が280万8,000人おいでをいただいているそうです。そのまた違う意味で、川場にあります道の駅川場田園プラザには6万1,000人もの方が見えておるということでございます。この成果はメディアに取り上げられたという結果が出ているそうです。温泉、田舎を感じる趣味のイベント等でも申しますか、3つの大きな形に分けられるのではないかというふうに思います。

町長に具体的な1つの質問をさせていただきます。

観光行政を進めるために、町民、地域住民の意識、理解を高める必要があると思いますが、

町長はどのように理解を求めていますか。

以上、自席に戻りまして、質問をさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、山田議員のご質問にお答えを申し上げます。

1 点目の健全な環境美観、敷地内ごみ置き問題についてですが、ごみ屋敷とは、ごみが野積みの状態で放置をされたごみ収集場でない建物もしくは土地のことです。居住者がみずから出すごみはもとより、近隣のごみ集積所からごみを運び込んだり、リサイクル業を営んでいるとしてごみをため込んだ例もあります。異臭やネズミ、害虫の発生等により、近隣の住民に被害が及ぶほか、ボヤや犯罪に遭いやすいことから、問題視をされているところでございます。

ごみ屋敷をつくってしまうケースは、土地・家屋の所有者本人であり、その多くは高齢で独居であることが多く、知人・友人がなく、親類縁者も疎遠で、地域住民から完全に孤立している状況があります。

ただ、一般に「ごみ」とされる物についても、法的には所有権が存在しており、第三者から見て明らかにごみが堆積していても、本人が「ごみでない」と主張した場合、近隣住民や行政が介入し、強制的に排除するということは困難であります。また、私有地の場合、正当な理由なく立ち入れば、住居侵入罪等が成立をするため、問題解決はより困難となります。

議員お尋ねの件でございますが、1 項目めの町の考えですが、町では二通りの対応を行っております。私有地の場合には、所有者と会い、現状を説明し、撤去のお願いをしています。過去には、所有者が撤去費用もなく、体が動かないとの理由のため、職員が全て対応した事例もあります。

また、公用地に影響を及ぼした場合は、不法行為等の内容を説明し、ごみ所有者に撤去の指示を行っております。今までこのケースが一番多く、現在は改善に至っております。

2 項目めの把握している件数でございますけれども、町内には数件の問題箇所があると思われませんが、住民の方からの苦情は現在受けておりません。

3 項目めの地域対応ですが、先進地の事例として静岡県三島市では、居住者の老人女性の安否が不明であるとして、高齢者虐待防止法を根拠に行政が介入しております。大分県別府市では、5 万円を上限とした生活環境改善援助事業があります。反面、強制撤去の費用を求める条例は、杉並区と大田区及び荒川区が定めております。また、足立区では、強制撤去の

費用を家主が負担できない場合、区が100万円を限度として負担する条例の制定を目指しております。

以上のように、ごみ撤去について自治体が費用を支援するのは、全国的に少ない状況であります。

当町では、問題事案が発生した場合、まずは当事者とコンタクトをとり、話し合いを重ね、地域住民を初め関係機関と調整を行い、解決していく所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

2点目の町の観光整備、観光行政についての1項目め、観光客を呼び込むためのマクロスケジュールで施設整備を進めるかでございますが、町内には多くの観光拠点があり、施設、観光ルートなど日常の点検管理を初め、観光客の要請に応えるべく、新たな施設整備や観光案内板などの新設改善を図っております。

管理している施設の範囲といたしましては、キャンプ場2施設を初め、岩櫃山駐車場、箱島湧水駐車場、観光トイレ、このほか吾妻溪谷、岩櫃山、浅間隠山などの登山ルートや多くの観光案内板がございます。観光に訪れる方々から整備の要請が多いものがトイレの充実、新設などがございます。また、案内看板についても、設置基数や的確な案内表示を求める声が寄せられております。町内全域にわたる観光施設整備を進めていくには、整備事業の規模、金額とも膨大になることから、中長期の観光計画を樹立した上で順次整備を図ってまいりたいと考えております。

2点目の行政と民間の事業範囲と町の地域特性を生かすことでありますが、観光の範囲は、行政で受け持つ公の部分と経済行為として民間事業者が行う部分とに区分されているわけがございます。町内に存在する幾つもの地域特性がフィールドとして存在、行政は地域特性を考慮した中で観光振興を担い、この地域の土壌の上に民間事業者個々の経営感覚による事業活動が展開されるわけで、町の観光を活発にするという共通点において双方が融合することにより、町全体の観光が成り立つと考えているところでございます。

町の地域特性は、町に従来から存在するものと新たに形成されるものがございますが、官も民も地域特性を共有して、これを活用した中で、それぞれの役割を果たしていかなければならないと考えておるところでございます。

3項目めの地域住民の意識、理解を高めるための理解を求める方法でございますが、町内には数多くの観光拠点が存在をし、町外の方々からもその価値を評価する声が寄せられているところでございます。観光資源が地域の身近にごく当たり前に存在していることから、住

民の方々は改めて観光素材として意識していないのが現状ではないでしょうか。

町内には、多くの景勝地を初め、歴史、文化、風俗により織りなされた地域特有の誇れるものが存在しております。住民の方々が改めて地域を振り返って、地域のすばらしさを再認識していただくことが大切と考えておるところでございます。

4項目めの観光、PR等の観光協会の担う役割でございますが、観光協会はこれまで役場産業課職員が事務局を担当しておりましたが、本年7月1日に事務局が分離独立し、原町駅前情報発信センターに事務所を置き、3名の事務局体制により観光協会の事務を行っております。

政策的な位置づけにおいて観光行政を主管する分野が町の産業課とするならば、行政の枠や限界を超えて、広く観光について事務事業を行えるものが観光協会でございます。事業者により組織されている観光協会であることから、経済活動にかかわる事務事業の範囲もあり、地域の祭りや風習などかかわる活動もあるわけございまして、観光協会の位置づけ、役割は大変広く大きいものがあると認識しております。

5項目めの地方創生「観光」、独自の発想、プランをどう考えるかのご質問でございますが、地方において地場産業の衰退や人口減少が激しく、自治体の消滅なども危惧される状況を迎え、国において地方創生が提起されたところでございます。地方にはその他特有の観光素材が存在しているわけございまして、都市部から観光客を呼び込む要素は幾つもあると思っております。

また、当町の自然や農業、林業、そして地域の文化、風習に触れることなどを通して、当町の自然や地域特性を感じていただく中で、交流人口の増加を図り、地域体験で訪れた町に定住していただくなどの独自発想プランは策定すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） 詳細にご回答いただきまして、ありがとうございます。

最初に、強制撤去の費用、家主が支払いすると条例で定めている大田区、荒川区、また足立区では、費用をなかなか出せないということであれば、区が100万円をもつての上限であるということもあるようですが、民地と官地といいますか、その辺、道路と民地の境、簡単に言いますと、生け垣、塀、そういったものがあるかと思えますけれども、最初は小さいうちに木を植えて、だんだん大きくなって道路に出ると、そういうことの苦情も承っているんですけれども、そんなような小さな環境整備の指導というのはいかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点につきましては、道路と民地の境等につきましては建設課等でその指導も行っております。

また、地域のクリーン作戦ですか、そういうものの際に地域の皆さんから助言をいただいたり、また実際に行って除去をしていただくというふうなこともあるようでございます。

いずれにしましても、その事案、事案に対応して、役場としましてはよりよい方向で、そして指導も行っているところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） 十分町長の言わんとしていることはわかるんですけども、地域住民がお隣同士で、例えば道路に木がかなりもう出ていると、それを切ってくれということがなかなか言えないと。班長さん、区長さんをお願いしても、なかなか言っていけない、地域のお付き合いということの中で、どこに言っていいいのか、どういうふうに言っていいいのか、かつて今お話しになりました建設課のほうにもお電話をしたという事例も聞いていますけれども、なかなか手をつけられないという現実がありますけれども、その辺は町長、そんな話は聞いていませんか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうものは直接私も町民の皆さんからこういうような場所があるけれどもというふうなことでお話をいただいて、建設課がその当事者にお話しに行きまして切っていただいたというふうな事例もあります。

そういう面でございます、町といたしましては、その時々で対応して、町民の皆さんのご理解をいただいて、処理をしているところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） 十分わかるんですけども、現実問題として、お隣の木が道路にかなり出ている、民民の話ではないですね。そこへ車が通る、かなりもう狭くなって、そういう現状がある中で、そうしますと、苦情といいますか、切ってほしいというのをその持ち主の方にはなかなか言えないという、それは建設課にお話しをすれば、何か対応できるということではいいんですか。民民ではなくて、道路の生け垣というような形で。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私がお話ししてきましたように、実際私が宅地と道路の境のところに立木が枝を張って道路に出ているので切ってほしいというふうなことをほかの周辺町民から

お話しをいただいて、建設課でその当事者をお願いをして切っていただいているというふうなことも実際にやっておりますので、そういうものは実際言っていただければ、建設課のほうでお話しに参ります。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） それでは、建設課のほうに皆さんの声を届けて処理をしてもらうということで了解をしました。

次の質問ですけれども、杉並の保養所がありますけれども、平成6年の時代にスタートをして、27年3月31日をもって新たな指定管理フォレストに委ねるということですが、そこへ行く途中にいろんな問題がある中で、先般記念式典の中において、杉並区長がちょっと心配をされたというお話を聞きました。それは、東京から来られて、山道を登ってきて、ぱっと開けたらいきなりごみのようなものがあると、何らかの塀なり処置をとれないものかというようなお話がありましたけれども、あくまでも個人の財産だということでお話しになりましたけれども、大きな意味での美観ということで考えたときに、その辺の対応はいかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、コニファーいわびつに行く道路の端に、町民が資源といいますか、ごみといいますか、そこにためておるという状況だと思いますけれども、これにつきましては、町民の用地の境を越えて道路に係る部分は当然撤去していただくということでお話しをしております。東日本大震災で皇族がコニファーいわびつに訪れたときには、余りにも見苦しいので、そこにビニールをつって囲って目隠しをしたなんていうこともあります。

しかし、その土地は町民の所有する土地でございまして、またそのごみというか所有物も資源といいますか、それもその方の所有するものでございますので、なかなか踏み込んでいけないというのが実情のところでございます。今後も結構事あるごとにはお願いはしているということでございますが、限界があるということでございまして、今後も粘り強くお願いをするということだと思います。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） 町長、粘り強く何らかの形で考えていっていただけるようお願いをしたいと思います。

また、観光行政についてですけれども、本県の魅力ランキングということで、知名度の低

さ、かなり群馬県は低いということなんですけれども、草津温泉、四万温泉に関しては知っている、おおよそこの場所にあるというアンケートに対して、86%の方がここだというような位置づけをしています。

また、ちょっと知り合いのツーリストの人に確認をしたんですが、たまたま企画の仕事をしているということで、町とは全く逆の発想なんですけれども、大きな観光地を控えて、高速道路が整備をされ、また首都圏から200キロ以内、我が町はかなりここに該当するんですけれども、数多くの観光の皆さんがここを通過するわけです。その人たちをとめればいいというお話でした。ツアーを組んでも、今は日帰りのツアーが多いということなんですけれども、東京を出て、いわゆる首都圏を出てここに来るまでに寄るところがなくて、いきなりもう草津にお昼ごろ着いてしまうと。そうしますと、物足りないということもあるので、その辺の短いステイで観光も考えていければありがたいかなというふうに思いますけれども、その辺は突然申しわけないんですけれども、町長どうですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、特に上信道、これから着々と整備が進んでおります。草津に行く方も上信道を利用されて、草津に時間短縮で行けるからよくなったということで、そのほかのことで立ち寄っていただく場所をつくるというのが一つの試みだというふうに思います。当然、今度の道の駅あがつま峡はこれに関するものでございまして、ほかにも東吾妻町の魅力を発信する場所に寄っていただくということが非常に重要であるというふうに思っております。そして東吾妻町の特産、おいしい農産物等も購入をいただいて、町を活性化していくということが必要だと思っておりますのでございます。

今後もそのことによりまして、上信道の道路整備以外にもそういうことも考えて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） 先ほどからも議員の皆さんからお話が出ていますけれども、「真田丸」が28年にNHKの大河ドラマでスタートするということなんですけれども、逆によく考えてみると、各地域で観光資源の産業施策の動きが急増している中、本当に群馬県はチャンスだというふうに思うんですけれども、群馬県ゆかりの初代の県令いわゆる県知事といいますか、楫取素彦さんが重要なキャストとして来年既にNHKの大河ドラマ「花燃ゆ」で放映されるということで、前橋あたりもかなり山口県とタイアップをしてもう動いているということなので、それも踏まえて「真田丸」含めてPRするというような町長のお話がありましたけれ

ども、もう一度どんな形でやっていけるのか、考えておられるようであれば少し説明をいただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在は群馬県に大変よい風が吹いていると言われております。富岡製糸場が世界遺産に登録され、また国宝にもなりまして、ゆるキャラグランプリはぐんまちゃんが1位になったと、来年のNHK大河ドラマは今の話のように「花燃ゆ」でございまして、楫取素彦とその妻文の物語で、これには前橋市がかなり出てくるのではないかなと言われております。

そして、再来年は大河ドラマ「真田丸」でございまして、加沢記には真田幸村、幼少のころは岩櫃城にいたという記載があるわけでございまして、この機会に大勢の皆様にごにおいでをいただくようにしていかなければならないと思います。そのために11月上旬に4つの真田・岩櫃シリーズというイベントを打ちました。こういうものを打ちながら、再来年に向けて東吾妻町を大いにPRをして、光り輝くものにして、多くの皆様に来ていただくようにしてまいりたいと思います。

また、来年は岩櫃城が、徳川時代になりまして岩櫃城は一国一城令で破却をされることになりまして、その城周辺に下川戸というところにおりました皆さんはどこかに移り住まなければならないということで、適所を探して、そうしたら観音原という原っぱがあったということでございまして、そこには大きなケヤキの木があって、そこから岩櫃山に岩が出ているそこに向けて真っすぐの道をつけて、そしてそこへ町づくりをした、町割りをしたということでございまして、それが原町でございまして。その町割りから400年が来年でございまして。真田丸と組み合わせて、そういうものを世に出して、この地域をより光り輝くものにして、多くの皆様においでをいただくよう取り組んでまいりたいと思っております。

調べれば調べるほど、東吾妻町はそういった歴史、伝統、それから観光的にもいいものがございますので、非常にこれから有望な町だというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） 大変心強い観光に対しての意気込みを教えてくださいけれども、最後に産業課から観光協会が新たに独立といいますか、駅前に出されましたけれども、今現在、観光協会は協会員で運営されているようにも感じているんですけれども、観光協会の協会員というのはどのくらいの方が加盟なさっているかお尋ねをしたいと思っておりますけれども。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 観光協会の構成でございますけれども、会費をいただいて、観光協会を運営しておるところでございます。一般の町民の皆様、それから商工会関係の商工業の皆様、会社関係の皆様から賛助会員等で募りまして会費をいただいております。トータルで50社ぐらいではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） 基本的には協会員がもっともっとふえるべきだというふうに思っています。先日観光協会長にもお話ししたんですけれども、何か啓蒙活動がほとんどなされていないような気がするので、もうちょっと町もお手伝いをしてアドバイス等もして、協会員を増強することという考えはいかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、観光協会の会長さんを初め、事務局の皆さんも当然お考えのことだと思っています。増強することこそ観光協会の発展につながる場所だというふうに思っておりますので、お互いに協力し合いながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 以上で山田信行議員の質問を終わります。

◇ 一 場 明 夫 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、13番議員、一場明夫議員。

（13番 一場明夫君 登壇）

○13番（一場明夫君） それでは、一般質問をさせていただきます。

町長として2期目を迎え、いよいよ自分のカラーを出しながら将来を見据えて積極的に行政に取り組むべく意気込んでいるものと思われれます。

少し欲張りでしたが、これから申し上げる項目について、来年度予算編成を踏まえて町長は具体的にどう考えているかお聞かせください。

まず1点目は、教育と福祉に関することについてお聞きします。

最初に、小学校再編についてですが、町の計画では再編を推進することになっていますが、

町長は現在、坂上小学校については億単位の改修費をかけて、現坂上中学校を改修して移転する計画を進めているものと思います。今年度の総合計画の実施計画にも掲載されていない上、方針に反するような決定をいつ誰がしたのですか。さらに、方針どおり小学校を再編をするのかしないのか、するならいつするのか。町長はどう考えていますか。また、再編に当たって、中心校となるものと思われる原町小学校は、早目に校庭等の計画的な整備を進めるべきと思いますが、町長の考えはどうですか。

次に、給食業務の民間委託についてですが、町の計画では、給食の民間委託について平成23年度に検討することになっていましたが、いまだに実施されていません。町長として民間委託をどんな方式でいつまでにしようと考えていますか。

続いて、幼保連携についてですが、町の計画では、幼保連携を目指し、こども園設置に向けた事前事務を進めてきたものの、ここに来て町は保育所の新設を優先し、その後こども園を考えるようですけれども、町民はいずれそうするなら最初からそうしてほしいと望んでいるものと思いますが、なぜ早期にそうしないのですか。

2点目は、過疎化対策、経済振興策についてお聞きします。

まず、少子化対策、人口定住化対策についてですが、有効な少子化対策や人口定住化対策がなされない限り、当町は過疎化が進み、衰退の一途をたどることは明白です。町長が考える町の生き残りをかけた具体的な対策と実施時期を少子化対策と人口定住化対策に分けて示してください。

次に、企業立地策ですが、町は企業立地促進条例を制定して、優遇措置を講じて企業誘致を進めていると思いますが、条例による優遇措置適用の実績を教えてください。また、町としてどんな有効策の実施を計画していますか。

続いて、中心市街地再開発と上信自動車道からのアクセス道整備についてお聞きします。

厚田・植栗間の説明会でおおまかな上信道の線形が示されたことにより、町内経済界を中心に、原町地区の国道145号線沿いに形成された商業施設を核にした市街地が取り残されてしまうのではないかという危機感が高まっています。現在、新井地区から下之町地区にかけての商業施設や市街地の衰退は著しく、早急に町として再開発に向けた対策が求められていると思われますが、上信自動車道からのアクセスとあわせてこれまでにどんな対策が検討されているのか示してください。また、町長として今後どう取り組んでいく考えているのか教えてください。

3点目の公共施設のあり方についてお聞きします。

まず、ふれあいの郷温泉センターについては、直営であるために、その収支は相変わらず年間5,000万円を超える赤字状態にあるようです。今後施設をどうするかについて町長はどう考えていますか。

続いて、榛名吾妻荘についてですが、現在の指定管理者については、来月末で指定管理期間が満了になることに伴い、町長として売却も含めて今後どうするかを直ちに決定する責任があると思いますが、どうするつもりなのかを示してください。

続いて役場庁舎、支所・出張所についてですが、役場庁舎については耐震性に問題があり、合併時から指摘されていたのにいまだに解決されていないのは、町や議会としての危機感が著しく欠如していると言わざるを得ません。町は現在の原町地区内で考えているようですが、町として直ちに判断しなければならない現状の中で、町長はいつまでにどうしようと考えているのでしょうか。

続いて、支所・出張所についてですが、合併10年を控え、支所・出張所のあり方について不均一行政を正す上で再検討をして、適正な判断を出さなければならない時期を迎えているものと思われます。区長からも指摘されていますが、支所があることにより、8年以上にわたり行政区内への文書の配付方法に差があったりすることは直ちに改善すべきであり、現状では地域人口に対する支所・出張所設置のあり方にも問題があるものと思われます。町長からどんな指示が出され、いつどのようにする考えでいるのでしょうか。

4点目の財政健全化についてお聞きします。

まず、将来の財政推計を踏まえた財政計画についてですが、厳しい財政状況を改善するためには、少なくとも向こう10年間の財政推計をできるだけ正確に把握し、それをもとに総合計画の実施計画のローリングを行い、現実に応じた財政計画を立てることが求められていると思います。そこで、当町の向こう10年間の財政推計はどうなっているのか示してください。また、財政推計、財政計画、さらに総合計画の実施計画について、町長としてどんな考えをベースに進めていくつもりなのでしょうか。

続いて、財政指標の改善策についてですが、現在の財政運営を続けていたのでは、県内の自治体の中で下位に位置する当町の各種財政指標の数値は改善されるものの、ポジションはなかなか変わらないことから、抜本的な改善が求められているものと思われます。

町として後世に負担を残さないようにするためには、合併による優遇措置や過疎法による優遇措置等を有効に活用し、将来の目標を明確に定めてそれに沿った行政執行をしていくべきと思いますが、町長はどんな改善策をお考えですか。

5 点目の郡内町村の合併についてお聞きします。

少子化に拍車がかかり、生産年齢人口の流出により過疎化が著しい状況の中では、近い将来各町村単位で運営する国保会計を初め、町村行政自体の適正運営も限界を迎えざるを得なくなるものと思われます。

こうした現実を踏まえ、地域創生が叫ばれる今日において、さらに広域的な合併を検討することも必要だと思われますが、町長としては郡内町村の合併についてどんなお考えをお持ちでしょうか。

最後に、町（村）誌の編さんについてお聞きします。

町誌や村誌は町や村の歴史や文化を知る上で大切な資料であることは言うまでもありませんが、当町では旧吾妻町は4町村の合併以降、旧東村は昭和40年ごろ以降のものは発行されていないことから、今後余り期間を置くと、編さんが年々困難になっていくと想定されます。早い機会に編さん作業に着手する必要があると思いますが、町長はどう考えていますか。

先ほど行った議員の質問とダブるものもあると思いますが、以上お聞きしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、一場議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の町の将来を見据えた行政執行についての1 項目め、教育施策・子育て支援についての最初の小学校の再編についてでございますが、ご存じのとおり総合計画の後期基本計画の基本方針には、「小学校においても早急に学校の統廃合を推進し、生徒の基礎学力の向上、生徒の多様な個性や能力に応じた諸活動ができるようにしていきます」とあります。行革大綱実施計画にも「学校規模適正化の検討」ということで、平成23年度から検討を実施する計画となっております。

ご承知のように、検討の実施については行っておりませんが、この理由としては、行革大綱実施計画の実績でお示しをしたとおり、中学校統合事項を最優先したため、検討は行わなかったということであります。そのため、中学校統合後は小学校の学校規模適正化の検討を行っていくという基本スタンスには変わりはありません。しかし、児童数、通学時間、小学校の特性、地域性、政治信条などから、統合問題審議会などで議論する時期ではないと考えております。

その理由としては、総合計画の基本方針にある「児童の基礎学力の向上、児童の多様な個性や能力に応じた諸活動ができるようにする」ためには、統合が全てではないと感じている

からであります。

その1つとして、児童数、小学校の特性から、現在の小学校はどの学校も少人数ですが、この利点を生かし、児童一人一人の個性や能力に応じた授業を通して、きめ細かな指導・支援を進めることができ、「確かな学力」を身につけさせることができること、また、複式学級に関しても、現在の児童数から平成32年度には坂上小学校で1年生5人、2年生5人となることが予想されますが、県内の事例などから、複式学級の編成にならないと見ております。学年が進行しても、単学年での授業を行うことができること、さらに地域性として、現在各小学校で取り組んでいる地域の方々とのかかわりについても、支援を受けての各種の体験活動、学校行事等への招待、参観を継続して発展させることができます。地域にある小学校ということが、児童にとっては、地域に支えられ、人として成長し、地域にとっては、児童とかかわることで、生きる張り合いや楽しみができることなどが挙げられます。そのため、これらのことも含めて、学校規模の適正化を考えると、まだ早急に再編を考える時期ではないと判断をいたしました。

このような考えがある中、当面、坂上小学校の老朽化、しかも施設の一部は耐震強度が確保されていない、中学校の校舎が空き校舎となるなどから、坂上中学校校舎を改修し坂上小学校を移転することで、児童の安全を最優先として坂上中学校校舎を児童の学びの場に活用するよう判断したところであります。

また、再編に当たって中心校となると思われると言われる原町小学校の整備ですが、他の小学校も含めて児童の安全を最優先として、整備が必要なところは整備を進めていく考えであります。

次の給食業務の民間委託についてでございますが、お尋ねにつきましてはいつの時期にどんな方法で給食業務を民間委託にするのかということでございますが、ご指摘のとおり民間委託につきましては、給食センター新設後に検討することになっております。

ご案内のとおり、給食センターは平成26年8月から本格稼働し3カ月が経過したところであり、運営経費などの年間実績がございません。民間委託につきましては、今後、運営実績、運営方法などを踏まえながら、検討していく必要があると思っております。直営方式、民間委託、どちらにもメリット・デメリットがございます。さまざまな検討を重ねて民間委託のほうで給食業務運営で大きな効果が見込まれると判断できれば、民間委託の実施ということになろうかと考えております。

いずれにいたしましても、給食センターが稼働間もないことから、今後運営経費など給食

業務全般の実績などを踏まえながら、また給食業務の民間委託を実施している他市町村の事例を調査しながら、子供にとって安全・安心かつ効率的な給食業務運営を検討していきたいと考えておるところでございます。

次の幼保の連携につきましては、平成23年度から関係者による協議を始めましたが、その後政権交代や子ども・子育て支援新制度の創設などがあり、紆余曲折を経て現在の子ども・子育て会議に引き継がれております。施設整備を含む子育て支援は重要事項でありますので、子ども・子育て会議において審議すべきと判断したものであります。

当初はこども園構想もありましたが、老朽化した保育所の整備を優先する必要性が高いと判断し、現行体制を維持・拡充していく方向となりました。仮に、早期にこども園とする場合には、現在の幼稚園に保育所機能を付加する幼稚園型認定こども園になると思います。新設の場合では今ある幼稚園が無駄になりますし、いずれにしても多額な経費が見込まれます。

このような現状を踏まえ、3歳未満児対象の保育所を整備し、同時に既存施設を活用して、幼稚園児も利用できる学童保育所を整備することで、こども園と同様のサービス提供が可能になると判断したものであります。希望する全ての3歳以上児は幼稚園教育を受けていただき、降園後、必要ある園児につきましては学童保育を利用していただく、そうすることで、希望する全ての幼児が平等に幼稚園教育を受けられるようになると思っております。

子ども・子育て会議にはこのような町の考え方を示し、現在審議中でございますので、ご理解をお願いいたします。そして、計画策定後は速やかな実施を目指してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

2項目めの過疎化対策・経済振興についての最初の少子化対策、人口定住策でございますが、「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年11月21日に成立し、11月28日に公布、施行がされております。

この法律の目的は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正し、地域で住みやすい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することであり、そのために「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を、総合的かつ計画的に実施すると規定されております。

また、同法第10条には「市町村は、当該市町村の区域の実情に応じた市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう、努めなければならない」と規定されております。この中で「まち・ひと・しごと創生」に関する目標、「まち・ひと・しごと創生」に関し、講ずべき施策に関する基本的方向などについて定める規定があり、この総合戦略を定め、変更した

場合は、遅滞なくこれを公表するよう努めるものとする」と規定されております。

また、同時に成立した地域再生法の一部を改正する法律の背景には、「やる気のある自治体に対して集中的に政策資材を投入する」といった「日本再生戦略」改訂2014未来への挑戦の閣議決定の意思が反映されていると伺っております。現在は、「人口減少克服・地方創生」の構造的課題の中で自治体間競争に置かれていると思われます。

議員ご指摘の喫緊の最大課題に対する具体策として、実施時期を少子化対策と人口定住化対策に分けて明確に示してほしいとのご質問でございますが、現在進めている組織機構見直しの中で、少子化対策、定住化対策等の課題に取り組む部署を考えております。具体的には、この部署を核に、施策を展開していく所存でございます。

次の企業立地策でございますが、町は企業立地促進条例を制定し、優遇措置による企業誘致を進めているところでございます。これまでの優遇措置適用の実績でございますが、（株）吾妻バイオパワー、あがつま森林育成事業協同組合、（株）たむらの3事業者でございます。

また、雇用の場を確保するため企業誘致に向けての実績でございますが、中学校統合により廃校となる校舎、校庭の利活用について企業の経営理念と合致する事業所や事務所の誘致を進めているところでございます。7月17日には、群馬県の東京事務所を訪問し、所長以下企業誘致担当者に箱島用地及び中学校廃校校舎、用地への企業誘致の考えを示し、都内企業への働きかけをお願いしてきたところでございます。

現在、上信自動車道の工事の進捗が図られ、町内の重要な結節点にはインターの設置が行われ、物流機能が飛躍的に高まることとなります。そして、有効策の一つとしては、町内に存在する広大な森林資源や豊富な水を活用した企業立地などを研究する中で、誘致の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、中心市街地再開発と上信自動車道からのアクセス道整備につきましては、原町駅周辺を含むまちづくりにつきましては、都市計画を進める中、駅南・駅北・上野地区に分けて検討され、用途地域と都市計画道路が決定された経緯があります。

これらの検討がなされる中で、駅北区画整理事業についても決定されております。その後、駅南まちづくりについて検討がなされ、「ふくし・ふれあいロードを考える会」が発足、後に「駅南まちづくり連絡会」としてふくし・ふれあいロードと自由通路について町へ提案がされ、町もその実現に向け進め完成しております。現在は、上信自動車道も含め、都市計画道路網の見直しについて検討しております。

市街地再開発は、駅北同様に区画整理手法とするか、都市計画道路を幹線として既存町道や新設道路を整備する手法とするかなど検討する必要があると思います。

この駅南地区では、「駅南まちづくり連絡会幹事会」が現在も組織されており、各行政区、新井、紺屋町、上之町、下之町、南町、須郷沢から2名の代表により構成をされ、まちづくりの協議を行う場となっています。今年度は駅北区画整理事業が完了し、原町駅南口線が橋梁も含め平成30年度を完成目標としていることもあり、地域住民の意向と合わせ、駅南まちづくり連絡会幹事会等での協議も進めていかなければならないと考えております。

上信自動車道からのアクセス道整備についてですが、川戸インターへのアクセス道といたしましては、原町駅南口線及び原町仲通線で原町駅南口線については、先ほどもお伝えをいたしました、平成30年度を完成目標として県で整備をしております。

原町仲通線につきましては、役場前は整備が完了しておりますので、改めて日赤入り口T字路までの改良を県で実施していただくよう要望しております。

3項目めの公共施設のあり方についての最初のふれあいの郷温泉センターについてですが、平成8年1月開業以来、町民の健康増進及び休養を図り、町民生活の充実・向上を目的に運営してまいりました。入館者が一番多かったのは平成9年度で、15万人を超えておりました。昨年度は、約半分の8万3,000人余りでございました。議員ご指摘のように、毎年5,000万円を超える一般財源からの持ち出しで賄っております。また、一方で開業以来19年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでおり、必要最小限の改修や維持管理にとどめておりますが、その費用も年々増大しております。

次の榛名吾妻荘についてでございますが、先日の議員全員協議会でおつなぎしましたとおりで、早急な判断をしていきたいと考えているところでございます。

次に、役場庁舎につきましては、行政改革推進本部が平成23年に庁舎建設検討結果報告書により報告しておりますが、岩櫃ふれあいの郷のあり方について協議を進める中で、再検討が必要と判断し、岩櫃ふれあいの郷を役場庁舎に転用改築の方向が行政改革推進本部で示されましたので、公共施設のあり方検討委員会等のご意見をいただきながら、進めてまいりたいと考えております。

次の支所・出張所につきましては、町民の一番身近な行政機関であります。行政サービスの公平性の上からも合併後10年が経過をいたしますので、支所・出張所のあり方や同レベルの行政サービスを行う支所・出張所を中央公民館を含め検討をしておるところでございます。

4項目めの財政健全化策についての最初の将来の財政推計を踏まえた財政計画についてで

すが、既往債の返済計画や普通交付税の合併算定がえ終了に伴う交付額等、個々の推計は行っておりますが、総体的な財政推計は現在作成しておりません。

昨今の国の地方財政施策は目まぐるしい状況にあり、毎年突発的な補正予算が組まれるなど、現実に即した財政推計を立てることは困難でございますが、今後は新町建設計画、辺地過疎計画等の事業計画と連動を図りながら、財政推計の作成について検討してまいります。

なお、総合計画の実施計画、いわゆるローリングにつきましては、当初予算の編成前に行っており、予算編成の基本方針でも予算要求内容との整合を図る指示をしているところでございます。今後も引き続き計画性のある行政執行に努めてまいります。

次の財政指標の改善策についてですが、議員ご指摘のとおり、合併や過疎に伴う優遇措置に対しましては積極的に活用しております。

しかし、財政健全化判断比率の状況につきましては、平成25年度決算におきまして、実質公債費比率が前年度比0.6ポイント改善し13.3%となりましたが、県下市町村中2番目に高い数値となっております。将来負担比率につきましては、前年度比6.4ポイントの改善をいたしましたが、県下1番でございます。当町の財政は、健全化判断比率の早期健全化基準値を大きく下回っており、財政は健全な状態にあります。新規の地方債の発行に際しましては、合併特例債、過疎及び辺地対策債、臨時財政対策債など、交付税措置を伴う財政的に優位なものにのみし、残高の増加を抑え、財政調整基金等の基金積み立てを積極的に実施し、より一層財政の健全化に努めてまいります。

次の郡内町村の合併でございますが、教育委員会共同設置は、郡内で実質的な協議がまだ始まっていない状況であります。また、新たな町村合併につきましては、平成の大合併を終えたばかりであり、合併をしなかった町村は、合併の必要性を感じなかったか、感じていても合併できなかったものであると考えられますので、当面は合併の進展はないものと思っております。したがって、しばらくは広域連携の推進が町村のサービス提供体制を維持し続けるための方策になると考えております。

2点目の町（村）誌の編さんについてですが、原町誌は昭和35年と昭和48年に、あづま村誌と太田村誌は昭和40年に、岩島村誌と坂上村誌は昭和46年に発行されております。いずれも町（村）誌編さん委員会により発行されておりますが、吾妻町誌は発行されていません。広報誌の縮刷版は、旧吾妻町では第2刊を昭和62年に、旧東村では昭和55年に発行しております。町誌を編纂するのか、編纂する場合は旧吾妻町の町誌はどうするかなど、内容等も含め今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） それでは、ここでちょっと休憩をとりたいと思いますけれども、40分まで休憩をします。

（午後 3時27分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 3時40分）

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 細かくお答えいただきましてありがとうございました。

まだ時間が多分あると思いますので、もう少し聞いていきたいと思います。多分全部は無理だと思いますので、かいつまんでお願いします。

最初に、小学校再編についてですが、総合計画の後期基本計画の基本方針には、文部省が示す適正規模の学校にするために小学校の統廃合を推進するというふうに明記されていますよね。これについては行革大綱でも平成23年度までに検討するんだよというようなことが書いてあるけれども、実際には実施されなかったんですよね。

その考え方からいきますと、やはり私はなぜこれを聞いたかということ、町の考え方として統合問題審議会等を踏まえて適正規模の学校に再編するためにはどうしたらいいかというものに対してしっかりと議論をした中で、最終的に町長が判断するのが筋だと思うんです。それを踏まえて、じゃ個別の坂小はどうしましょうかという形にとらないと、見切り発車的になってしまうんだと思うんです。それについて町長、手順が少し違うような気がしますが、そう思いませんか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、現在の児童数、通学時間、小学校の特性、地域性等から、現在のところ統合問題審議会で議論する段階ではないと考えておるところでございます。

そのような中で、現在の坂上小学校、大変老朽化した中で、子供たちの学習にも影響を及ぼすのではないかと考えております。そのようなことで坂上中学校をある程度改修しながら、そして小学生が快適に学習できるような場をつくり上げていかなければならないと考えておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 子供たちが快適に学習する場というのは当然私もわかります。

ただし、さっき町長が言いましたけれども、今ローリングは予算前にちゃんとしているよという話をしましたけれども、もしそうだとすれば、坂小の改修計画はそこに載っていないくてはいけないんです。載っていないですよ。そうすると、少なくともやはりやり方が間違っていると思いますが。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ローリングにつきましては、その都度小まめに行うということが基本だと思っておりますけれども、今回につきましては、非常に坂上小学校の老朽化、非常に傷んでおるということで緊急性もございますので、このような形で坂中の改修ということになっております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） その考え方は総合計画とか行革大綱とかそういう考え方を無視して町長はやるよと言っていると同じことだと思いますけれども、そういうふうに解釈しておけばよろしいですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、坂上小学校、老朽化をしております、実際議員の皆さんも行ってみれば、非常にその状況というものは緊急を要するものだというふうに思うと思います。そういう中で子供たちが学習しているわけございまして、そういうものを子供たちの学習を第一に考えればということでございまして、この点につきましてはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） こればかりかかわっているわけにいかないの、この辺でもうやめますけれども。いいですか、多分危険校舎に指定されているのではないんだと思うんです。だからそういう状況を考えると、少なくとも計画的な行政を執行していくという前提であると、総合計画、行革大綱、これに位置づけられていることをきちっと守ってやらなければや

っぱり不自然なんです。それで、改修しておいたら、そんなに遠くない時期に小学校も統合しますよ、そうなったら正直言って無駄が出るじゃないですか。だとしたら、最初から違う目的で中学校跡地は使うという考え方もあるわけですから、これについてはもしそのまま進めるつもりであるのであれば、きちっと統合問題審議会等に諮って、しっかりした方向を出して、坂小についてはもうこういう状況だからやむを得ずやりますよという方向が出てからやる、これが筋だと思いますので、その方向で検討をしていただきたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり坂上小学校老朽化に伴いまして、やはり坂小の子供たちが快適な状況の中で教育を受けるということができません。教育の公平性等も考えまして、これは緊急に坂上中学校を改修して、子供たちが本当に快適に学べるような環境をつくってまいりたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） それはわかるんです。その前にちゃんとその方向を出さなかったら、町行政としておかしいでしょうと言っているんです。私がそれを意見として申し上げただけ頭に入れておいてください。教育委員会は多分そういうことも必要だと思っているんだと思いますので、しっかり教育長も聞いていますので、頭の中に入れておいていただきたいと思います。

次に、少子化対策とか人口定住対策なんですけれども、いろいろ法律を説明していただきましたが、具体策というのは町長、お持ちですか。

というのは、もう例えば人口定住対策というと、町内で子供がふえる要素がない。この間も新聞に出ていましたが、将来消滅の可能性自治体が全国で900ぐらいある中に入っていますよね。そういったことを考えると、もう町内でみずからふやしていくという可能性は非常に低い状態に來ているんだと。ですから、町長が前に触れたと思いますけれども、移住してこの町に住んでもらうしか方法がないということになってしまうんだと思います。町長、そういう発言をしたので、何かお持ちなんだと思って今聞いているんですけれども、それについて町長、何かいいアイデアをお持ちでないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点につきましては、日本創成会議におきまして、2010年から2015年の間に人口状況がおおむねそのまま続いて、2010年から2040年までに20歳から39

歳の女性人口が5割以下に減少する自治体というのが全国で約半分あるということでございまして、この自治体を自然消滅可能性自治体ということで発表したところでございます。そのようなことから、やはり子供を産んで育てていただく女性、そして若いご夫婦がこの町に定着、定住しなければならないということでございます。

そのような点から、上信自動車道、渋川インターチェンジから東吾妻町今工事が進んでおります。インターチェンジができますと、非常に有利な状況になる地域でございます。そのような中で、子育て支援もしっかりして、そして若者の住宅の政策等もしっかり行って、若い人がとどまっていただくようこれからしっかり取り組んでまいらなければならないと考えておるところでございます。

ちなみに、子供の出生数も昨年24年度よりは25年度のほうだんだん多くなってきているという状況にあります。やはり子育て支援は基本的な支援だと思います。この施策をしっかりやって、そして若者たちがこの町で快適に住んで働いて、そして子供を育てる、そういう施策を今後小まめに、本当に新しい組織の中で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 意気込みはすごく感じられますし期待していますけれども、要はそれに何をするかということになるんだと思うんです。例えば、杉並と協定を結んでいるので、杉並から移住を積極的に進めるとかというものも含めて検討しているのかもわかりませんが、そういうことをちょっと示していただきたかったんですが。

数日前の新聞報道を見ると、当町の人口が1万4,500人に割り込んで、中之条町と比較すると2,600人以上の差が多分あったと思います。これは同じ吾妻の中で住むのなら、西部のほうから出てきて、うちの町を通り越して中之条に行っている可能性が十分あるんです。ですから、それは町長が言う少子化対策、要するに子育て支援をしっかりするのとあわせて、ここに住みやすくなるような住宅環境も含めて整備することによって、初めてここに移住してくてくれる人がふえる可能性があるんです。余りお年寄りばかりふえても困るんだと思いますので、できれば若い子育て世代が来ていただけるとなると、先ほど町長が言ったように、同じ郡内に住むのなら子育て支援が充実している町に住むということになりますので、その辺についてももし具体策がお持ちでしたら示していただいて、お持ちでなかったらこれからぜひ検討をお世話になりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、上信自動車道のインターチェンジができますと、県内でもほかの道路関係でインターチェンジ、近郊では人口増が数万人あったというふうな統計もできておりまして、そういう意味で非常に有利な状況になると思います。

また、インターチェンジそばに企業を進出したいという話も来ております。また、すでにある企業も今後上信道の完成を踏まえて、経営の拡充をしたいというふうな考えもあるようでございます。

やはり若者が雇用をされて、そしてそこに住む住宅事情が整備されて、そして子育て支援がしっかりされて、子供たちがすくすくと育っていく、そういう町を目指して、この上信道開通を期して、今が一番のいいところだと、グッドタイミングだというふうに思っております。この期に、今申したようなさまざまな施策がございますけれども、そういうものを展開しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 非常に心強い発言があったんですが、ぜひ期待をしたいと思いますが、けれども。

そうすると、先ほど上信道の話が出ましたが、そこからのアクセス、また中心市街地の再開発、これも大きなウエートを占めているんだと。例えば、役場の庁舎の前を見たときに、非常に寂しいものが正直言っておりますので、山田議員には失礼かもしれませんが、かなり厳しい状況にあるのかと思います。そういったものをしっかりしていくことが大切だと思います。

そうすると、さっき言った住宅政策なんかがこういったところで再開発によってできる可能性があるんだと思いますけれども、駅南のまちづくり協議会ですか、そういったところと協議して、そういったことも検討されるような考えはございますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 上信道、あるいは原町駅南口線、吾妻大橋も今工事が進んでおります。私が就任したころは、上信道も植栗・厚田間にはインターチェンジの構想がなかったわけでございますけれども、これについて直接県当局等に要望して、川戸インターチェンジというものができるようになりました。そして原町駅南口線もこのインターチェンジとアクセスをするということで県のほうに陳情し、またそれができるようになりました。そのようなことで、着々と計画が進んでおるところでございます。当然駅南の皆様、今後のまちづくりについて、あるいは道路整備等について十分に協議をすることが必要かなというふうに思ってお

ります。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） もう少し時間があると思いますので、お願いします。

中心市街地の再開発とかアクセス道路の話を今していますが、町長は吾高の問題についていろいろ陳情が出たりして、その方向で町長も取り組むんだという姿勢は委員会で確認しましたので、私もそれでやってくれるんだと思いますが、やはり中学校の統合に合わせて、吾高の脇の道路というのは重要な多分通学路になっていると思いますので、正直言って今の吾高周辺の道路は、高校があって片側車線ぐらいしか通れないような道では、余りいい状況ではないんだと思います。前にいろいろそういう問題が出たと思いますけれども、そういうものもあわせて再開発というような考えを持っていただくことが大切かなと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 中之条高校と吾妻高校の統合問題でございますけれども、現在吾妻郡の中学校から高校に上がる子供たちの約半分が郡外に出てしまうと、渋川、高崎、前橋、あるいは利根沼田のほうに学校を選んで行ってしまうというふうなことでございまして、そういうことから、吾妻郡内に本当にちゃんとした立派な高校をつくる必要があるということでございます、そうすることによって、また人口減少にも歯どめがかかるんだというふう

に考えておるところでございます。

そのような点で、吾高と中之条高校の統合、反対ではありませんけれども、吾妻高校の施設を福祉キャンパスとして使えるような方向ができないかということで、県教委にもお願いをしているところでございます。

また、この吾高の周辺道路、ご存じのように大変狭いところもありまして、また鉄道には踏切もあって、その制限でやはり狭くなっているというふうなこともございます。

そのような面で、吾高があるなし、キャンパスがあるなしにかかわらず、この地区の周辺の道路を整備することは当然必要だと考えておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ぜひお願いしたいと思います。そういったものもやはり高校の関係では条件になってくるんだと思います。

もう一、二点お願いします。

先ほど、初めてふれあいの郷を役場に転用するんだというような考え方が行革の推進本部

で出されたというふうに町長がおっしゃったのかなと思いますが、それで間違いはないですか。もしそうだとしたら、いつごろまでにするお考えですか。庁舎の基金はもう6億円からたまっていると思いますが、経費的なものも含めてちょっとお願いできますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ふれあいの郷、役場庁舎の問題でございます。これにつきましては、以前から検討課題ということで候補地を探して、その中で調査も進めてまいりました。

やはり用地として、借地としてあるところはなかなか建設後もなかなか難しい点もあるということで、土地を売却していただけるような状況があるかどうかというようなことも調査をしながら進めてまいったところでございます。1カ所に限らず数カ所当たっておるところでございます。

しかし、当初は非常に有効な土地だなと思っていたところが、なかなか土地所有者が用地を融通していただけないとか、またその所有者が住宅用地としてもう既に開発の計画を立てているとかということが出てまいりまして、非常に厳しい状況になってまいりました。そういうことからまた検討事項を振り出しに戻して、今、さらに検討しておるところでございます。

そのような中で、基金等の問題もありますけれども、ふれあいの郷は東吾妻町の建物としては一番目立つシンボリックな建物だという評価をいただいております、ここの温泉の施設も大変老朽化してまいりまして、温泉としての今後継続の年数等も勘案しながら、これを転用する手もあるのではないかとということで、今検討しておるところでございます。

建設改修費用等もこれから調査の段階でございますけれども、そういうものの調査を進めながら、しっかりとしたものを組み立てて、決定をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） このある程度判断をお聞きしますと、いよいよ決める町政を町長が実践してきたのかなとそんな感じがしますので、期待したいと思います。

私は少なくともふれあいの郷温泉センターを改修することについて、特段反対の意見を持っているわけではございません。いずれにしても、これから先、年間5,000万円からの赤字がいつも出ているものについては、どういう形にせよ、いろいろ考えていかなければいけないんだと思いますので、それはしっかり議会とも協議する中で進めていただければと思います。

もう1点だけお願いします。

吾妻荘ですけれども、過日テレビの報道で杉並区が南伊豆町と特養をつくる協定を結んだということが華々しく出ていました。要するに杉並モデルというものですよね。前に1回質問しましたけれども、吾妻荘だとかもその可能性もあるのかなと頭の中にはいつもあるんですけれども、売却も含めてそういったものも含めて、この前、町長は検討するとたしかおっしゃったような気がするんですけれども、もうちょっと積極的にやってみる価値もあるような、そういうタイミングになってきたような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、友好交流の杉並区、同じ友好交流の間柄にある南伊豆町に杉並区の所有の土地、建物があるということでございまして、それを杉並区のお年寄りが入る老人施設にしてはどうかということで、国や都と今非常に交渉協議をしているところだというふうに聞いております。

そういうことができるということになれば、当町にも非常に候補地もあるかと思っております。しかし、今のところは、かなり都に対しての協議がなかなか進んでおらないというところございまして、なかなか難しい段階にあるということでございます。両者の協議が進んで、その障害が取り外されれば、国へ行ってまた協議をし進捗するのかなというふうに思っておりますけれども、現在のところその南伊豆町に至っても、いつごろからできるというふうなまだ予定は立っておられないということでございます。

いずれにしろ、いい話でございます。杉並区とよくこれまで友好交流を続けてきたなという結果が得られれば、非常に町のためになるというふうに思っております。吾妻荘に限らず、ほかにも候補地はございます。そのようなことで、今後の検討課題として、しっかりと杉並とお互いに連携協議しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

もう残りがわずかのようなのでこれが最後かなと思いますが、先ほどから言っているように、何ですかね、行政というのは計画性を持って物事をしないとイケないんだと思います。それがために総合計画をつくっているんですね。それでもっと細かいあれでいくと、行革大綱とかつくって、それを具現化するためのものをつくっているんです。

だから、それを要するに踏まえて考えると、やはり先ほど言いましたが、例えば小学校再編の方向にしていくのであれば、その方向をまず決めてからしていく、これがやはり筋な話

なんだと思うんです。だから、その辺のところをしっかりと考えながらやっていただくことが大切なんだと思います。

私が聞いた中で、これから検討するというものが相当あったんだと思います。ただ、先ほどの話を聞いていますと、町長がいよいよ決めて、自信を持って決めて実行していく、そういう姿勢を見せているのかなというのも感じ取れましたので、その辺のところをぜひ期待して、これからの行政、頑張ってくださいだと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（橋爪英夫君） 以上で一場明夫議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（橋爪英夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議はあす12月16日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 4時04分）

平成26年12月16日（火曜日）

（第 3 号）

平成26年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第3号）

平成26年12月16日（火）午前10時開議

第 1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	橋 爪 英 夫 君	2 番	重 野 能 之 君
3 番	佐 藤 聡 一 君	4 番	根 津 光 儀 君
5 番	樹 下 啓 示 君	6 番	山 田 信 行 君
7 番	水 出 英 治 君	8 番	茂 木 恒 二 君
9 番	金 澤 敏 君	10 番	青 柳 はるみ 君
11 番	須 崎 幸 一 君	12 番	浦 野 政 衛 君
13 番	一 場 明 夫 君	14 番	菅 谷 光 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	荒 木 博 之 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	丸 山 和 政 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 田 中 康 夫

議会事務局
議 補 佐

水 出 悟

◎開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） 連日お世話になります。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

また、傍聴席にごございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町政一般質問

○議長（橋爪英夫君） 日程第 1、町政一般質問を行います。

◇ 茂 木 恒 二 君

○議長（橋爪英夫君） 8 番議員、茂木恒二議員。

（8 番 茂木恒二君 登壇）

○8 番（茂木恒二君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき、町長に質問をさせていただきます。

質問の項目は 2 項目あります。

1 番が、箱島湧水発電事業について。

2 番が、郡内教育委員会共同設置についてでございます。

まず、1 番目の箱島湧水発電事業について、幾つかの質問の要旨がございます。

まず、県内では P F I 事業の実施事例はないというふうに承知しておりますが、当方式を選んだ理由はどのような理由であるか。

それから、当発電事業の事業規模、総事業費、発電量、一般住宅何戸分等の事業規模について伺います。

それから、事業の進捗状況及び今後のスケジュールについて。

それから、湧水水利権の県から町への譲渡要望及び養鱒センター跡地の有効活用についての検討及び進捗状況。

送電網への接続制限についての現状は。

担当窓口が当初、企画課だったんですけども、それから総務課東支所と変更になった理由はどのようなことか。

それから、名水百選箱島湧水の周辺整備は検討しているのか。

箱島湧水発電事業については以上でございます。

2 番目の郡内教育委員会共同設置について。

吾妻広域町村圏振興整備組合理事会で郡内教育委員会の共同設置に向けた勉強会を立ち上げるという方針が決定された。これは新聞で報道されているとおりになんですが、現状はどうなっているのか。

それから、当町は共同設置に関し、どのような現状に対して問題意識を持っているのか。また、基本的スタンスはどうなっているのか。

以上についてお尋ねいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、茂木議員のご質問にお答えを申し上げます。

1 点目の箱島湧水発電事業についての 1 項目、P F I 事業で行うのかについてでございますが、群馬県では実施事例はございませんが、全国では 555 件の実施事例がございます。また、発電所建設の債務負担が発生しない、建設後所有権は町に移転する、発電事業のリスクが事業収入の範囲内となる等のメリットがございますので、P F I 事業として実施すること

にいたしました。

事業の規模、スケジュール、接続制限につきましては、9月及び先日の全員協議会で説明をさせていただきましたが、昨年度に鳴沢川小水力発電導入基本調査を行いました。調査内容は、最大出力174.6キロワットで、一般家庭の約420戸分、概算事業費は約5億4,000万円、経済性の評価では約1,000万円の黒字となっております。東京電力は再生可能エネルギー等発電設備系統連系入札により、送電容量対策工事費を発電事業者の負担金で実施する説明がなされ、この入札により、系統連系優先順位を決定し、東京電力で接続検討を行い、系統連系を行うものとしておりますので、町は入札応募申し込みを行い、11月21日付で東電より接続検討結果がありました。

この回答を受け、入札に参加したいと考えており、予定としては12月22日までに入札を行い、来月7日が開札となっております。その後、落札した場合は、再度接続検討を東電で行い、1月下旬に回答が予定され、接続する場合には、2月以降に契約する予定となっております。

また、発電所建設につきましては、事業者の特定を公募型プロポーザルにより行っており、1月下旬までに優先交渉者を選定し、2月以降に契約していきたいと考えております。

なお、水利権につきましては、県としては養鱒センターを当分の間、運営することとなっております。

また、担当窓口につきましては、計画については企画課で行い、実施については地域開発事業特別会計で行いますので、総務課の担当といたしました。

次の周辺整備でございますが、名水百選に指定されている箱島湧水は、県内外から年間を通して、多くの見学者、そして夏の季節には湧水や杉木立の涼を求めて多くの入り込みが見られております。箱島湧水の周辺整備でございますが、昨年度におきまして、駐車場の拡張、舗装整備、そして駐車場内に案内看板を設置したところでございます。周辺整備につきましては、今後検討してまいります。

次に、2点目の郡内教育委員会共同設置についてのご質問ですが、吾妻郡の教育委員会共同設置につきましては、平成25年9月に少子化が進む中で、広域で連携して子供たちの教育環境を守る必要があるとして、吾妻広域町村圏振興整備組合の当時の理事長の提案により、調査研究が始まりました。

同年11月25日に、理事長ほか2名で、岐阜県の羽島郡二町教育委員会共同設置について視察研修を行い、平成26年1月の吾妻広域理事会にて、研究資料提示及び視察研修報告を行

い、今後について議論を行ってまいりました。6月17日の吾妻広域理事会において、教育委員会共同設置が議論され、少子化が進む中、勉強することはよいことであるとし、準備委員会を設置して進めていくことが確認されました。この吾妻広域理事会の決定を受けて、新聞報道がされましたので、皆様ご承知のことと思います。その後、理事会の決定を受け、吾妻郡町村会、吾妻郡議長会、吾妻郡教育長会、小・中学校長会及び県の出先機関の吾妻振興局行政県税事務所、吾妻教育事務所などの代表者をお願いし、勉強会のための準備委員会が10月22日に行われました。

この準備委員会では、各町村で首長と教育委員会との議論が十分なされていないのではないかということになり、広域理事会で再度各町村長に話をし、各町村及び教育長会、小・中学校長会等で検討してから再協議をすることとなりましたが、教育委員会共同設置は、郡内で実質的な協議がまだ始まっていない状況でありますので、今後の協議の推移を見守っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） それでは、湧水発電事業についてなんですけれども、私が子供のころというか、箱島湧水については、今の箱島発電所ができる前ですかね、今回計画している場所に1カ所、それから養鱒センターの北側、斜面をおりたところなんですけどそこに1カ所、2カ所、今で言う小水力発電所があったわけなんですけれども、現在それがもうなくなって箱島発電所のみになっているということで。その前に県の企業局が事業主体になって、小水力発電所をつくるということで、地元でも説明があって、その場所についても土地交渉までいったと。とんとん拍子という感じでいったんですけれども、それが現在その計画はなくなって白紙に戻ったというふうに聞いておりますけれども、その理由については県に確かめたわけじゃないんですけれども、上信自動車道のルート変更に伴ってそのルート上にあるというのと、まだほかにも理由があるということなんですけれども、そういう流れの中での今回の湧水の発電事業なんですけど、まず、先ほどのPFI、これは平成11年ですか、これに関する法律が施行されてからもう二十数年がたって、先ほど全国では555件ということなんですけれども、県内ではその事業でやったのがケースとしてはないということで、これは新しいことと言ったら変ですけども、そういうのに挑戦するのは非常によいことだと思います。逆に、先行事例がないということから言うと、手探りという言い方は失礼ですけども、若干のリスクがあるんじゃないかと。私の質問のあれはぜひ事業を成功してもらいたいという

観点からの質問なんですけれども、進めるに当たっての聞き及んだ話では、当初県のほうから当小水力発電について、P F I 事業についての進めるに当たっての指導というか若干その辺のあれがあったというふうに聞いておりますが、その辺の経緯はいかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） P F I 事業、まだ群馬県では実施事例がないということでございます。今回、箱島湧水の小水力の発電事業に適用したいということでございまして進めております。これにつきましては、24年度に県とのいろんな交渉や勉強会等も行っておりまして、その中でP F I 関係の法案の改正がございまして、運営権につきましては、以前は公共側に、自治体側というふうなことでありましたけれども、今後は運営権は会社のほうにというふうな改正がなされたということでございまして、そのようなことから一步踏み出して、P F I で行ってはどうかということでございます。非常に手探りという今、お話がございましたけれども、そういう状況でございますけれども、やはりこういうもの、地元の議員さんの前向きな協力がないとなかなか達成できないものでございますので、今後ご協力をぜひお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 8 番、茂木恒二議員。

○8 番（茂木恒二君） 平成25年度の地域開発事業特別会計では、鳴沢川小水力発電導入基本計画設計委託費ということで630万円が支出されていますけれども、これは補助事業というふうに聞いておりますが、もう既に事業として動き出しているという感覚なんですけれども、P F I については民間からの応募を募るということなんです、応募要項を見させていただくと、先日の全員協議会で確か2 社というふうに応募があったというふうに聞いておりますけれども、書類の受け付けが15日から19日の間ということなんで、現在の状況はどうでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 2 社でございまして、今後2 社から提案書を出していただくという段階でございます。

○議長（橋爪英夫君） 8 番、茂木恒二議員。

○8 番（茂木恒二君） それから、これは思いもよらぬことだったと思いますけれども、送電網の接続制限については、先ほどの説明がありまして、全員協議会でも資料、東電側の文章で説明いただきましたので、接続制限については特にあれですけれども。

それから、全員協議会の資料の中で、東吾妻町過疎地域自立促進計画変更案の中に、当事

業について触れられているわけなんですけれども、現在、箱島湧水はご存じのように日量3万トンの水が湧出していると。これは、昔から同じような水が減ったりふえたりすることではなくて安定したものということで、その中で水利権の県から町への譲渡を要望する。それから、養鱒センター跡地の有効活用ということであつております。日量3万トンの湧水については、水の利用権って言うんですか、これは県が75%使用している。それから、河川維持用水として22%、簡易水道として3%といういわゆる水利権という形で4分の3が県が持っているわけなんです、これは私が子供のころの話であれなんですけれども、もともとは、旧東村が持っていたと。それをある時期に県のほうに水利権を譲渡したと。これは今もってそのときの判断が正しかったかどうかというのは、事あるごとに議論になる話なんですけれども、いろいろの周辺整備にも関連してくるわけなんですけれども、考えるときに、水利権が県だよということで何か勢いがとまっちゃうようなところがあるので、それについて、まず譲渡を要望することなんですけれども、これから要望していくということですか。もう既に譲渡要望交渉はしているということなんです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 再生エネルギーの中で、小水力は非常に安定したものだというふうにつまみえられております。太陽光発電は昼間でしかできない。また雨が降ったり雪が降ったりすると、また途絶えてしまうというふうなことでございまして、その中でまた箱島湧水につきましては、今お話があつたように、季節を問わずして一定量が出ておる。冬の渇水期というふうなものもありません。また、非常に安定した中で昼夜を通して発電できるということで、安定的だということでさらに以前に同じような発電所があつたということから、着目をしてここに小水力発電所をつくろうということになりました。

しかし、水利権につきましては、県の農政部が養鱒センターの関係で持っておりまして、これにつきましては、この水の使用につきましては、大変交渉が時間を取つたということでございます。しかし、最終的には県として水を使って小水力発電をして、そしてその水を養鱒センターでまた使うということで考えておりまして、水利権譲渡という話ではございませんので、その辺につきましては、共同してその水を使っていくというスタンスで行つておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 先ほど申し上げた東吾妻町過疎地域自立促進計画の変更案については譲渡要望という言葉が入っているんで、質問したんですけれども、要するに譲渡ということ

じゃなくて利用する要望というようなわけなんですか。その辺ちょっとはつきりさせてもらって。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところの考え方として、先ほどお話ししたようなその水を使わせていただいて、小水力発電で使って、そしてまた養鱒センターで使っていただくということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 書いてあることと答えがちょっと合わないんであれですけども、それから養鱒センターについては、この中にもうたわれていますけれども、こっちのほうは既に役割を終わって廃止の方向であるというふうに書いてあるんですけども、関係者に聞いてみると、当初廃止予定だったものが、もう一つ川場に養鱒センターがあって、それが何年か前の大水で流れて、それで箱島養鱒センターの廃止がリスクの分散という面からいっていかげなものかという議論が出て、まだ一部を残すと。現に今一部残っているわけなんですけれども、全く全てなくなるという話じゃないようなんですけれども、聞いてみると、魚の種類っていうんですか、種の保存、それから稚魚のふ化って言うんですか、そのための役割は残っているということで聞いておりますけれども、今回の発電所は養鱒センターより上にできるわけなんで、それは魚には影響はないだろうということなんですけれども、その辺の、さっき言ったように水利権の話と養鱒センターの話があるんで、その辺をある程度明確にしておかないと、今後交渉を進めるに当たってどうかなと。曖昧なままでは進められないんじゃないかなっていう気がするんで、その点もう一度お願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 水産試験場につきましては、川場と箱島ですね、養鱒関係を行っております。ギンヒカリ等、群馬県特有の種の保存のためには今、先ほどお話あったように川場の試験場が災害にあって、被害を受けるというふうなことがございましたことから、1カ所に絞ると、今おっしゃいましたように種の保存ですね、そういうものからして支障があるのではないかとということで、当分の間は2カ所で養鱒につきましては行っていくというのが県の基本的な考え方というふうに思っております。そのような上から、今後小水力で使って、そして養魚のほうにも使うということがなされるのではないかと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 養鱒センター跡地については、県のほうでもいろいろ議論が出ている

ようではっきりした方向性というのがまだこちらのほうで出てこないんですけれども、これはこれで終わりにいたします。

それから、担当窓口が総務課東支所に変更になったということで、今お答えいただきましたけれども、ちょっとこれが適当な例えかどうか分かりませんが、東支所というのはあくまでも本町があつて出先というふうに一般の方は捉えるんじゃないかと思いますけれども、応募要項等見ると、遵守すべき関連の法令というのが約14あるんですね。そうすると県のほうで恐らく関係部局が5つ以上あると思います。そういうことで、じゃ窓口が東支所で対応できるのかなというのが正直なところなんですけれども、例えば銀行等であれば、大企業については本店営業部と、それから一定の規模のものは支店で決済すると、そういう流れなんですけれども、事業者の方から見ると東支所が窓口っていうのは何だろうか。一瞬ちょっと不安を覚える、不安と言ったら変ですけども、本当に町が本腰を入れてやろうとしているのかなという感じを受ける事業者もいると思うんですね。その辺いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、東支所は箱島地区の本当に地元の支所でございますので、そういう意味からして担当官は支所に置くのがベストだというふうに考えております。支所だからこの事業に余り本気でないとか、そういうことは絶対にございません。非常に重要な事業であるからこそ、その地元の支所にお任せとしているということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） それは解釈の違いであれなんですけれども、これ以上言ってもあれなんですけれども。今回の組織改定で、地域政策課ですか、地域振興を主にすると。そうすると、さきの来年の4月から先に話なんですけれども、そういう組織改定を経て、当事業が地域政策課にいくということはないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどお話をいたしましたように、今のところそういう考えはございません。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 私は水力発電のところにもはっきりうたってあるように、地域振興という言葉があるんですね。地域振興課にするか地域政策課にするかという議論がありましたけれども、地域振興のことから言えば、まさに地域政策課がやるところかなと私は理解して

いるわけなんですけれども、それはご判断ですから。

それから、あと名水百選箱島湧水の周辺整備を検討しているのか。おかげさまで駐車場と案内板は立派なものことができました。昨年の秋の上毛新聞なんですけれども、町長、我が町のビジョン、上毛新聞で、町の観光資源は何かというふうにインタビューで聞かれて、岩櫃山、箱島湧水、吾妻溪谷が代表的な観光資源と答えておられます。そのうち、箱島湧水では名水を使った小水力発電を本年度中に設計する予定だ、これはもう基本設計はできたということなんですけれども、発電の仕組みが見えるようにし、観光の要素を取り入れたいというふうに観光資源としても捉えられております。

この3つが3大観光スポットということなんですけれども、私の知人で定年退職して時間がある方で、各地の名水を巡っている人がいるんですけれども、その人から話を聞いたときに、箱島名水百選が一番整備されていないよと、珍しいよという話があって、地元でも周辺整備というのはいろんな形で議論されているところなんですけれども、県の企業局は、その最初の計画で地元説明をしたときに、名水とホテルの里っていう箱島は、いろんなことを考えているんでしょうと、町も含めて。グランドデザインを地元でつくるべきだというふうに企業局の幹部の方がそう説明の中で言ったんですけれども、なるほどなというふうに私は思ったわけなんですけれども、名水百選についてはお年寄りの方はよくご存じなんですけれども、ダム湖がありまして、ロックフィルダムが。これもう100年ちょっとたっていて、そこに水がたたえられていたわけなんです。その水がまた独特な水でインクの濃い色になるんですよ。それをもう50年ぐらいたつんですか、決壊するおそれがあるとかそこに魚を放した人がいて、そこに病気が出ると試験場の魚がやられると、いろいろ理由があるみたいなんですけれども、ダム湖を干したわけですよ。今の無残な形で底をさらけ出していますけれども、夏になると水芭蕉が3本ぐらい咲きますけれども、そのところは地元の「ホテル保護の会」が県の委託を受けて草刈りなんかやっているところなんですけれども、これは特に年配の昔を知る人にとってはダム湖を元に復元というのが悲願であるわけなんです。これは地元の県議会議員さんも県で質問された。それから、東村時代も何度かその辺に向けて動きがあった。だけれども、現在に至るまでそのままになっていると。そうすると、今回の発電事業で言いますと、導水管がもう100年たっているんで、新たに別の導水管を設置するということになると思うんですけれども、参道のところに設置するということになると、その周りがいろいろなことでこれを機会に、いろんな面で整備してほしいというのが地元の方のあれなんです。だから、観光という面から見ても恐らく毎日水をくみに来る人がいますか

ら、数えたわけじゃないんですけれども、人数が相当の人数になっていると思います。いわゆる交流人口ですか。それから、6月7月の蛍の時期には恐らく2カ月で1万人近い方が来ているはずなんです。そういう面から言うと、この周辺整備というのは今回と関連して非常にそういうことを話を議論して進めるのがチャンスかなというふうに私は捉えているんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 箱島湧水、観光資源でございます。今回の発電所がこの観光によりプラスとなるような形で設置できればというふうに考えております。例えば、発電の仕組みというものを小学生なり現場に来ていただいて、そして見ていただいて理解をしていただく。また養鱒場なども見ていただくというふうなことも可能かと思えます。そういう意味で、より一層その地域にプラスとなるような発電所にしていきたいと考えております。周辺整備につきましても、今後県と地元と十分協議しながら進めて検討してまいりたいと思えます。ダム湖があったということでございますけれども、専門家から見ると、やはり今のままではちょっと危険な状況で水を溜めることはできないという判断でございます。そういうことでございますので、今後進めてまいりたいと思えます。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 100年たってロックフィルダム、危険ということなんですけれども、現代の土木技術をもってすれば可能だと思いますけれども、それは私の解釈なんですけれども、要するに難易度が高いわけですね。今まで地元がこれだけ悲願を持ってきたのに実現しないっていうことは、さっき言った技術的なもの、それからコストの面があると思いますけれども、そういう面で非常に難易度が高い。ただ、そうだからと言って地元には熱が残っているということなんで、今回の小水力発電を1つの契機として、上信自動車道が箱島の真ん中を走りますよっていうルート変更の議論の中で、名水とホテルの里の真ん中に高規格道路が通るのはまずいだろうと。景観的にもよくないということがルートを変える要望のうちの大きな柱だと。ですから、そういう面から見て、ぜひこれを機会に私は議論が高まればいいなと思っているんですけれども、ぜひ町もその辺を理解していただければと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見のところは理解をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君）　じゃ、もう一つの項目で、郡内教育委員会の共同設置について、先ほどこれからのスケジュールということで話をいただきましたけれども、きのう一場議員の質問の中でもこれについても触れられたのであれなんですけれども、ご承知のとおり、いじめ問題の対応を契機として教育委員会のあり方、改革論議が随分盛んになってきているわけなんですけれども、来年の4月から改正地方教育行政法が施行されると。首長の権限がより強くなるということなんですけれども、勉強会で実質的な勉強はこれからですよということなんですけれども、勉強会に臨む町の姿勢として、現在の状況をどのように認識しているのか。それから、白紙の状態で臨むことってあり得ないと思うんですよね、勉強会と言えども。ですから、基本的なスタンスとして町はどのように考えているのか。その辺が現在議論されているのであれば、その辺についてお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、広域圏組合の理事長も交代をするというか不在となっておる状況でございまして、この件につきましては、白紙状態で進んでおらないということでございます。今後勉強会等につきましても、今後立ち上げるか立ち上げないか、そこから始まるかと思っておりますけれども、そのような状況でございます。

○議長（橋爪英夫君）　8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君）　わかりました。私の質問の趣旨は、勉強会そのものも立ち上げると言ったものの理事長がかわったりいろいろして、まだ町としては具体的な議論に入っていく状況じゃないってということなんですけれども、それを承知の上で今回質問しているわけで、現状をどういうふうに認識しているのか、基本的なスタンスはどうかということをもって臨まないと、実のある議論ってできないような気がするんで、これは私のそういう考え方を述べたまでのことでございますので、先ほどの答えで結構です。

　　以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（橋爪英夫君）　答弁よろしいですね。

○8番（茂木恒二君）　はい。

○議長（橋爪英夫君）　以上で、茂木恒二議員の質問を終わります。

◇ 重 野 能 之 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、2番議員、重野能之議員。

（2番 重野能之君 登壇）

○2番（重野能之君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。また、今回、初めての質問でありまして、ふなれ、不勉強な面が多々あるとは思いますが、お許しいただきたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

今回、質問につきましては、住民行政参画などについて2点、また職員の定数の適正化等に関して2点質問させていただきます。

まず、住民行政参画についてであります。昨今の地方を取り巻く環境は、過疎化が進行し厳しい状況が続いております。いかなる町をつくり、将来に残すかを考え、行政が動く過程の中でそこに町民の方々が参加し、その思いを反映させる住民行政参画の重要度が日ごとに増しています。そこで、当町における住民行政参画の現状と課題があればお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、本年10月に日本政策投資銀行が、政府の目指す地域創生を受けて、提言を発表しました。その中には、地方自治体、地元企業、金融機関、教育研究機関など地域の関係者が一同に介するプラットフォームを形成し、地域の強みと弱みを共有した上で、自立戦略を策定する。そして、それを推進、実施する活動主体とすることが有効であるとの提言がありました。今や、全国的な課題である少子高齢化、人口減少問題対策に過疎化の進む山間部の地域だけではなく、都市部の自治体も本腰を入れて取り組んでいます。このような状況では、利便性ある都市部への人、物、お金の集中はやまず、過疎化の地域がさらに過疎化していく悪循環を断ち切るのは難しいものと考えられます。私たちの東吾妻町を将来に向けて何とか現状維持をというものではなくて、今よりもさらに進化、発展させていくために、町当局が先頭に立って、全町民の総力を結集し、未来の子供たちのために行動するべきときではないのでしょうか。

そこで、町民、地元企業、金融機関あるいは教育機関、JA、行政、議会等が1つに集い、町の今後について議論し行動する大きな協議機関の設置を提案しますが、どのようにお考えでしょうか。

3点目ですが、職員の適正化についてであります。この職員の適正化に関しましては、平成23年度の224人を5年後の平成28年4月1日には8.9%、20人削減し、総職員を204人にする東吾妻町職員定員適正化計画が平成25年に作成され、実施中であります。しかしながら、本年4月から私の任期ということでもありますので、そのことを前提に、あえて質問を

させていただきます。

ことしにおいても、突然の地震や異常気象とも言える気候で、豪雨豪雪が発生し、各地で甚大な被害をもたらしています。このような災害などの非常時に対応する自治体の職員が不足気味になっている、このような状況が報道などによって指摘されております。また、多様化、複雑化する社会状況の中で、行政へのニーズが高まりを見せています。一方で、国の方針に先導されるように行政改革のもとに、公務員、職員数の削減が全国的に図られてきました。しかしながら、先ほども述べさせていただきましたように、非常事態あるいは高まるニーズに的確に応えるためには、ある程度の職員数は余裕を持った形で維持、確保されるべきと考えますが、その観点から当町職員の定数の現状と、あるいは今後の計画、今の計画は適正とお考えかどうか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

次に4点目です。私たちの記憶から消えることのないあの東日本大震災、あの地震によって引き起こされた巨大な津波によって、小さな子供からお年寄りの方まで、多くの方々が犠牲となりました。唯一頼れる親を失い、また、我が命にかえても守りたかった子を失い、私たちの想像を超える悲しみに暮れた方が数多くいます。その犠牲の中に、宮城県南三陸町のある女性職員の方も含まれています。当時、25歳のこの女性の職員の方は、3階建て防災対策庁舎から、防災無線で住民の方々に避難を呼びかけ、津波に飲み込まれる最後の最後まで放送を続けたそうであります。緊急の非常時に地域住民の生命と財産を守るために、命をかけて最前線の現場で活動されるのは、紛れもなく普段役所や役場で公務に励まれている職員の方たちです。この職員の方々がやりがいとやる気を持って日常の公務に専念し、かつ職員としての能力が存分に発揮できる職場の環境が確保されていることが大切であると考えます。よい職場環境で、よい公務ができるということは、最終的には政治行政の主体である町民の方々のためにも必要なことでもあります。そこで、町のために日々職務に励まれている職員の方々がやる気ややりがいを持てる職場環境を実現するために、普段取り組まれていること等あるのかお尋ねいたします。

以上、4点を質問させていただきまして、自席に戻させていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の住民行政参画等についてでございますが、総合計画の基本構想では、住民に対する情報公開を積極的に行い、住民、議会、行政が情報を共有し、地域に開かれた住民参画に

よる行政運営、住民と行政の協働による町づくりを一層進め、町づくりの主役である住民の積極的な社会参加をさらに促進し、自己決定、自己責任の町づくり活動を推進すると規定されておりますので、議員ご提案の協議機関もその1つの方策と考えます。今後、協議機関について検討してまいりたいと思っております。

2点目の職員定数の適正化等についてでございますが、町では平成25年3月議会において、東吾妻町職員定員適正化計画をご議決いただきました。この計画は、平成28年度までの計画で、職員数の目標数は、全国の類似団体の平均値を参考に算出した数値でございます。本町のような小規模自治体については、限られた人員で多くの課題に対応しなければなりませんので、職員間の協力が迅速かつ効果的に行われる体制を組織機構及び事務事業の見直し等を通じ、実態に則した人員配置を行うよう努めてまいりたいと考えております。

なお、地域振興施策等の中で、興味があり、やる気のある職員を募集し、アイデア等を考えていく全庁的なワーキンググループも立ち上げております。

また、平成28年度より本格実施になります人事評価制度につきましては、職員に個人目標を設定していただき、職員はその方向に努力し、至らなかった点は反省し、他者から強制されるのではなく、自律的に学び、新たな課題に挑戦していくようなやる気のある職員を目指す制度として実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 2番、重野能之議員。

○2番（重野能之君） 私の質問も初めてで非常にまとまらない聞き苦しい質問だったと思いますが、ご答弁ありがとうございました。

この協議機関に関しましては、こういう小さな町であります将来の子供たちのために、私たち大人がこの町に住む全員の大人がその子供たちのために等しく平等にいい町をつくるためにみんなが責任を負っているんだと。今みんなで力を合わせて執行部、役場、職員、議会、そして町民の人たち、みんなで力を合わせて、みんなで立ち上がっていこうと。今、国のいろいろ方針もありますけれども、国の政策一つで国家全体の流れがいろいろどうにでもなってしまうような状況で、やっぱり町全体が力を合わせていく、そういう気持ち、そういう観点から質問をさせていただきました。

また、公務員、職員数の適正化に関しましても、あくまでも国全体のレベルなんです、日本の全労働者人口の中で占める公務員の割合というのは我が日本国は5%、アメリカに至っては15%、これまた国の制度は違うんですが、北欧諸国ノルウェーとかスウェーデンは当

然なんですが30%と。OECD諸国の平均も15%、そういう中で、今まで公務員は多過ぎるとか、公務員は以前も給料もらい過ぎているんだとか、そういうような公務員、国家公務員なんですけれども、やり玉に上げられるような風潮があったと。しかし実際こういうことで、給料の面に関しましても、公務員が給料が決して高かったわけではなくて、デフレの不況によって民間の給与がただ下がっていただけであって、そういったことも日々私も思っています、今回こういった質問をさせていただきました。協議機関に関しても、検討していただけるということで、期待を持っていきたいと思います。

今回、まとまらない質問ですが、心を込めて初めて、私自身なんです、質問させていただきました。ご答弁ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 若い重野議員のご質問、まことにありがとうございました。

協議機関につきまして、今後よい町へとするために、広範な町民の皆さん、それから企業等も含め、行政と一体となったそういうものが今後設立できれば大変よいのではないかとというご質問でございます。今後、検討してまいりたいと思います。

また、役場職員でございますけれども、職員数適正化を求めて、町村合併時以降、50名程度削減してきたということでございます。そのような中で最近の採用された若い職員、職務以外に岩櫃太鼓の活動ですとか、その地域活動、また今般の駅伝競争大会にも振るって参加をしていただいております。そういう面が大変顕著に見られるものですから、非常に私もうれしく思っております。数少ないが、質のよい役場職員というものを今後育成していかなければならないと思っておるところでございます。ご質問、まことにありがとうございました。

○議長（橋爪英夫君） 以上で、重野能之議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

11時5分まで休憩します。

（午前10時56分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午前11時05分）

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、11番議員、須崎幸一議員。

（ 1 1 番 須崎幸一君 登壇）

○ 1 1 番（須崎幸一君） ただいま橋爪議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき、質問をいたします。

暮らしやすい町づくりの基本として、社会資本整備の一つである道路の維持管理や整備、町民にとって必要不可欠なものであると私は認識をしておるところであります。そこで、今回は第1次総合計画の後期基本計画や平成25年度から27年度までの3カ年の実施計画など、町執行部が示された資料を参考にして、道路の維持管理や整備の問題点と課題、そして今後の施策の展開についてどうすべきなのか、お聞きしたいと考えております。具体的に次の点について質問をいたします。

1点目として、町道を維持管理及び整備する上での基本的な方針は何か。

2点目として、各地区における生活条件が異なる中での問題点と課題は何か。

3点目、道路維持管理及び整備にかかる年間予算と財源確保についての現状分析と将来予測をどう考えているのか。

4番目として、今後、喫緊に優先して行う道路整備は何か。またその理由は。

5番目として、道路行政を行う中で、県や関係町村との密接な連携を図るためにどのようなことを実施しているのか。定期的な連絡調整を含む会議等を行っているのか。

6番目として、地域の道路管理を管理委託して、維持補修を実施していますが、その成果は何か。

7点目として、計画的な維持整備をするために、町全体を網羅する計画書、長期的なもの、また短期的なものは、作成してあるのか。もし、計画書がない場合、今後作成する予定はあるのか。

最後になりますが、異常気象によります自然災害等が発生し、道路交通網の遮断が予想される中で、道路維持整備に対する町民の期待は大変大きいものがあると思います。町長はどのような形でこの説明責任を果たされるのか。

以上のことについて、質問をいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町道を維持整備する上での基本方針はですが、第1次総合計画後期基本計画の第2章1、道路整備の推進で基本方針を記載していますとおり、上信自動車道関連町道、未整備幹線町道、狭小生活道路の整備、整備済みの幹線町道などについては、老朽化に応じた維持修繕と部分的改良に取り組むことを基本方針としております。

2点目の各地区における生活条件が異なる中での問題点と課題はですが、各地区により整備状況が異なり、住宅密集地であってもすれ違いのできない道路は多く、改良も困難な状況があります。山間部は高低差が大きく、冬の降雪や凍結が課題の一つとなっております。今後は整備する路線は絞り込んで、全体としては維持管理経費の負担が大きくなることを考えております。

3点目の年間予算と財源確保についての現状分析と将来予測であります。財源確保はより有利な事業で、国・県補助や起債を選定し、整備を進めております。また、近年、道路ストックの管理が重要視され、維持管理も国庫補助の対象となり、その制度を活用するため長寿命化修繕計画を策定し、維持管理についても、財源を確保していきたいと考えております。

4点目の今後、喫緊に優先して行う道路整備は何かですが、上信道に関連する道路、岩島橋の架けかえ、馬場・手子丸線の新路線整備などと考えております。上信自動車道関連につきましては、県で側道整備を計画していること、アクセス道路につながる町道、工事用で改良が必要となる町道などがあることから優先しております。岩島橋は、町内4駅から吾妻川を渡る橋梁で、改良されていない唯一の橋梁であること、老朽化、幅員の狭さなどから優先しております。馬場・手子丸線は長年の懸案で、現道が河川と崖地に挟まれ、急傾斜で幅員の狭い路線であること、2月の大雪でも集落孤立や除雪作業すら危険な状況であることなどから優先しております。その他、継続事業として整備を行っている路線もありますが、予算の範囲で整備をしていきたいと考えております。

5点目の道路行政を行う中で、県や市町村との密接な連携を図るについてですが、組織としては多くありますが、メンテナンス協議会、除雪会議、道路協会などでは、定期的な協議や現場視察などを行っております。それぞれ道路や附帯施設の点検、維持、修繕についての協議、2月の大雪を受けて国交省、高速道路管理者、県・市町村での除雪に対する対応協議、労働災害防止や先進事例の視察など、関係自治体と建設事業者を含めた研修などを行ってお

ります。

6点目の地域の道路管理を管理委託として維持補修を実施しているが、その成果はですが、年間契約として24年度に試行として始め、3年目になります。直営班の減を補完するほか、緊急性の高い修繕や補修に早急な対応で、地域住民への安全・安心の提供が可能となりました。予算的にも、以前は各地区維持工事を年度末一括で対応してきましたけれども、工事費の一部を減額し、道路管理へ移行しております。

7点目の計画的な維持整備をするために、町全体を網羅する計画書は作成してあるかですが、事業としては、路線ごとに町の実施計画に掲載しておりますが、近年維持管理の重要性が取り上げられ、国庫補助の対象となり、道路ストック総点検と長寿命化修繕計画の策定を進めております。橋長15メートル以上の橋梁については、既に策定し、ホームページにも掲載をしております。今後は道路の舗装、のり面工作物、ボックスカルバート、案内看板など、点検と長寿命化修繕計画の策定を行う予定であります。

8点目の異常気象による自然災害等の発生についてですが、自然災害を予測することは大変困難なことでありますが、事前情報の的確な把握と分析、対応体制の早期確立については、普段の連絡体制や役割分担を協議し準備しております。しかし、被災の最中や夜間の出動は、2次災害の危険も非常に高く、住民の皆様にも不要な外出や被災しそうな現場へは近づかないようことをお知らせをすることが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 何点か質問をさせていただきます。

計画の関係なんですけれども、今後計画書をつくる予定であるというふうな回答をいただきましたが、具体的な予定はいつごろ、何年度までには作成というような具体的なことがわかれば回答していただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の点は、長寿命化修繕計画についてでございますか。これにつきましては、来年度策定の予定でございます。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひ、つくるだけではなくて町民の皆さんに理解と協力を得るためにも積極的にそういったものを情報公開をしていただきたいと。計画はあるけれども、住民の人が知らないというようなことのないように、ぜひお願いをいたしたいと思います。

それから、4番目に質問しました喫緊に優先して行う道路整備は何かという中で、坂上地区の馬場・手子丸線が入っていたと思うんですが、これについては、財源的には辺地計画の中に入ってやっているというふうに私は認識しているんですが、その点は間違いないでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 間違いございません。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） それでですね、実際に工事の進捗状況というか進展が大分いろんな部分で国有地等あるんですかね、何かおくられているような状況があるんですが、それと馬場・手子丸線の道路改良、新設のような形だというふうに私は思うんですが、費用対効果的な部分で今後実際に道路ができたときの状況ですか、かなり低くなってしまうような気が私はしておるんですけれども、過疎化がどんどん進む中で、高齢化ですか、住んでいる人たちにとっても地域、大分将来においては厳しい部分があるのかなと少子化になってしまうのかなという部分があって、時間が整備時間がどんどん先送りされることによって、本来必要とする住民のための道路という役目はだんだんおくらしてしまうというふうに思ったんですが、町長としてその点についていかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの馬場・手子丸線でございますけれども、これにつきましては、現在の使っている道路、大変に狭く、何かにつけて非常に危険な状況にあるということで、地域住民の皆さんの安全・安心のために今度新設をするということになっております。現在、用地対応等を行っております。時間的に期間を短縮できるよう今後予算等に十分に配慮して進めてまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 馬場・手子丸線につきましては、費用対効果等、よく考えて辺地計画の中で、かなりの金額を調査、概算設計等にお金をかけているようでございますけれども、やめるという決断も1つの方法であります。現状の道路改良をするという方法もあると思いますので、検討していただければと、これは私の考え方ですので返事はいいです。

次に、岩島大橋の問題がありましたけれども、それに関連にして、橋を岩島大橋より立派なものにしても、それとアクセスするあそこに矢倉駅がございますけれども、あの矢倉駅周辺の町道についても検討を考えているのかどうか、その辺もお聞きしたいんですが。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 岩島橋につきましては、大変老朽化した橋でございます。また、矢倉駅対岸には上信が通ることから、それに関連して、町道整備と、また橋の新設というふうなことで考えておるところでございます。当然、駅周辺というものも、今後は改良しながら、特に吾妻線利用ということは町民の生活に非常に密接なものでございますので、今後町道改良につきましても検討してまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 先ほど、岩島大橋と申し上げましたが、岩島橋だと思うんで訂正をさせていただきます。私がそういうふうにしたと思うんですけども。

岩島橋だけではなく、そういった形で周辺の、特に公共交通機関であるJR矢倉駅に接続する部分については、ぜひアクセス道路ということで、検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、県や関係町村と密接な連携を図っているということでお聞きしたんですが、定期的な連絡調整会議等を実際に行われているのかどうか、その辺を。また、具体的に、もし行っているとするならば、月に1回程度とか、3カ月に1回だとかそういった形の会議等を行っているのかどうかお聞きいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 密接な連携に係る会議ということでございますけれども、主に県の土木事務所の指導によります道路協会でありますとか、そういうものに関する協議会、会議、現地視察等が行われております。ほかに、数としては多い、定期的な会議も行われているということでございますので、特に県とまた関連町村との協議というものが非常に重要なものでございますので、この点につきましてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひ、私は町道という形でいうと管理は町になるんですが、私たちが生活している上では、町道だけでなく県道もあれば国道もあるということで、そういった意味で県との連絡、調整というのは大切なものであります。また、そこに住民の人たちを巻き込んだ形の意見というものをぜひ聞いていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、予算的な部分でちょっとお聞きしたいと思うんですけども、従来、原材料支給によって住民の方にお問い合わせをしながら、維持、工事というものをやってきているとは思

ますけれども、そういったものに関しては、高齢化によりまして、かなり厳しい状況にきているのかなというふうに思います。その中で、今後の予想されるその道路の維持管理費、また道路改良についての予算的な部分で今後増大する予想はあるのかどうか、その辺をお聞きしたいかなと思うんですけれども。今までですと、大体道路橋りょう費の当初予算なんかでいうと、4億円ぐらいですかね、大体そんなんできているような気がするんですけれども、今後どういった形になるかなというふうに思うんですけれども。道路に関連して言いますと、街路事業費については約2億円ぐらいが今度なくなったということで、その分は圧縮されたかなと思うんですが、道路の維持、また改良についての予算的な部分でどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 原材料支給につきましては、地域によっては高齢化してきて、なかなか直接手を下すことができないような状況にもなっておるということでございます。でも、スタンスとして町としてはなるべく地元のことは地域住民でぜひ原材料費でやっていただきたいというのが本音のところでございます。ですが、厳しい状況にもあって、だんだんとその面の費用、予算というものはふえてくるというふうに考えております。今、ちょっとお話も出ましたように、原町駅南口線、今までは街路事業ということで行っておりまして、県事業でありますけれども、町の負担が18%あったということでございました。これにつきまして、県当局と交渉しながら進めてまいりまして、なるべく負担を少なくしてくださいという要望を行ってまいりましたけれども、今年度からこの部分につきまして、道路事業に事業がえになったということでございます。道路事業になりますと、全て県で予算を取りますので、町の負担がなくなったということでございまして、その面の町負担分はなくなったということで、その点は非常にうれしく思っておるところでございます。しかし、予算等、今後、厳しい中でもなるべくなら切り詰めながら町民の皆様にお頼りできるところは頼りながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 道路の維持また整備、これについては冒頭申し上げたとおり、町民の人がいろんな部分であそこをやってもらいたい、ここをやってもらいたい、細かい部分があると思うんですが、なかなか多分大きい工事のほうに目がいって予算的にもそうなんですが、届かない部分、そういった部分について細かいところについては住民参加型の原材料支給ということで今、お話をさせていただきましたけれども、なかなか難しい部分で、今後ぜ

ひ町としても、よく住民の人の声を聞きながら情報収集する中で、きちんと意見交換して、ご理解をいただく中で、道路行政を進めていただきたいなというふうに思っております。そういう意味では道路の維持整備計画ですか、そういったことを来年度つくるというお話でございますので、ぜひそれについても、来年も多分、町長、町政懇談会やられると思うんで、そういったときにでもお示しいただいて、道路の維持管理について、また整備についてはこんな形で町では進んでいますよということで、情報交換を密にさせていただいて、またその席で住民の人の直接的な意見を聞いて行政執行にぜひ役立てていただきたいと、大いに町長のかじ取り役としての役目を期待を私はして、本日の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員の先ほどから後半にわたりましてご意見を賜りました。こういうものを今後生かしていくように頑張りたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（橋爪英夫君） 以上で、須崎幸一議員の質問を終わります。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、9番議員、金澤敏議員。

（9番 金澤 敏君 登壇）

○9番（金澤 敏君） では、通告に従い、私の一般質問を行わせていただきます。

当町では、住宅新築改修等補助金制度と言いますが、他の自治体ではほとんどが住宅リフォーム助成制度と呼ばれている制度について、その拡充を求める内容で質問をいたします。

当町では平成22年度から始まったこの制度、全国では平成25年度の資料になりますが、既に628自治体で実施されるまでになっております。政府も26年度予算で、長期優良住宅リフォーム助成を実施しました。内容は補助率3分の1、上限100万円であります。それまでは、個人資産の形成に資するものには税金は使えないといい、自治体が行うリフォーム助成に背を向けておりましたけれども、これはしっかりと無視できなくなってしまったということではないでしょうか。

当町は今年度から補助率を5%から10%にし、上限も30万円と拡充いたしました。通告用紙に関しまして、私が希望している数字で20%というような数字を書き込んでしまったこ

とに関しては、まことに申しわけありません。訂正させていただきます。

この制度、拡充いたしまして、町内業者はもとより、利用者からも本当に高く評価されています。この制度は利用者が地元の業者を利用することから、地域循環型のシステムで、地域振興にも大きく寄与していることと考えております。この点について、町長の認識を伺いたいと思います。

各自治体の試算を見ますと、経済波及効果が絶大であることがわかっております。青森県や山形県の資料では、これは青森県でありますけれども、青森県では補助金に対して24倍、山形県は22.62倍になっておりますし、静岡県では29倍との試算を出しております。高く評価しているところであります。当町の事業開始からの経済波及効果の試算はどれほどになっているのかをお答え願いたいと思います。

それを踏まえて、さらなる拡充を行うことが地域おこし、仕事おこし等につながることから、今後の取り組みや拡充について町長に伺いたいと思います。

昨日の一般質問でも空き家対策や定住促進の質問も多く出されておりました。この当町のこの制度なんですけれども、都市部に住んでいる人が実家等をリフォームしてUターンができるということで、すごく喜ばれております。この点、中之条町は住んでいなくては利用できないので、このUターンするためのリフォームができない。当町はこの制度がありますので、移住者やそういう方に対しても有効に活用できる制度ですので、この辺を特にアピールすることが必要なのではないのでしょうか。

次に、第2の質問に移りますけれども、友好自治体との今後の交流の取り組みについて、質問させていただきます。

第3セクターの岩櫃ふれあい公社は、その役割を終えたということですが、友好自治体としての杉並区との交流はこれからも新たな段階にステップアップしていかなくてはならないのではないのでしょうか。これまでの枠組みを外し、より幅広く、そして深く発展し、拡大していかなくてはならないと思います。町長はどのような取り組みを考えているのか伺いたいと思います。

事業連携については、6月議会での同僚議員の質問に対して、積極的に進めるとの答えを町長おっしゃってございましたけれども、半年がたったことから、現在の状況やこれからの取り組みの予定などを伺いたいと思います。

地域間交流については、東吾妻町第1次総合計画でも過疎地域自立促進計画でも、農産物の供給や販路拡大、そして幅広い世代、分野の交流が求められていると記述されております。

具体的な取り組むものがあれば示していただきたいと思います。

以後、自席で質問させていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、金澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の新築改修等補助金制度の拡充の検討はですが、当町の住宅新築改修補助金制度は、建築主に補助金を交付することにより、建築発注件数の増加を呼び起こすことによる建築需要の喚起、町内の建築業者への経営振興策として、平成22年度から実施をしているものでございます。補助の内容につきましては、本年度より補助率10%、上限金額を30万円にそれぞれ引上げ改定を行ったところでございます。

当町の補助制度の特色は、県内他市町村において、住宅リフォームを対象としているところが多い実態でございますが、当町は新築住宅にも適用させております。当町における当制度を利用した建築発注による経済波及効果を見てみますと、平成22年度が27件で2億2,500万円、23年度が48件で4億6万円、24年度が60件で4億6,500万円、25年度が42件4億50万円という数字になっております。制度拡充につきましては、本年度における申請件数の推移を見させていただきます。

2点目の友好自治体との今後の交流でございますが、今年度は福島県南相馬市、道の駅において、交流自治体フェアが開催をされ、当町では特産物の野菜や果物の販売をしながら参加してまいりました。東日本大震災直後に東吾妻町へ避難された方も大勢来てくださり、相互の支援というものを実感をした次第でございます。この自治体交流フェアにつきましては、今年度が初の試みでありましたが、大盛況につき次年度へ継続の事業となる予定でございます。

また、新たな広域連携をテーマに情報共有や、部署を超え広域的な交流自治体の連携と協力について、相互理解を深めるため、杉並交流自治体フォーラムが毎年開催をされております。今年度は福島県北塩原村で開催をされ、交流自治体が北塩原村地域の実情について、今後どのような未来を築いていけるか、地域と行政がどのように連携を図っていくべきか、担当者レベルで意見交換をしております。

今後の交流につきましても、意見交換できる機会にするだけでなく、交流事業の推進によりどんな地域課題を解決できるのかといったテーマに踏み込んで、他の自治体と議論の場、交流の場を継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 今、町長お答えいただきました工事総額の金額を22年度からずっと出
していただきましたけれども、工事総額と経済波及効果とは違うと思いますので、この経済
波及効果をしっかりと担当課でつかんでいるのかということをお聞きしたいんです
けれども、その点をお答えください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点につきましては、特にまとめてはありませんけれども、22
年度以降、こうやって多くの住宅が建築関係の工事を行ったということは非常に地域経済に
よい影響を与えていると考えています。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） そうなんですよ。この制度、本当に地域循環型の制度でありますの
で、町の中の業者がメインになりますし、リフォームしたり新築したりすることによって、
そこで高齢者の方もより住みよい住宅ができる。さらに二世帯住宅ではないんですけれども、
世帯がふえてもそれに改修することによって、より住民がよい世帯として成り立っていくと
いうようなことがわかってきております。

私もいろいろな事業主の方に話を伺ったんですけれども、本当にこの制度、生まれてよか
ったという声が多く聞かれております。ただし、1人の方に聞いたところ、ことし初めて
この制度を利用して工事させてもらったんだと。今まで知らなかったということで、お客
さんのほうから、こういう制度があるから使ってやってくれないかと言われて初めて使って
みて、ああ今までもっといろいろなお客さんにこの制度で工事してやればよかったなという
ことをつくづく感じたということをお聞かせています。そういう点で、本当にまだいろいろな
町報やらで、この制度きつと伝えているとは思いますが、まだ周知徹底が少ないん
ではないかとそう感じているところなんですけれども、これに関しては、今までの周知徹底
の仕方以外のどういうことがあるのかという、ちょっとわからないんですけれども、町がや
るやり方と商工会等を通じてやるやり方といろいろあると思いますけれども、もっとこの制
度がこんなに町の経済に対して有効に使われているということを考えれば、もっともっと宣
伝する必要があると思うんですけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員ご指摘のとおり、このよい事業のPR、町民の皆様に行きとおら

せるということは必要でございます。当然のように、町の広報やインターネット、ホームページ等も利用しております。また、商工会等にもつないでおるところでもございまして、特に商工会の下部組織の職工組合が建築業者さんが多い組合でございまして、私も総会等にはよく出ておりまして、その中で、このリフォーム制度につきましてもご説明をしております。また、そういったやっぱり組合組織の実際の大工さんがお客さんにこういう制度があるから、これ使ってやりましょうというふうなことが勧められるような状況をより一層強めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） そうですね、もう一人の方、事業者からの意見としては、私はこの制度ができてからみんなこれでお客さんにアピールして仕事を興してるんだということで、すごく使わせてもらっていてありがたいというような声も聞いております。発言の中で私も言わせてもらったんですけれども、Uターン等ができる制度なんですね。きのうも本当にいろいろ空き家対策やら定住促進に関する質問が出ていたんですけれども、この制度を使うと、これ例として聞いたところなんですけれども、前橋市に住んでいたと。で、定年退職して田舎に帰りたいなど。ご両親も亡くなっているんで空き家になっていた、実家が。それをじゃ帰ってきても、もう何年も空き家になっていたから、簡単には住めないと思ったんですけれども、この制度があるということを知って、じゃ、この制度を使ってその実家に戻ったと。そういう話も聞いております。そういう点で有効な制度なんで、そういう点でもこの制度をアピールする必要があるのかなと思います。

もう一つ、きのうの質問の中で、商店街の振興、空き店舗をどうするか、というような質問も多く出されておりました。これに関しまして、同じような住宅リフォーム助成制度と似たような形で、この商業振興につながるものとして、商店リニューアル制度というのが高崎市で始まっているわけなんですけれども、いろいろ聞き及びますと、これを使うことによって、本当に商店街が活気づいてきた。若い人たちがお店を借りて、この制度を使うことによって、お店をリニューアルして若い人たちが商店に入ってきて店を始めるというような事例が本当に生まれてきて、これもまちおこしのためのすごい制度だということを聞いています。この間、私も町長交渉を行ったときに、この制度のことも町長にはお伝えしてあるんですけれども、そのとき明確な答えがもらえなかったんで、こういう制度がありますけれども、それについて。当町は家賃補助の制度はあるのはわかっております。だけれども家賃補助ではなく、水回りのところをしっかりと直したいとか、空調を直したいと

か、そういうことによって空き店舗解消につながっていく可能性もあると思うんですけども、その点について町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この制度は、今お話ありましたようにＵターンの方、それから移住の方にも利用できる制度だと思っております。

また商店街につきまして、先日も、正式名称は忘れましたが、協議会の皆さんがいらっしゃって事例の資料をいただきました。大変いい制度だなというふうに思っております。当町には、既に空き店舗を借りて家賃を補助する事業ありますし、その事業の中で、その店舗の改修費につきましても20万円を限度として補助をする制度もついておりますので、そういうものもご利用いただけたらというふうに思っているところでございます。今後のにはトータルにいずれにしろ検討してまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 検討してくれるということで、それは期待していきたいんですけども、これ高崎の事例なんですけれども、20万円以上の工事に対して、上限100万円ということらしいんですね。やっぱりそういう空き店舗になっている店っていうのは、やっぱりどこか中が老朽化しているというようなことがあるわけです。特に一番改修の要望が強かったというのはトイレだったらしいですね。トイレがやっぱり、きのうもそういう質問が出ています。トイレが一番のおもてなしのところで、きれいでないとなかなかお客さんが満足できないということだったらしいんですけども、この高崎での商店リニューアルについて、やっぱり一番多くの工事がトイレの改修が一番多かったと。そして、あとは水回りですね。厨房の冷蔵庫が小さかったのを大きくしたいというようなことで進めた。そういう工事が多かったということを聞いております。やっぱり空き店舗対策、あと空き家対策、何かしなきゃいけないというのはみんな当然考えているとは思いますが、こうやって先進地の事例があります。そういうのをやっぱり本当に吟味し、検討し、やる必要があるのかなと思いますので、ぜひ検討するということですので、やっていてもらいたいと思います。

質問の第2のほうにちょっと移りますけれども、友好自治体との関係で、今、町長、いろいろ友好自治体のことをおっしゃいましたけれども、杉並区とのことはほとんどおっしゃらなかったんですけども、これは意図して何も言わなかったんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 杉並区との交流につきましては、当町の交流の主のものでございまし

て、議員も従前からご存じかと思ってこのような形になったというふうに思いますけれども、杉並区との交流、もう二十数年に至るわけでございまして、考えてみますと、東日本大震災で協力し合って、被災者を当町で支援をしたということで、より一層連携のきずなが強まって、今非常に一番いい交流ができているのではないのかなと、今までではですね、思っているところでございます。今後さらにこの交流を高めていかなければならないというふうに思っております。この交流することによって、また東吾妻町も活性化なり、また地域創生にも大変に実のあるものになればというふうに考えているところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤 敏君） 今、一番いい交流ができているんじゃないかというような今町長のお答えだったんですけども、私からしてみると、何かこう広がりが見えない、停滞しているんじゃないかと感じてしまったものですから、この質問をさせてもらったんですけども、もっともっと具体的にいろいろなことを仕掛けていく必要があるのかなと私は思っております。具体的にじゃ何かって言われればすぐ私も出てきませんけれども、この本当にこれからもう一段ステップアップしていくんだというような気概で友好自治体としての杉並区とつき合っていく必要があるのかなと思うんですよね。

これもきのうの質問の中で出たように、南伊豆町の特養の問題なんかもあります。こういうことも含めて今までの文化、スポーツ、子供たちの交流しているからこれでいいではないかというような、そんなように受けとめられてならないんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどもお答えをいたしましたように、よい交流をさらに高めてまいりたいとお答えをいたしました。また、南伊豆町の件につきましても、杉並区から南伊豆町へ行くより、杉並区から東吾妻町に来るほうが非常に短時間で来られるということでございます。また、上信自動車道が整備されれば、より一層 1 時間半ぐらいで杉並区から来られるというふうに思っております。そのような立地条件からして、より交流事業なり、またさまざまなそういった事業まで波及して行えるというふうに思っております。子供たちの交流につきましても、また新たな事業も考えておるところでございまして、今後ともしっかりと交流を高めてまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤 敏君） そうですね、町長のおっしゃった答えで、そういう方向で一生懸命進

めてもらいたいと思うんですけれども、でも、聞くところによりますと、担当課である企画課の中の杉並担当の方が今いないんじゃないかというようなことは聞いたものですから、ちょっと力を、真剣に取り組むという姿勢がないんじゃないかというようなことが町民の間から聞こえてきましたので、その点はちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的に杉並担当というふうには呼んでおりません。交流担当というふうなことでございまして、進めておるところでございまして。職員もしっかりとその職務について励み、その交流についてしっかりと取り組んでいるところでございまして。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） じゃ、その町長の今の答えをもって、その方に伝えたいと思いますけれども、なかなか今まで以上のつながりがなかなか見えてこないというのが私の考えでありますので、ぜひそれが見えるような姿になるようにしていってほしいと思います。それが、これからのこの町の発展にもつながっていくのかなと思いますので、ぜひよろしく願いします。その点についてちょっとお答えを願いたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見を賜りました。交流につきましては、やはり私どもが杉並区との交流につきましては、現状としては大変一番いい時期にあると、お互いにその職員同士もいろんな連絡協議も進めておりまして、そのような点から今後も交流を高めていきたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） ずっと今までの町長の答えを注視して今後もいきますので、ぜひよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○町長（中澤恒喜君） 金澤敏議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

1時まで休憩いたします。

（午後 零時00分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、10番議員、青柳はるみ議員。

（10番 青柳はるみ君 登壇）

○10番（青柳はるみ君） 図書による地域振興、また青年から熟年までのひきこもり対策という質問をさせていただきます。

急激な人口減少を緩めるという問題解決のため、自分たちの地域にもっともふさわしい政策を考える力、行動が必要とも言います。都市だけが発展、人口増するのではなくて、都市と農村が交流を深めるには何をすべきか。いきなり定住に進むことは無理なことから、そこに住む住民こそ主役で、住民の参加を求めながら考える地域政策を、との思いで質問させていただきます。

初めに、図書による地域振興です。町管理の余裕教室や施設、空き家などを活用し、図書による交流を提案します。

主に都会の学者やITを開発してきた人、読書家は、大量の本を持ち、その管理、置き場所に困っています。具体的に私の見てきた3人の例を紹介します。1人目は、横浜に住む知人ですが、月2万円の家賃を払い、当町にある空き家に蔵書やカメラマンであるため大量の作品、機械を置いています。また、英語の辞書をつくった学者は軽井沢の長野原寄りの千ヶ滝にある別荘の庭に電車の貨物コンテナ6台に蔵書を置いていました。見せてもらったときは、こんなに本を持っている人がいるのかとびっくりしました。3人目は、地方の安いマンションを買い、そこに蔵書を置いている友人がいます。

これらの本をなくなっては困る本は抜いて、貸本棚として町の空いている施設で、年に幾らかで預かる。本を大量に持っている人は知識人であろうし、地域にとって有益な交流がもたらされると思います。

本というきっかけで町を訪れることにより、この地域を知ってもらふ。このことは交流人口の増にもなります。身近な自分の田舎としてもらう。

第2に、この本をひきこもりがちの若い能力ある青年にパソコンで整理してもらう。また、

定年後の家にこもりがちな熟年にもあらゆる経験を生かしてもらい、運営に参加してもらおう。そして、矢倉にある福祉作業所は手狭です。老朽化も目立つことから、町の空き施設を活用し、この本の預かりに際し、整理やラベルの張りつけ作業をしてもらえば、通所定員もふえるのではないのでしょうか。広域の運営でもあり、長く続くように法律、条例に従い、進めていきたい。

以上、提案をいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えを申し上げます。

1点目の町管理の余裕教室や施設、空き家などを活用し、図書による交流の提案でございますが、大変興味深い提案と受けとめております。

議員ご提案のように、特に都会において大量に蔵書を所有する方にとって、その保管については、場所及び保管料などにおいて、蔵書を持つがゆえの課題であると思います。貸本棚として町の空き施設で有料で預かり、蔵書の保管場所に提供し、その蔵書を通じ、人の交流が図れることで、ウィンウィンの関係をつくることができれば有益だと考えております。

ご提案については、本というものを通じた地域振興策を初め、さまざまな視点から今後検討させていただきたいと思っております。

2点目のこうした本をひきこもりがちの若い能力のある青年にパソコンで整理、管理していただくことや、定年後の家にこもりがちの熟年の方にも、あらゆる経験を生かし、運営をしていただくという提案でございますが、先ほどのようなご提案と関連しておりますので、同じ提案と受けとめ、今後、関係部署により協議、検討させていただきたいと思っております。

また、矢倉にある福祉作業所も手狭なので、町の空き施設を活用し、この本の預かりに際して整理やラベル張りの作業を行っていただければ、という提案でございますが、今までの提案を検討し、整理する中で考えてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） 前向きなご答弁、ありがとうございます。

本の預かりとネットを引きますと、幾つか業者がありました。全部箱での預かりです。そして、横浜の埠頭のコンテナとか、都会のトランクルームでした。1つだけ福島県只見市の

田舎で預かるのがありましたが、業者です。自治体の少しの支援を受けて、地域の住民が参加しての本の預かりはありませんでした。公共の図書館としては廃校舎を利用しているのありましたが、これが実行されれば全国初の取り組みとなると思います。

また、カフェも併設して、自分の分身でもある本に会いに来る。そして、読書を通して自然の中でゆっくりと自分を取り戻す時間を持ってもらう。本年事業課で主催の「じんじん」という映画がありました。この映画は絵本が親子のきずなを取り戻すというもので、多くの人が鑑賞したことから、本に対する気持ちは呼び起こしていると思います。本には力があります。交流人口をふやして吾妻線に乗ってもらう。真田丸があるように、町の歴史に興味を持つ人もいます。既に、観光ボランティアとして吾妻線に乗って、当日「忍びの乱」に雨の中、忍者の格好をして都会から参加している人もいました。この町に魅力を感じてくれる人は多くいます。おいしい水、食べ物、新鮮な野菜、景観、地方の方と交流を深めることで何回も吾妻線に乗ってもらいたいなと思います。今、町長のおっしゃいましたひきこもりで、若い人のひきこもりで、ここに仕事をつくってあげる。そういうのも行政としてはやらなければいけないことかなと思います。人口減の中、そういう若者、こもっている若者に出てきてもらって、一緒に社会生活をしてもらいたいなと思っています。

福祉作業所にも通所希望者がふえて、このごろいまして、榛名養護、中之条分校、また高等養護を卒業した方のなかなか仕事がないという声を聞くし、相談にもまいます。受け皿になる仕事を我々大人がつくってあげることも大切ではないかなと思います。今、青年のひきこもりとありましたが、熟年のひきこもりというのも定年後、一番困っているのは誰かと言いますと奥さんなんです。奥さんはいろんな趣味にどんどん出かけていきます。しかし、お父さんが家にいるということで、熟年のひきこもり、一番奥さんが大変なのよという声をいっぱい聞きます。ぜひこのいろんな技術を持っている方に出てきていただいて、社会生活をしていただいて知恵をいただきたいなと思っています。町長の非常に前向きなご答弁でしたので、これで私は関係条例とかわかりませんが、事務方の皆さんでやっていただいて進めたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

○議長（橋爪英夫君） 町長のコメントいいですか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変よいご提案といえますか、ご質問といただきました。今後前向きに取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（橋爪英夫君） お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成26年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日に開会をされました今期定例会におきましては、東吾妻町組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例など、条例関係12件、平成26年度一般会計補正予算など予算関係4件、東吾妻町過疎地域自立促進計画の変更についての1件を提案をさせていただき、原案のとおりご議決いただき、本日の閉会の運びとなりました。

また、議案審議や一般質問におきましてちょうだいいたしました貴重なご意見、ご提言につきましては、真摯に受けとめ、今後の町政運営に反映してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、ことしも残すところわずかとなりましたが、一昨日に行われました衆議院選挙で、国民はこの2年間の安倍政権を信任いたしました。町に関係があります地域活性化に向けた地方創生の総合戦略策定も本格化させるものと考えられますので、今後の動向を注視していきたいと思っております。

議員の皆さんには、この1年、町民の代表として重責を果たされ、重大なご尽力をいただきました。まことに深く敬意を表するとともに、心から御礼を申し上げます。これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員皆様におかれましても、年末のお忙しい時期、健康にご留意され、輝かしい新春を迎えてくださいますようご祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

平成26年第4回定例会は、12月5日から本日まで12日間にわたり開催され、平成26年度補正予算4件、条例12件、その他1件の執行部提案に加え、請願・陳情の審査、委員会提案の意見書2件など、終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には9人が立ち、ここに終了することができました。

12日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心からお礼を申し上げます。

会議中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあつたと思います。新しい年度の予算編成に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待いたします。

今年も残り少なくなりました。これからは寒さも増してまいります。事故や健康に留意され、輝かしい新年に期待を託しながら、ご家族ともどもよい年を迎えられることをご祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（橋爪英夫君） 以上をもって、平成26年第4回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時16分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 橋 爪 英 夫

署 名 議 員 浦 野 政 衛

署 名 議 員 一 場 明 夫

署 名 議 員 菅 谷 光 重